

自己点検・評価 報告書

追手門学院大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	30
第4章 教育課程・学習成果	39
第5章 学生の受け入れ	67
第6章 教員・教員組織	75
第7章 学生支援	82
第8章 教育研究等環境	98
第9章 社会連携・社会貢献	113
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	118
第2節 財務	138
終章	142

序章

追手門学院大学（以下、「本学」と言う。）は、大阪鎮台司令官であった高島鞆之助により 1888 年に創設された大阪偕行社附属小学校を起源とし、1966 年に経済学部（経済学科）、文学部（イギリス・アメリカ語学文学科、東洋史学科、心理・社会学科）の 2 学部 4 学科からなる大学として開設された。その後、学部等の新設・改組を経て、現在では、文学部（人文学科）、国際学部（国際学科）、国際教養学部（国際教養学科、国際日本学科）、心理学部（心理学科）、社会学部（社会学科）、法学部（法律学科）、経済学部（経済学科）、経営学部（経営学科）、地域創造学部（地域創造学科）、の 9 学部 10 学科（内、国際教養学部は国際学部設置に伴い募集停止）構成となった。また、大学院においては、経営・経済研究科（博士前期課程・博士後期課程）、心理学研究科（博士前期課程・博士後期課程）、現代社会文化研究科（修士課程）の 3 研究科を擁し、人文社会科学系の総合大学へと大きく飛躍を果たした。

本学は、2017 年度に公益財団法人大学基準協会による 2 回目となる機関別認証評価を受審し、「大学基準に適合している」との判定を受けた。長所や特色として「あらたな入試制度の導入」、「教職協働による大学運営体制の整備」など評価された事項があった一方で、指摘事項として、「教育内容・方法・成果」、「学生の受け入れ」、「内部質保証」にて 7 件の努力課題と 1 件の改善勧告が付された。本学は、それらの指摘事項を真摯に受け止め、特に、内部質保証に責任を負う組織である「全学自己点検・評価委員会」を中心に改善の取り組みを進め、2021 年度にはその状況を「改善報告書」としてまとめ、大学基準協会へ提出した。その後、2022 年 3 月に大学基準協会より「改善報告書」の検討結果通知を受け、改善勧告においては改善が認められたものの、努力課題においては、改善が不十分な事項もあり、更なる対応が求められた。

本学は、2022 年度より現在に至るまで、その改善が不十分な事項について鋭意改善に取り組み、特に 2023 年度からは内部質保証を担う組織を再編成し、内部質保証に責任を負う「全学自己点検・評価委員会」とそれを推進する「内部質保証推進委員会」とで明確に役割を分けた。また、3 名の副学長が中心となり、相互に点検・評価が行える体制を再構築し、努力課題であった以前までの「中期経営戦略に基づいた点検・評価」から、大学基準協会が示す「点検・評価項目を中心とした全般的な教育研究活動の点検・評価」へと改善することとした。さらに、自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、学外の有識者を外部評価委員として招聘し、2023 年 11 月には外部評価委員会を開催し、改善に必要な意見を聴取のうえ、直ちに対応に取り組んだ。

本報告書は、2023 年度における本学の教育研究活動の状況を自己点検・評価し、それらを取りまとめたものである。本学は上述のとおり内部質保証体制を再編成したことにより、より客観性の高い内部質保証体制が整ったと言える。

今後、この内部質保証体制を継続して点検・評価することにより、その精度を高めていくことで、教育研究活動のさらなる充実、向上を図り、社会的使命を果たす所存である。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
2. 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

追手門学院大学の設置主体である追手門学院（以下、「本学院」と言う）は「追手門学院寄附行為」第3条に「教育基本法、学校教育法、私立学校法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、地域社会、国家及び国際社会において、指導的役割を果たしうる人材を育成すること」を目的として定めている（資料1-1【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/寄附行為/学校法人追手門学院寄附行為]）。その上で教育理念に「独立自強・社会有為」を掲げ、1888年に開学以来、幼稚園から大学・大学院までの総合学園として、地域社会、国家および国際社会において、指導的役割を果たしうる人間の育成を行っている。学院120周年であった2008年には「追手門ビジョン120」において本学院の理念・目的を「追手門学院教育理念」として策定した（資料1-2 [追手門学院将来計画 追手門ビジョン120]）。

追手門学院教育理念

独立自強・社会有為

追手門学院は、幼稚園から大学・大学院までの総合学園として、以下にあげる人物の養成を目標に、地域社会、国家および国際社会において、指導的役割を果たしうる人間の育成を目指します。

- ・確固たる個性を持ち、自他の人格を尊重し、節度をわきまえ、社会の秩序と平安を乱す有形無形の暴力を排除する、勇気ある民主的人物
- ・美的、倫理的価値に対し、鋭敏で健康な感受性を持ち、真に自由な精神と強い意志を持った責任感のある人物
- ・豊かな一般教養を身につけ、深く高い知識と思考力を以って、人文、社会ならびに自然の諸科学の正しい発展に寄与できる人物
- ・日本の歴史、文化および芸術に対する深い造詣と、母語に見識をもつ豊かな表現力のある人物
- ・国際的視野と国際的社会性、および地球的観点をもち、人類の反映に寄与し、社会に貢献することのできる人物

近年では、世界規模での激しい社会変化の中、イノベーションの源となる飛躍知の発見と創造、新たな課題の発見と解決ができる人材の育成が喫緊の課題となっている。本学院では 2018 年度に、2040 年という予測不可能な未来に向けて、この「独立自強・社会有為」という教育理念に基づき、学院の目指すべき方向性を明確化し、イノベーションの発信拠点として地域社会、国家および国際社会に貢献する存在となるべく、「学校法人追手門学院『長期構想 2040』」を策定した(資料 1-3【ウェブ】[学校法人追手門学院/長期構想 2040])。「長期構想 2040」は本学院の理念・目的を具現化したものであり、追手門学院大学の教育・研究をはじめ、あらゆる活動の指針となっている。

追手門学院大学(以下、「本学」と言う)では、「学則第 1 章総則第 1 条」に「本大学は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、深く専門的な知識を授け、その研究と応用の能力を養うことを目的とし、高い人格教養と優れた健康を併せそなえ、国家の発展と社会福祉の増進に寄与する独創的で実践力に富む指導的人材の育成を使命とする」と定めている(資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則])。これは教育基本法の大学の理念・目的にかかわる条文の精神に則るとともに、本学院の教育理念である「独立自強・社会有為」を踏まえて、本学独自の建学の精神と歴史に適う理念・目的として定めたものである(資料 1-5【ウェブ】[追手門学院大学/教育理念])。

また大学院課程については、「学則第 1 章第 7 条第 2 項」(別に定める規程条項)に従って、教育理念・目的を、「本大学院は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と「大学院学則第 1 章総則第 1 条」に定めている(資料 1-6【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学大学院学則])。これは教育基本法の規定と精神を受けて、学術の理論と応用の教授研究を目的とし、人文社会科学系の総合大学として社会文化の進展に寄与する本学の特徴を表現したものである。

各学部・研究科等においては、追手門学院教育理念及び学則の定めを踏まえた教育研究上の目的を、それぞれ学部規程並びに研究科規程に適切に定めている。

○学部

文学部は人文学科 1 学科で構成し、文学部規程第 2 条において人材育成その他の教育上の目的を「人文学科は、日本文学・日本語・日本史・日本文化に関する学びを通して、高い理解力と思考力を身に付け、専門的知識を活用して思考・行動ができるとともに、創造的に問題解決を図り、新しい文化や時代を創出することができる人材を養成することを目的とする」と定めている(資料 1-7【ウェブ】([追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学文学部規程])。

国際学部は国際学科 1 学科で構成し、国際学部規程第 2 条において人材育成その他教育上の目的を「国際学科では、英語をコミュニケーションツールとして、複雑化する国際的諸問題をグローバルな視点から把握・理解し、専門的知識やスキルを活用して問題解決を図り、国際社会に貢献することができる人材の養成を目的とする」と定めている(資料 1-

8【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学国際学部規程]]。

心理学部は心理学科1学科で構成し、心理学部規程第2条において人材育成その他の教育研究上の目的を「心理学科では、幅広い教養的基礎のうえに、認知・脳科学系心理学、生涯発達・生涯教育系心理学、臨床系心理学、社会・犯罪系心理学、及び情報科学に関する基礎知識を学ばせるとともに、専門領域として以下の内容を重点的に学ばせる。(1)人の心のケアと福祉に関わるメンタルケア、(2)人の生涯の発達と教育のサポートに関わるチャイルドサポート、(3)企業に就職して種々の仕事に役立てるビジネスリサーチ、(4)情報科学の知識やスキル獲得に留まらず、認知科学的視点から人間の特徴についても学び、多様な分野の仕事に役立てる人工知能・認知科学、これらの専門領域としての学びと心理学や情報科学の基礎知識を様々な職業に生かし、自己実現をめざす豊かな人間性を持つ人材の育成を目的とする」と定めている（資料1-9【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学心理学部規程]]）。

社会学部は社会学科1学科で構成し、社会学部規程第2条において人材育成その他の教育研究上の目的を「社会学科では、基礎的教養としての社会学的知見を理解し、常識にとらわれない社会的なものの見方ができ、独創的な企画力をもった、人間性豊かな自立した市民、職業人を育成することを目指すものである。現代社会が直面する重要な問題、課題を実践的に学び、現代の社会と文化のあり方を追求し、新しい人間と社会のあり方を構築することは今日の社会的要請である。このため、社会学の各専門分野にわたり学生に学ばせ、人間社会に対する優しさと厳しさをあわせ持つ健全な人間社会の構成員として活躍する人材の育成を目的とする」と定めている（資料1-10【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学社会学部規程]]）。

法学部は法律学科1学科で構成し、法学部規程第2条において人材育成その他の教育研究上の目的を「法律学科は、法律に関する基礎的・基本的な知識と技能の習得のもと、法律の理論や手法を活用し、法律に関する諸活動を主体的・合理的に行うことのできる能力と態度を育成することを目的とする」と定めている（資料1-11【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学法学部規程]]）。

経済学部は経済学科1学科で構成し、経済学部規程第2条において人材育成その他の教育研究上の目的を「経済学部では、国際的視野に立ち、幅広い教養とともに経済学の系統的理解が身に付くよう、段階的に主体的な学習を促す。商都大阪の歴史ある教育環境のもと、創意と工夫、規範と責任をもって社会や地域の担い手となる、独立自強・社会有為の人材を育成する」と定めている（資料1-12【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学経済学部規程]]）。

経営学部は経営学科1学科で構成し、経営学部規程第2条において人材育成その他の教育研究上の目的を「経営学部では、経営及び関連領域に関する知識の獲得と実践的な経験を通して、企業などの組織に関するさまざまな活動に応用できる能力を身につけた社会的責任感のある人材を養成する」と定めている（資料1-13【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学経営学部規程]]）。

地域創造学部は地域創造学科1学科で構成し、地域創造学部規程第2条において人材育成その他の教育研究上の目的を「地域創造学科では、『地域政策』『地域デザイン』『観光』『食農マネジメント』に関する学修を通じて、幅広い専門知識と教養を身につけ、職業人

として、また地域の生活者として、生涯にわたり学び続けるとともに、持続可能な地域・社会を創造することに主体的に参画する地域イノベーション人材を養成する」と定めている（資料 1-14【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学地域創造学部規程]）。

国際教養学部は国際教養学科と国際日本学科の 2 学科で構成し、国際教養学部規程第 2 条において人材育成その他の教育研究上の目的を「国際教養学部は、現代社会の理解と創造に役立つ情報文化と 21 世紀の国際社会に広く通用する国際語学を中心に教育を行い、生活基盤としての基礎教養文化（コモン・リベラル・アーツ）の上に、より多様化し複雑化する社会や文化に対する的確な理解及び情報の適切な選択と発信の能力を涵養し、もって現代に通用する生きた教養を備えた社会有為の人材の育成を目的とする」と定めている。加えて、国際教養学科では「1)国際的に通用する教養と実践的な英語力をもった人材、2)英語をコミュニケーションツールとし、国際的な視野に立って自国文化を眺め、自国文化との関係の中で、グローバル社会の諸問題をより多角的かつ客観的に把握し、それを解決する方策を導き出すことのできる人材の養成を目的とする」とし、国際日本学科では「1)日本の文化を深く理解し、相対的で客観的な異文化理解ができる人材、2)日本語と外国語を用いて、自らの考えを国際的に発信する力のある人材、3)「国語」又は「外国語」としての日本語を教育することのできる人材の養成を目的とする」と定めている（資料 1-15【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学国際教養学部規程]）。

○研究科

経営・経済研究科は博士前期課程と博士後期課程を有する。経営・経済研究科規程第 2 条において人材育成その他の教育研究上の目的を「本研究科は、経営学・経済学の両分野にわたる基本理論と論理的思考法を広く学び、企業・団体のビジネス分野あるいは公共機関の政策・経営分野における理論と実践事例の分析力及び課題発見・解決力を培い、プロフェッショナル・キャリア開発の基盤となる自立的研究力を有する高度職業人材を養成することを目的とする」と定めている（資料 1-16【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学大学院経営・経済研究科規程]）。

心理学研究科は博士前期課程と博士後期課程を有する。心理学研究科規程第 2 条において人材育成その他の教育研究上の目的を「本研究科は、心理学の専門資格を有し心理職に就き活躍できる高度専門職業人の養成、知識基盤社会を支える高度な心理学の専門的知識を有する教養人の養成、及び将来は研究者となるための人材を養成することを目的とする」と定めている（資料 1-17【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学大学院心理学研究科規程]）。

現代社会文化研究科は現代社会学専攻と国際教養学専攻の 2 専攻で構成している。現代社会文化研究科規程第 2 条において人材育成その他の教育研究上の目的を「現代社会学専攻は、社会学に関する高度な専門的知識を基盤として、現代社会の全体像を多元的に研究することを通じて、複雑化する様々な社会問題の解決や地域社会の持続性を目指して学術研究する能力を備え、現代社会のイノベーションや地域社会の持続性に寄与する高度専門職業人を養成することを目的とする」、「国際教養学専攻は、国際的通用性のある教養と、英語あるいは日本語のより高い運用力を持ち、自らを深く知り、研究をとおして自らを不

断に成長させる人材を育成し、国際共通語としての英語を活用して、世界中の異文化に視野を広げ、他者の価値観を尊重し、自分の生き方が相対化できる高度専門職業人、あるいは国際的視野から日本の伝統文化や最先端の文化及び日本語についてより深く学び、自国文化を積極的に他者に発信することができる高度専門職業人を養成することを目的とする」と定めている（資料 1-18【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学大学院現代社会文化研究科規程]）。

なお、各学部・研究科とも外部に対し、養成する人材像や学びの特色などを簡潔に紹介する媒体としてパンフレットを制作している（資料 1-19【ウェブ】[追手門学院大学/2024 大学案内]）（資料 1-20【ウェブ】[追手門学院大学/2024 大学院ガイド]）。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
2. 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

各学部・研究科において設定する人材育成その他の教育研究上の目的は、追手門学院教育理念及び学則・大学院学則を踏まえ、「各学部規程」及び「各研究科規程」にそれぞれ明記している。また履修要項である「STUDY GUIDE」にて学院全体の教育理念や大学の教育方針、各学部・研究科の教育目的を明示している（資料 1-21【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/教育理念 -追手門学院大学の教育理念-]）。なお、「STUDY GUIDE」は大学 HP にて公開し、教職員や社会に対しても広く周知している（資料 1-22【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE]）。さらに、教職員向けには学院内広報誌「LIBERTAS」によっても適宜学内への浸透を図っている。

大学の理念・目的および各学部・研究科が設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示にあたっては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に従い、大学 HP にて教育理念や大学の教育方針、各学部・研究科の教育目的を参照できるページを設け、誰もがアクセスできる環境で広く社会に公表している（資料 1-23【ウェブ】[追手門学院大学/大学基本情報（法令に基づく情報公開）]）。

学生における教育理念の理解状況については、卒業時アンケートにてその状況を確認している。2022 年度卒業時アンケートでは、教育理念である「独立自強・社会有為」の意味について理解していた卒業生は 80.1%であり、コロナ禍の影響を受けアンケート調

査が不十分であった 2019 年度卒業生を除いて、例年 8 割以上の学生が教育理念の意味を理解しているものと判断している（資料 1-24 [2022 年度卒業時アンケート結果〔大学政策課資料〕]）。

今後も継続的な調査によって、学生の教育理念の理解状況を確認し、教育理念の理解向上に努めていく。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

① 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

1. 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

① 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

予測不可能な時代の到来に向けて、本学院がイノベーションの発信拠点として地域社会、国家および国際社会に貢献する存在となるために、2018 年に、学院の教育理念「独立自強・社会有為」に基づき学院の目指すべき方向性を明確化したものとして「学校法人追手門学院『長期構想 2040』」を策定した（資料 1-3【ウェブ】[学校法人追手門学院/長期構想 2040]）。

「長期構想 2040」では、2040 年の学院像および各校園像を定めている。大学は、2040 年に向けたあるべき姿として「文理にまたがる学問領域を担う総合大学としての地位を確立し、多様な価値観や異文化を持つ学院生と教職員が世界中から集うイノベーションの源泉であり続け、教育及び研究において類まれなる成果を生み出し続ける日本有数の教育・研究機関として世界中に認知される存在」となることを掲げている。この「長期構想 2040」では本学の取り組み方針を「教育」「研究」「社会とのかかわり」の 3 つの観点から明らかにしている。教育の観点からは、未来社会に有為な人材を輩出するために、分野を横断した知識を自ら学び、また行動して学ぶ本学院独自の教育方法「WIL（Work-Is-Learning）の実現」を目指している。またそれらを担保するための全学的教育マネジメントの確立に取り組んでいる。研究の観点からは、産業界等との連携を強化し、大学院における研究の質向上に取り組むこと、社会との関わりの観点からは地域の知の拠点となること、を目指している。

さらに、本学院は「長期構想 2040」に基づき、2019 年度に、今後 10 年間の学院の方向性として経営計画を具体的に示した「長期計画 2030」を策定した（資料 1-25 [学校法人追手門学院 長期計画 2030]）。併せて、2019 年度より 2021 年度までの 3 年間にかかる中期経営戦略として「第Ⅲ期中期経営戦略」を策定した（資料 1-26 [学校法人追手門学院 第Ⅲ期中期経営戦略]）。「第Ⅲ期中期経営戦略」は、7 つの戦略ドメインや具体的施策としての重点中核施策である CSF（Critical Success Factor）を定め、その進捗状況や達成度を点検・評価し、また、必要に応じて改善のサイクルを実施した。なお、「第Ⅲ期中期経営戦略」の取り組み成果はステークホルダーに提示が可能な形で「External Report」にまとめ成果をストックすることで、次期中期経営戦略に活かす等「次へつなげる」組織風土を醸成す

ることにも取り組んできた（資料 1-27 [External Report]）。

本学院では現在、「第Ⅲ期中期経営戦略」に続き、2022 年度から 2027 年度の 6 年間の中期経営戦略として、「第Ⅳ期中期経営戦略」を策定し、外部環境や内部環境の急速な変化に対応するために、経営戦略の実行、点検・評価、改善サイクルを実施している（資料 1-28 【ウェブ】[学校法人追手門学院/第Ⅳ期中期経営戦略]）（資料 1-29 [学校法人追手門学院 第Ⅳ期中期経営戦略の策定について [理事長室資料]]）。

「第Ⅳ期中期経営戦略」では、大学・大学院におけるビジョンを「教育と研究の新たな価値を創造し、生涯にわたって能動的に学び続けるイノベーション人材を育成する大学・大学院」と掲げ、方針をより具体的に示す中期計画を定め、施策を実行している。「第Ⅳ期中期経営戦略」は、5 つの戦略ドメインや具体的施策としての重点中核施策である CSF（Critical Success Factor）を定め、PDCA シートによって進捗状況や達成度を点検・評価することで、確実な戦略達成を目指すとともに大学教育の質保証・向上に努めている（資料 1-29 [学校法人追手門学院 第Ⅳ期中期経営戦略の策定について [理事長室資料]]）（資料 1-30 [第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA 体制 [理事長室資料]]）。

（２）長所・特色

<経営戦略の着実な遂行>

本学院では、経営戦略を実現するため、戦略から具体的施策までが一貫して緻密につながっていること、また目標設定および進捗管理に長所があると考えている。

長期的な視野に基づく「長期構想 2040」を実現するため、今後 10 年間の学院の方向性として経営計画を具体的に示した「長期計画 2030」を 2019 年度に策定した。「長期計画 2030」を実現するために、3 年や 6 年の間隔で中期経営戦略を策定し、その中では、取り組むべき領域を設定した戦略ドメインと、戦略ドメインの中でどのような具体的な施策を行うのかを示した重点中核施策（CSF Critical Success Factor）を定めている。これにより戦略から具体的な施策までが一貫して緻密につながっている。

また、戦略を確実に進めるため、重点中核施策を定めるにあたっては必ず数値を用いた定量的な目標設定を行い、「PDCA シート」という様式によりその進捗を約 4 ヶ月ごとに点検・評価することとしている。

<教育理念をふまえた特色ある教育活動>

先の「長期構想 2040」において定める将来を見据えた取り組み方針に基づく本学の特徴的な取り組みとして、次代を担う人材を育成する新教育「WIL の実現」がある。「WIL (Work-Is-Learning)」とは、主体的に学び、協働して問題解決にあたる本学独自の学修スタイルである。「行動して学び、学びながら行動する」をコンセプトに、行動（Work）を通じて学修（Learning）を行い、それを即実践に反映する経験を蓄積することで、予測困難な状況の中でも行動し、学び続ける力を養うことを目指すものである。また、授業や学内外で実施される様々な活動を「WIL プログラム」として認定・登録し、学生の主体的な学びを推進している（資料 1-31 【ウェブ】[追手門学院大学/学びの特色/追大の教育を支える教育スタイルと教育手法「行動して学び、学びながら行動する OIDA WIL」]）。

さらに、もう一つの特徴的な学びの手法に「MATCH」がある。「MATCH (MAximized-TeaCHing)」は、ICTを含めたあらゆる手法を駆使し、教育内容に応じて、教育効果を最大化する本学独自の教育手法である。アナログからデジタルへのハード面の環境整備を土台として、そこに授業運営などソフト面の制度改革を掛け合わせ、学修者本位の教育の実現を目指している（資料 1-32【ウェブ】[追手門学院大学/学びの特色/追大の教育を支える教育スタイルと教育手法「最適な手法で学びを最大化する OIDA MATCH」]）。

これら「WIL」と「MATCH」は、「長期構想 2040」に記したとおり、激しく変動する社会の中で、生涯にわたって学び続ける人材を社会へ輩出することを目指す取り組みである。

（３）問題点

特になし

（４）全体のまとめ

本学院は、1888 年、社会に役立つ人材を育成・輩出することを目的として「独立自彊」を掲げて開学し、1966 年の大学設立を契機に、さらなる教育研究活動の充実を図ってきた。2008 年には「追手門ビジョン 120」において本学院の理念・目的「独立自彊・社会有為」を「追手門学院教育理念」として策定した。これを踏まえ大学の教育研究上の目的を学則及び大学院学則に適切に定めている。各学部・研究科においては、学則および大学院学則に定める教育研究上の目的に基づき、各学部規程又は各研究科規程において、各学部又は学科ごと、各研究科又は専攻ごとに、人材育成その他の教育研究上の目的を適切に定めている。

これら本学の教育理念や学則、大学院学則、各学部規程及び各研究科規程に定める人材育成その他の教育研究上の目的を周知するため、学生に対しては履修要項「STUDY GUIDE」にそれらを記載し、配布している。さらに新入学生を中心に自校教育に関する正規授業科目を設け、本学院の教育理念について学ぶ機会を設ける等、独自の取り組みを実施している。また社会に対しては、教育理念及び学部学科ごとの目的、研究科専攻ごとの目的を大学ホームページに掲載し、広く周知している。

本学院の教育理念「独立自彊・社会有為」に基づき 2018 年に「長期構想 2040」を策定し、予測不可能な時代に向けた新教育「WIL」「MATCH」の確立、質保証の実質化や研究の質の向上、地域の知の拠点としての機能の確立を目指し、様々な取り組みを進めている。その「長期構想 2040」に基づき、2019 年度には今後 10 年間の本学院の方向性として経営計画を具体的に示した「長期計画 2030」を策定した。併せて、2019 年度より 2021 年度までの 3 年間にかかる「第Ⅲ期中期経営戦略」を策定し、そこに定められた計画を実行するとともに定期的に点検・評価を行い、必要に応じて外的環境等の実績に見合った計画の見直しを行った。続く 2022 年度から 2027 年度の 6 年間についても「長期計画 2030」に沿って「第Ⅳ期中期経営戦略」を策定し、実行、点検・評価、改善のサイクルを運用しながら、着実に施策を進めている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ① 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ③ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

1. 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

①内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学は「学則」第1条、「大学院学則」第1条及び第4条2項においてそれぞれ人材養成の目的を定めており、その目的を達成するために、本学における教育研究活動及び管理運営等の状況について自ら点検及び評価を行うことを「追手門学院大学自己点検・評価規程」第1条に定めている（資料1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）（資料2-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学自己点検・評価規程]）。大学の教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学としての質を保証し、自己点検・評価に基づく内部質保証の推進を図るため、下記のとおり「内部質保証の方針」を定め、その中で本学の内部質保証に関する基本的な考え方を示し、公表している（資料2-2【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/内部質保証の方針]）。

1. 基本方針

(1) 本学は教育理念の実現に向けて、教育・研究・社会貢献活動等諸活動の状況について自ら定期的に点検・評価を行い、質向上を図るとともに、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを自らの責任で明示し、その結果を踏まえてさらなる質の改善・向上を継続的に推進する。

(2) 全学的な内部質保証に責任を負う組織として「全学自己点検・評価委員会」を、内部質保証活動を推進する組織として「内部質保証推進委員会」を置く。

(3) 社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価結果及び外部評価結果を公表する。

この基本的な考え方をもとに、本学は恒常的に教育研究活動等諸活動の質の向上を図る体制を整備している。

②内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

上述の内部質保証の方針に基づき、全学的な内部質保証に責任を負う組織として「全学自己点検・評価委員会」を、「全学自己点検・評価委員会」から命をうけ、各学部・研究科と連携しながら内部質保証の推進を行う組織として「内部質保証推進委員会」を、各学部・研究科単位で自己点検・評価を行い、内部質保証推進委員会へ報告を行う組織として「学部等自己点検・評価委員会」を、それぞれ設置している。さらに、内部質保証推進委員会や学部等自己点検・評価委員会が担う内部質保証推進活動を支援する組織として「教育支援センター」を設置している。

「全学自己点検・評価委員会」は、追手門学院大学自己点検・評価規程第6条にあり、（1）大学が毎年度行う自己点検・評価活動の実施計画の策定、（2）前号の実施計画に基づき各部局等が行った自己点検・評価結果の総括、（3）前号の部局等の自己点検・評価結果に対する、第5条第3項に定める内部質保証推進委員会への助言及び改善指示、（4）自己点検・評価に関する事項の、第5条第2項に定める外部評価委員会、経営戦略推進本部、ならびに大学教育研究評議会への報告、（5）自己点検・評価の総括結果の公表、の役割を有しており、本学の自己点検・評価の方向性を定め、また総括を行う責任主体を担っている（資料2-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学自己点検・評価規程]）。

「内部質保証推進委員会」は、追手門学院大学内部質保証推進委員会規程第4条にあり、（1）自己点検・評価、評価結果に関すること、（2）追手門学院大学自己点検・評価規程第6条第1項第1号に定める自己点検・評価の実施計画に関すること、（3）全学自己点検・評価委員会への報告、（4）全学自己点検・評価委員会からの改善指示に対する対応、（5）学部等自己点検・評価委員会への助言及び改善指示、という役割を担っている。このように、責任主体である全学自己点検・評価委員会から命を受け、学部等の自己点検・評価委員会への助言や改善指示を行いつつ、学部等から報告がなされた自己点検・評価結果を全学自己点検・評価委員会へと報告することで、本学の全学的な内部質保証を推進している（資料2-3【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学内部質保証推進委員会規程]）。

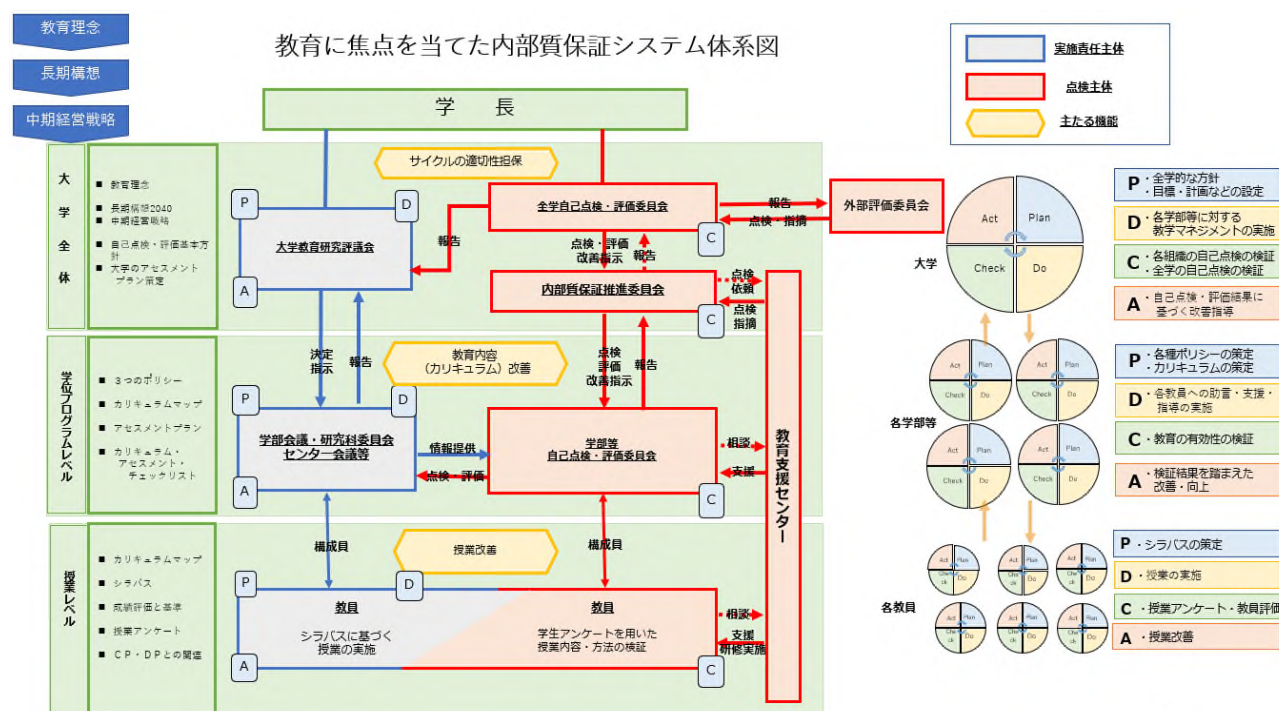
「学部等自己点検・評価委員会」は、追手門学院大学学部等自己点検・評価委員会規程第4条にあり、（1）自己点検・評価規程第6条第1項第1号に定める実施計画に基づく自己点検・評価及び改善、（2）学部等の学修成果の現況に関する自己点検・評価、（3）学部等における認証評価への対応、（4）自己点検・評価にあたっての、根拠資料及びデータに基づく検証、（5）内部質保証推進委員会からの助言及び改善指示への対応、（6）内部質保証推進委員会への報告、という役割を担っている。このように、各学部等は自己点検・評価を行う組織であり、その報告を内部質保証推進委員会へ行ったうえ、助言や改善指示を受けている（資料2-4【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学学部等自己点検・評価委員会規程]）。

「教育支援センター」は本学の教育の質保証と質的向上に向けた教育施策の企画・開発

を推進するとともに、持続的な教育内容及び教育方法の改善を行い、本学の教育の発展に寄与することを目的に設置されている。同センターは、追手門学院大学教育支援センター規程第4条3号にあるとおり、「各学部等の教育課程の評価・改善に関すること」を事業の1つとして定め、各学部等が行う自己点検・評価活動の特に教育課程部分について支援を行っている。なお、教育支援センターは教育内容や方法の改善、教育環境の整備・改善の支援など、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関わる様々な取り組みを行っており、本学の内部質保証体制を下支えしている（資料2-5[追手門学院大学教育支援センター規程]）。

以上の組織について、役割と相互の関わりを示した図として「教育に焦点を当てた内部質保証システム体系図」（下図参照）を整備し、内部質保証推進委員会において審議決定した（資料2-6[2023年9月21日開催内部質保証推進委員会議事録]）。

また、これらの組織に関わる規程や体系図は、大学ホームページにおいて広く公表している（資料2-7【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/教育に焦点を当てた内部質保証システム体系図]）。



③教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

前述の「内部質保証の方針」を基本方針としつつ、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベル、の3つの階層それぞれで教育の質の向上に係るPDCAサイクルを運用していくため、下図のとおりアセスメントプランを策定し、大学ホームページにおいて公表している（資料2-8【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学のアセスメントプラン]）。

追手門学院大学のアセスメントプラン

- 卒業後の進路、卒業要件の達成状況、各種アンケート等の全学的な共通指標の測定・評価を実施
- 「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」についても、各レベルに応じた指標で測定・評価を実施

大学全体レベル	卒業要件の達成状況（単位習得状況、GPA等）、各種アンケート（卒業時アンケート、卒業後アンケート、授業アンケート等）、各種アセスメントテスト、学修行動履歴、学生の進路（就職率、進学率、就職状況等）、等から全学的な学修成果の達成状況を測定・評価します。 その検証結果は、追手門学院大学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生の学修支援・生活支援等の改善に活用します。
学位プログラムレベル	学部・機構ごとにカリキュラムの到達度やプロセスの測定方法を記載したチェックリストを用いて学生の学修成果を中心にカリキュラムの評価・点検を行い、その結果をカリキュラムの改善に活用します。
授業科目レベル	ディプロマポリシーと各科目の到達目標が適合しているか、学部・機構ごとに点検し確認します。併せて、到達目標に達するために、大学で定めた成績評価基準に基づき、各科目において適切な成績評価方法を用いているか基準を定め検証を行います。検証の結果は、授業・成績評価基準の改善に活用します。

この「アセスメントプラン」に基づき、カリキュラム・アセスメント・チェックリストとその報告シートを用い、各学部等は学位プログラムレベルでの自己点検・評価のPDCAサイクルの運用を行っている。具体的には、①カリキュラム・アセスメント・チェックリストを各学部等が作成する。②内部質保証推進委員会から依頼を受けた教育支援センターが点検したうえ、必要に応じて修正を行う、③教育支援センターからのフィードバックをふまえ、内部質保証推進委員会へと報告を行う、④内部質保証推進委員会が全学的観点から自己点検・評価を行う、⑤全学自己点検・評価委員会へと報告がなされ、最終の点検・評価を行うこと、というプロセスを経ることとしている。こうした内部質保証の方針や体制、手続きについては、全学教授会にて全教員に周知している（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）（資料 2-10 [内部質保証・認証評価対応について〔2023 年度第 3 回全学教授会資料〕]）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

- 評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

1. 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
2. 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学の内部質保証に責任を負う全学的な組織は、内部質保証の方針に記載のとおり「全学自己点検・評価委員会」である（資料 2-2【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/内部質保証の方針]）。

「全学自己点検・評価委員会」は、内部質保証の方針決定を行い、内部質保証推進委員会から報告された各学部・研究科等の自己点検・評価結果について最終的な点検・評価を行う。そのため、大学の意思決定を担い、また各部局を統括する学長、副学長、法人事務局長、大学事務局長、CX デザイン局事務局長、理事長室長、を構成員としている（資料 2-11【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学自己点検・評価規程]）（資料 2-11 [全学自己点検・評価委員会及び内部質保証推進委員会名簿]）。

「内部質保証推進委員会」は、各学部・研究科等が行う自己点検・評価活動を指示し、また報告を受けたうえで全学的な観点から点検・評価を行うため、内部質保証の推進を担う組織として位置付けている。そのため、副学長、各学部長、各研究科長、教務部長、法人事務局長、大学事務局長、CX デザイン局事務局長、大学政策部長、教務・学生支援部長、教育支援センター長、を構成員としている（資料 2-3【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学内部質保証推進委員会規程]）（資料 2-11 [全学自己点検・評価委員会及び内部質保証推進委員会名簿]）。

「全学自己点検・評価委員会」が内部質保証に係る全学的な方針を示し、「内部質保証推進委員会」は各学部・研究科等が行った自己点検・評価の報告を受けて点検・評価し、さらにそれを「全学自己点検・評価委員会」が点検・評価を行うこととしており、二重の点検体制を設けることで自己点検・評価の妥当性を担保している。

なお、以上組織体制は、教育関係の自己点検・評価を強化するために 2023 年度に改革を行った結果であり、その経緯を以下に示す。

2017 年度に受審した第Ⅱ期認証評価時の自己点検・評価においては、「学校法人追手門学院経営戦略推進本部規程」に基づき、経営戦略推進本部が計画を策定し、各学部等がそれを具体的に実行していく組織としての役割を果たし、それを全学自己点検・評価委員会が点検するシステムを構築し、さらに大学教育改革本部が、各学部等の点検活動の支援を行うことで、教育改革の実現を目指す体制を整備していた（資料 2-12 [学校法人追手門学院経営戦略推進本部規程]）。しかしこの体制に対しては、2017 年の大学基準協会による認証評価結果の総評や提言において「点検・評価の内容は大学運営の重点中核施策の進捗管理が中心であり、教育活動全般を点検・評価するものになっておらず、改善につなげる仕組みも十分機能しているとはいえない。」との指摘があった（資料 2-13【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学に対する大学評価（認証評価）結果〔2017 年度〕]）。このことから、第Ⅱ期認証評価受審後に策定した「第Ⅲ期中期経営戦略」（2019 年度～2021 年度）について、当該戦略の大学に関連する項目と、大学基準協会が定める大学基準に準拠した 10 の点検項目とを対応させたうえ、全学自己点検・評価委員会にて自己点検・評価を行うこととし、2021 年に提出した認証評価結果に対する「改善報告書」においてその旨を報告した（資料 2-14 [改善報告書]）。しかし、2022 年に大学基準協会より通知のあった「改善報告書の検討結果について」において、「依然全般的な教育研究活動に関する内容の点検・評価を行っているものであるものとはいいたため、引き続き改善が望まれる」との意見が付された（資料 2-15 [改善報告書の検討結果について]）。

改善報告書の提出と並行して、第Ⅲ期認証評価受審に向けては、内部質保証体制を強化

するために内部質保証推進委員会規程を 2021 年度に制定し、内部質保証推進委員会による各学部等の自己点検・評価結果の確認等を進めてきたところであるが、規程に定める内部質保証推進委員会の役割が曖昧であり、また全学自己点検・評価委員会との役割分担が不明瞭であるという状況が続いていた。

以上の経緯をふまえ、2023 年度には学院の「第Ⅳ期中期経営戦略」の進捗および達成度の評価と、大学の全般的な自己点検・評価とを切り分ける形で規程を改正した。具体的には、全学自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の役割を明示し、前者を自己点検・評価を総括する委員会として、後者を主として各学部等の教育研究活動の点検・改善状況を自己点検・評価する委員会として位置付ける規程改正を行った（資料 2-16 [追手門学院大学教育研究評議会規程]）（資料 2-17 [2023 年 10 月 12 日開催大学教育研究評議会議事録（抜粋）]）。また、全学自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の両会議に出席する 3 人の副学長については、責任領域と点検領域を設けた。内部質保証推進委員会での役割として、10 の大学基準ごとに 1 人の副学長を責任者として配置し（責任領域の設定）、各部局が行った自己点検・評価内容を確認・点検している。さらに、全学自己点検・評価委員会での役割として、責任領域以外の基準を点検領域とし、2 名の副学長がダブルチェックを行う体制を整えている（資料 2-18 [自己点検・評価における責任体制の明確化について〔2023 年 10 月 12 日開催内部質保証推進委員会資料〕]）（資料 2-19 [2023 年 10 月 12 日開催内部質保証推進委員会議事録]）。

こうした整備によって、「第Ⅳ期中期経営戦略」の進捗や達成度を測る PDCA 活動と、大学の全般的な教育研究活動等を自己点検・評価する PDCA 活動とを明確に区分した。これらの新たな内部質保証体制によって、前回第Ⅱ期認証評価の際に付された意見にも対応できたと考えている。

なお、第Ⅳ期中期経営戦略の進捗確認に用いているシートや根拠資料は自己点検・評価において根拠資料とする形で一貫性を持たせており、また経営戦略を所管する理事長室の室長を全学自己点検・評価委員会の構成員にすることによって、学院の戦略の進捗および達成度の評価と、大学の全般的な自己点検・評価とを連携できる体制をとっている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを策定し、学内外に広く公表している（資料 2-20【ウェブ】[追手門学院大学/3つのポリシー・カリキュラムマップ]）。

また、この3つのポリシーの妥当性を継続的に見直すため、本学では「追手門学院大学・大学院における3つのポリシーを策定するための基本方針」を策定し、学内外に広く公表している（資料 2-21【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学・大学院における3つのポリシーを策定するための基本方針]）。

さらに、本学ではアセスメントプランを策定し、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベル、の3つの階層それぞれで教育の質の向上に係る PDCA サイクルを運用している（資料 2-8【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学のアセスメントプラン]）。

アセスメントプランに基づき、本学では教育研究等活動の全般の自己点検・評価にあたって「自己点検・評価シート」を用いている。「自己点検・評価シート」は大学基準協会が定める10の点検・評価基準ごとに作成するもので、自己点検・評価報告書に用いる「評価の視点」を点検・評価項目として5段階の自己評価を行う様式となっている。点検・評価基準全体での取り組み状況を総括するとともに、自己評価がC評価となった点検項目については改善すべき点を記載することとしている。

各部局による自己点検・評価を終えたのち、副学長による点検・評価を行うことで客観性を担保している（資料 2-22 [自己点検・評価体制の強化について〔2023 年 9 月 21 日開催内部質保証推進委員会資料〕]（資料 2-6 [2023 年 9 月 21 日開催内部質保証推進委員会議事録]））。

上記の「自己点検・評価シート」は、教育研究等活動全般の自己点検に用いるものであるが、加えて、学位プログラムレベルの内部質保証の取り組みとして、各学部ではカリキュラム・アセスメント・チェックリストを用いた学習成果の達成度評価を行っている。この取り組みの中で、カリキュラムを改編する、3つのポリシーを改訂するといった必要性が各学部・研究科等から提示された際には、「追手門学院大学・大学院における3つのポリシーを策定するための基本方針」を参照するように呼びかけている。

これらの方針や様式が策定された経緯としては、2018 年度に教育開発センター（旧称。現、教育支援センター）主導のもと各学部におけるカリキュラム・アセスメント・チェックリストの作成ワークショップが行われたことに端を発している（資料 2-23 [2018 年度夏期全体研修開催スケジュール]）。カリキュラム・アセスメント・チェックリストは、ディプロマポリシーと、その評価方法、対象、実施時期、実施頻度、評価者、実施責任者からなる様式であり、学修成果の達成具合について点検・評価を行うための手段や計画を示したものである（資料 2-24 [カリキュラム・アセスメント・チェックリスト（様式）]）。このワークショップによってカリキュラムを継続的に改善する方針が確認され、2018 年 9 月 24 日の大学教育研究評議会においてアセスメント・ポリシー（現在のアセスメントプラン）

が策定された（資料 2-25 [2018 年 9 月 24 日開催大学教育研究評議会議事録（抜粋）]）。

その後、コロナ禍による停滞はあったものの、断続的にカリキュラム・アセスメント・チェックリスト及びその自己評価報告書を用いたカリキュラムの点検・評価および改善活動はなされており、2023 年 2 月 9 日には継続的なポリシー見直しのため、大学全体としてのポリシー策定のための指針を規定する必要があるとの観点から、「大学・大学院における 3 つのポリシーを策定するための基本方針」を策定した（資料 2-26 [2023 年 2 月 9 日開催内部質保証推進委員会議事録]）（資料 2-21【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学・大学院における 3 つのポリシーを策定するための基本方針]）。

2. 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学では、「内部質保証の方針」や「大学・大学院における 3 つのポリシーを策定するための基本方針」、「3 つのポリシー」、「アセスメントプラン」など、内部質保証の推進に必要な方針を策定している。また、これらの方針に基づき、前述した全学自己点検・評価委員会や内部質保証推進会、各学部等自己点検・評価委員会などがどのような役割を担い、相互に関係しているのかについて「教育に焦点を当てた内部質保証システム体系図」（本章 P3 に示した図を参照のこと）としてまとめている（資料 2-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学自己点検・評価規程]）（資料 2-3【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学内部質保証推進委員会規程]）（資料 2-4【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学学部等自己点検・評価委員会規程]）（資料 2-5 [追手門学院大学教育支援センター規程]）。

以上の方針および体制、また全学自己点検・評価委員会が示す実施計画のもと、内部質保証活動を実施することとしている。以下には、教育面に焦点をあてた内部質保証活動の実施と、全学的な観点での内部質保証活動について記す。

○教育の内部質保証活動

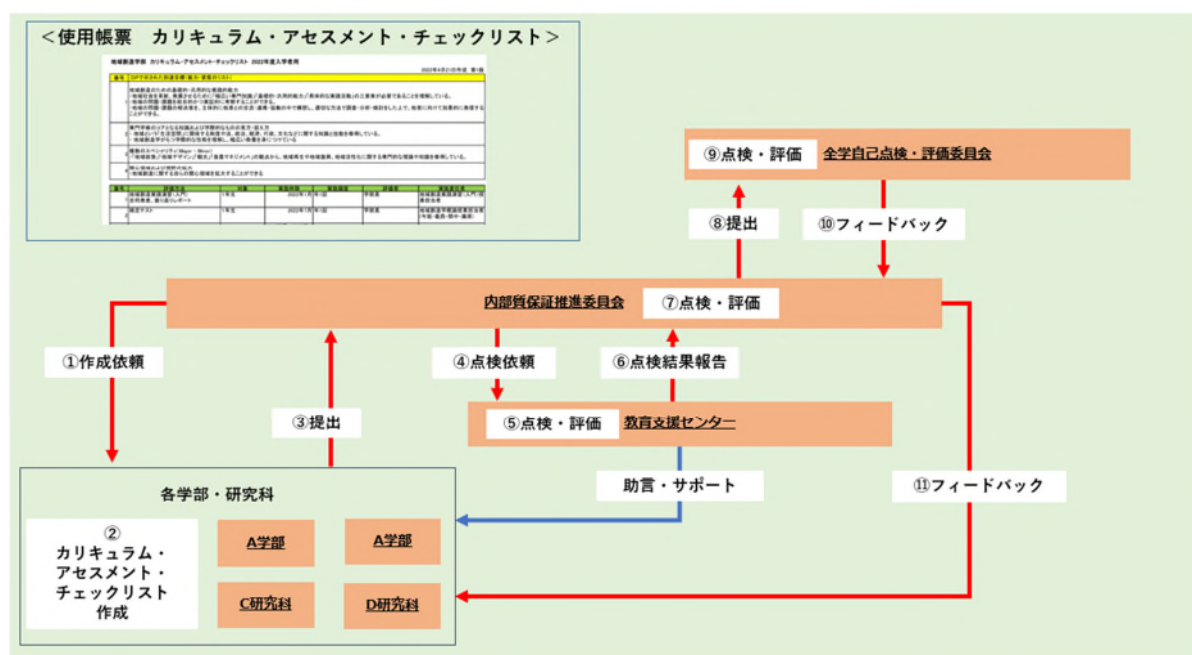
本学では、「アセスメントプラン」を定め、そのうち学位プログラムレベルにおいては、「学部・機構ごとにカリキュラムの到達度やプロセスの測定方法を記載したチェックリストを用いて学生の学修成果を中心にカリキュラムの評価・点検を行い、その結果をカリキュラムの改善に活用」することとし、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」と「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」（2023 年度より「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告書」から改称）によって各学部等の学修成果の測定とその評価を行っている（資料 2-27 [2022 年度カリキュラム・アセスメント・チェックリスト（統合版）]）（資料 2-28 [2022 年度カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告書（統合版）]）。

「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」はディプロマポリシーと、その評価方法、対象、実施時期、実施頻度、評価者、実施責任者からなる様式であり、学修成果の達成具合について点検・評価を行うための手段や計画を示したものである（資料 2-24 [カ

リキュラム・アセスメント・チェックリスト（様式）]]。「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」は「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に示されたディプロマポリシーに対する、対象学生の到達目標達成度やその根拠、今後の具体的対応や総括コメントを記載する欄で構成されている（資料 2-29 [カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告書（様式）]]。本報告シートを用いて学修成果の達成度合を自己評価することで、評価方法やカリキュラムの改善につなげている。

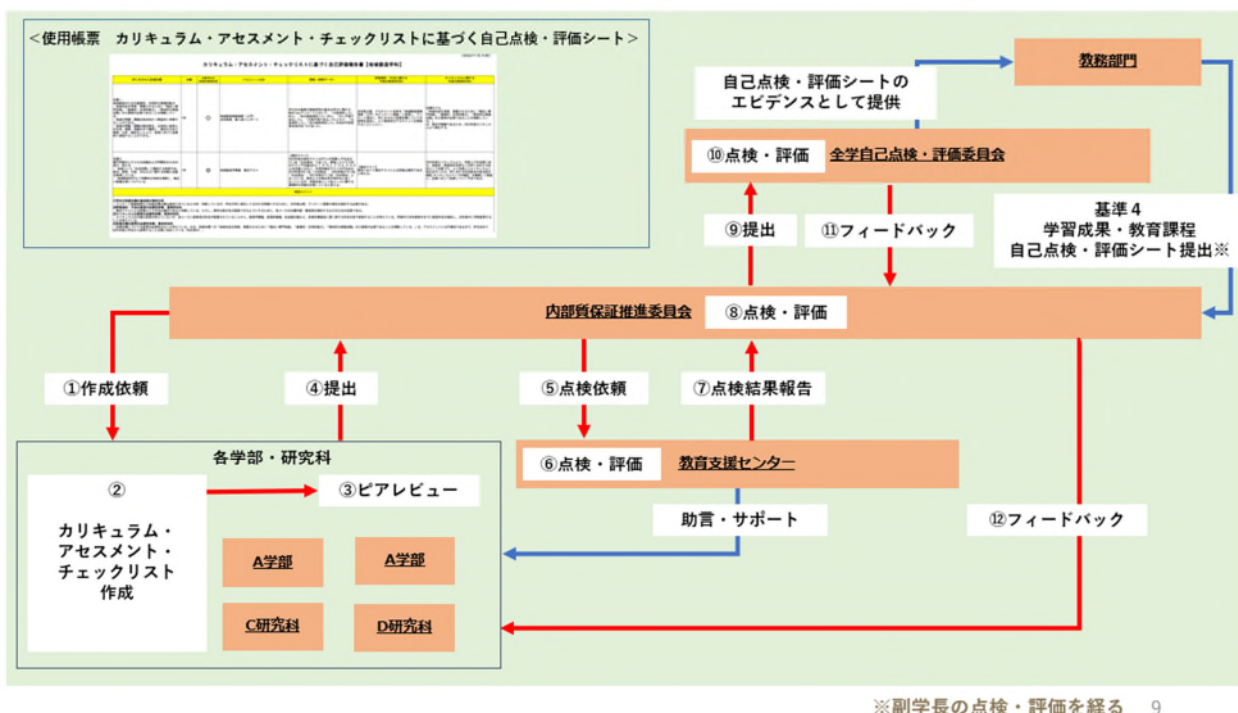
「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」の作成は、内部質保証推進委員会から各学部等へ作成の指示を行うところから始まる（資料 2-30 [2023 年 5 月 18 日開催内部質保証推進委員会議題・資料]]。各学部等は教育支援センターによる助言や支援を受けながらチェックリストを作成し、内部質保証推進委員会に提出をする。その後、内部質保証推進委員会から依頼を受けた教育支援センターによる点検・評価があり、内部質保証推進委員会へとその報告がなされる。内部質保証推進委員会では、学部等より提出された「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を点検・評価し、全学自己点検・評価委員会へと報告を行う。全学自己点検・評価委員会においても点検・評価を行い、必要に応じてフィードバックを行っている（下図参照）。

カリキュラム・アセスメント・チェックリストの運用フロー



「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」についても、大きくは「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」と同様に、内部質保証推進委員会からの作成指示のもと各学部等により作成がなされ、それを教育支援センターが点検・評価した後、内部質保証推進委員会および全学自己点検・評価委員会による点検・評価を行う流れとしている（下図参照）。

カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己点検・評価シートの運用フロー



ただし、「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」の運用フローは、学部等間でピア・レビューを行う点が「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」のそれとは異なっている。このピア・レビューは FD 活動の一環としても実施され、他学部の良い点や改善が必要と思われる点、自組織で活かしたい点、などコメントとして記載し双方で共有することで、互いに質の向上につながる気づきを得る点に狙いがある。

このように、決まった様式を用いて各学部等が自己点検・評価を行った後、教育支援センターや内部質保証推進委員会、全学自己点検・評価委員会といった複数の機関が、定められた役割に基づき重層的に点検・評価を行っている。

本学では、これらの様式を用いて学位プログラムレベルの内部質保証活動を行ってきたものの、新型コロナウイルスの流行もあり、継続的な実施体制が十分に整備されていないこと、またフィードバックの仕組みが確立されていないこと、大学院においては作成されていないこと、という3点の課題があった。そこで、2024年1月18日の内部質保証推進委員会において、これまでの経緯をふまえつつ前述の課題を克服するため、定期的に自己点検・評価およびフィードバックがなされるための運用フローと様式の改訂を行った（資料2-31〔学部等の自己点検・評価サイクルについて〔2024年1月18日開催内部質保証推進委員会資料〕〕）。今後は、この取り組みを継続的に行っていきたいと考えている。

○大学運営全体としての内部質保証活動

先述のとおり、本学ではこれまで「中期経営戦略」における重点中核施策の進捗状況報告シートを自己点検・評価を行うための帳票としても活用し、重点中核施策の進捗状況から自己点検・評価状況を判定していた。しかし2017年度に受審した第Ⅱ期認証評価での講評や、その後の「改善報告書の検討結果」において、全般的な点検となっていないとい

う指摘を受けたことから、自己点検・評価にかかる運用フローおよび点検評価に用いるシートを刷新することとした（資料 2-22 [自己点検・評価体制の強化について〔2023 年 9 月 21 日開催内部質保証推進委員会資料〕]）（資料 2-6 [2023 年 9 月 21 日開催内部質保証推進委員会議事録]）。

そのため、現在では大学全般の教育研究等活動を自己点検・評価するための様式として、「自己点検・評価シート」という、大学基準協会が定める 10 の点検・評価基準ごとに自己評価入力様式を用いることとした（資料 2-32 [自己点検・評価シート（様式）]）。まず、各部局が自身に関係する大学基準協会が定める点検・評価項目ごとに自己評価を行い、担当している領域の総評と改善すべき事項およびその方策を記載することとしている。その後、点検・評価領域ごとに内部質保証推進委員会における立場として割り当てられた点検主担当の副学長が点検を行い、さらにダブルチェックとして、全学自己点検・評価委員会の立場として割り当てられた、主担当以外の副学長による点検も行う体制とした（資料 2-18 [自己点検・評価における責任体制の明確化について〔2023 年 10 月 12 日開催内部質保証推進委員会資料〕]）（資料 2-17 [2023 年 10 月 12 日開催大学教育研究評議会議事録（抜粋）]）。

なお、当該「自己点検・評価シート」は、2023 年 11 月 2 日に開催された外部評価委員会において外部評価委員より、「目的を『改善』に置くべきであり、現状は C 評価になった項目のみ、改善方策を書く様式となっている。各項目にわたり改善を検討し、内省できる様式にしてはどうか」という趣旨の意見が付された。そのため、外部評価委員会後の 2023 年 12 月 14 日の内部質保証推進委員会において、外部評価委員の意見を報告し、より「改善」を意識した様式へと改訂する必要があることを共有した（資料 2-33 [外部評価委員会報告と改善の方向性〔2023 年 12 月 14 日開催全学自己点検・評価委員会資料〕]）（資料 2-34 [2023 年 12 月 14 日開催全学自己点検・評価委員会議事録]）。

以上、教育の内部質保証と大学運営全体としての内部質保証のそれぞれで作成した、カリキュラム・アセスメント・チェックリストや自己点検・評価シート等の帳票は、内部質保証推進委員会での点検・評価を受けたうえ、全学自己点検・評価委員会においても点検・評価がなされる。その後、外部評価委員会に報告されることとなっている。外部評価委員による点検・評価結果と指摘を得ることで、本学の教育研究活動等諸活動およびそれに付随する自己点検・評価活動の妥当性、客観性を担保している（資料 2-35 [2023 年 11 月 2 日開催外部評価委員会次第]）（資料 2-36 [追手門学院大学の内部質保証について〔2023 年 11 月 2 日開催外部評価委員会報告資料〕]）（資料 2-37 [2023 年 11 月 2 日開催外部評価委員会議事録]）。

3. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

教育の内部質保証活動として前述したとおり、「アセスメントプラン」に基づき、カリキュラム・アセスメント・チェックリストとその報告シートを用い、各学部等は学位プログラムレベルでの自己点検・評価の PDCA サイクルの運用を行っている。これらの活動を機能させるための工夫として、教育支援センターの協力が挙げられる。内部質保証推進委員

会と各学部等の自己点検・評価委員会という上下の関係だけでは、各学部等は自己点検・評価の対象範囲や精度にばらつきがでるため、教育支援センターが各学部等のカリキュラム・アセスメント・チェックリスト作成にあたっての支援・相談対応を行っている。また、教員個人の授業改善に対して相談・支援を行ったり、各種研修を実施したりすることで、各学部等の足並みをそろえることに寄与している（資料 2-5 [追手門学院大学教育支援センター規程]）（資料 2-38 [2022 年度教育支援センター活動報告書]）。さらに、カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく報告シートを作成した後、学部等間でピア・レビューを行うこととしていることから、客観的な点検・評価とともに、改善に向けた活発な意見交換が期待できる。

4. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

カリキュラム・アセスメント・チェックリストとその報告シート作成による点検・評価は、学部においてはコロナ禍の影響もあり断続的な実施に留まっている。また、研究科においては自己点検・評価報告書の原稿をもって自己点検・評価を行っていたものの、カリキュラム・アセスメント・チェックリストを用いた点検・評価を実施できていなかった。そのため、2023 年 10 月 12 日第 5 回内部質保証推進委員会において定期的な実施と研究科での点検・評価に課題がある旨の問題提起を行った（資料 2-39 [学部等の自己点検・評価サイクルの課題について〔2023 年 10 月 12 日開催内部質保証推進委員会資料〕]）（資料 2-19 [2023 年 10 月 12 日開催内部質保証推進委員会議事録]）。

その後、2024 年 1 月 18 日第 7 回内部質保証推進委員会において、学部等における自己点検・評価サイクルの改善について提起した。それにより、2023 年度分の学部・研究科等における自己点検・評価は、内部質保証推進委員会からの指示のもと、教育支援センターによる助言・支援を受けながら刷新された様式、フローにて実施することを予定している（資料 2-40 [学部等の自己点検・評価サイクルについて〔2024 年 1 月 18 日開催内部質保証推進委員会資料〕]）（資料 2-41 [2024 年 1 月 18 日開催内部質保証推進委員会議事録]）。

なお、本学では対面授業を中心に授業を開講していたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、拡大防止の観点から遠隔授業（オンライン授業）導入し、現在においても継続して併用している。カリキュラム・アセスメント・チェックリストの作成にあたっては、遠隔授業実施や LMS の使用をふまえた授業アンケート結果や成績評価結果をふまえた点検・評価を各学部等が行い、その結果を内部質保証推進委員会及び全学自己点検・評価委員会で点検・評価していることから、新型コロナウイルスへの対応・対策をふまえた内部質保証活動を行っている。また、内部質保証推進委員会や全学自己点検・評価委員会の開催にあたっては、遠隔会議システムを用いることでオンラインでの参加を可能とすることで、新型コロナウイルスに対応した。

5. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

各学部・研究科が行う点検・評価に用いている様式は「カリキュラム・アセスメント・

チェックリスト」と「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」である。「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」の様式には、教育支援センターによる点検・評価結果を記載する欄を設けており、様式の記載を進めると確実に改善すべき事項が学部フィードバックされる様式となっている。「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に基づく自己評価報告シートの様式には、ピア・レビュー担当学部と教育支援センターが点検・評価内容を記載する欄を設けており、様式の記載を進めると確実に改善すべき事項が学部フィードバックされる様式となっている。また、これらの様式を用いて確実に自己点検・評価が実施できるよう、運用フローの整備を2024年1月18日第7回内部質保証推進委員会において提起した（資料2-40〔学部等の自己点検・評価サイクルについて〔2024年1月18日開催内部質保証推進委員会資料〕〕）。

また、教育支援センターによる点検・評価を経た「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」や「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」は、内部質保証推進委員会へと報告がなされ、全学的観点から自己点検・評価を行ったうえで、全学自己点検・評価委員会へと報告を行うこととなっている。全学自己点検・評価委員会においては、点検・評価結果や指摘事項を精査し、内部質保証推進委員会へとフィードバックするとともに、自己点検・評価の結果を外部評価委員会にも報告し、客観的な立場からの点検・評価・指摘を受けることで、教育研究活動及びそれに付随する自己点検・評価活動について妥当性を持たせている。内部質保証推進委員会に伝えられたフィードバックは、その内容が精査されたうえで、さらに学部等自己点検・評価委員会へとフィードバックされることで、各学部等の教育研究活動等諸活動の改善・向上につなげている。

6. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

大学基準協会より第Ⅱ期認証評価受審の際に改善勧告として1項目、努力課題として7項目が挙げられた（資料2-13【ウェブ】〔追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学に対する大学評価（認証評価）結果〔2017年度〕〕）。それらの内容について、「追手門学院大学自己点検・評価規程第7条」に則り、全学自己点検・評価委員会等にて改善策の検討および対応を行ったうえで改善報告書を提出した（資料2-14〔改善報告書〕）。

その後、大学基準協会より2021年度に受領した「『善報告書の検討結果について（通知）』」においては、改善勧告となっていた事項「研究指導計画の策定」（改善勧告No.1）については再度報告を求められる事項はなかったものの、「経営・経済研究科博士後期課程のカリキュラムの整合性をとり、明示すること」（努力課題No.3）、「各研究科における組織的なFD実施体制の構築とFD実施」（努力課題No.4）、「心理学部、国際教養学部の編入学生定員比率の改善」（努力課題No.5）、「各研究科の収容定員比率の改善」（努力課題No.6）、「全般的な教育の自己点検を行う内部質保証体制の構築」（努力課題No.7）についてはさらなる改善および対応が求められた（資料2-15〔改善報告書の検討結果について〕）。

このことから、全学自己点検・評価委員会において対応の方針を決定し、学内の関係部

局にて改善を行った（資料 2-42 [2021 年度自己点検・評価 評価者（案）について〔2022 年 5 月 19 日開催全学自己点検・評価委員会資料〕]）（資料 2-43 [2022 年 5 月 19 日開催全学自己点検・評価委員会議事録]）（資料 2-44 [大学基準協会からの指摘に対する対応状況について〔2023 年 4 月 13 日開催全学自己点検・評価委員会資料〕]）（資料 2-45 [2023 年 4 月 13 日開催全学自己点検・評価委員会議事録]）。なお、努力課題 No.7 については、2022 年 5 月 9 日開催の全学自己点検・評価委員会にて対応済みとされたものの、再度の見直しにより更なる改善が必要という見解のもと、2023 年 9 月 21 日開催の全学自己点検・評価委員会において自己点検・評価体制の強化を行うこととした（資料 2-22 [自己点検・評価体制の強化について〔2023 年 9 月 21 日開催内部質保証推進委員会資料〕]）（資料 2-46 [2023 年 9 月 21 日開催全学自己点検・評価委員会議事録]）。

これらの指摘対応および改善内容については、2023 年 11 月 2 日に開催された外部評価委員会において報告を行っており、その際の外部評価委員による意見を基に、規程改正により全学自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の役割の違いを明確化させており、更なる改善を行っている（資料 2-32 [外部評価委員会報告と改善の方向性〔2023 年 12 月 14 日開催全学自己点検・評価委員会資料〕]）（資料 2-34 [2023 年 12 月 14 日開催全学自己点検・評価委員会議事録]）。

このように、認証評価機関より改善に係る意見が付された際には、関係部署と連携のうえ対応を行い、またそれを外部評価委員会にて報告を行うことにより、対応の客観性・妥当性を担保しつつ、さらなる改善が必要な際には迅速に対応を行う体制を整備している。

本学では、2019 年度に収容定員変更に係る認可申請、2021 年度に 2 学部設置に係る届出、2022 年度に 1 学部設置に係る認可申請を文部科学省に対して行った。その際の設置計画履行状況調査（AC）において意見や指摘が付された際には、以下のとおり、それぞれ関係各所と連携のうえ改善を図っている（資料 2-47【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/履行状況報告書等]）。

①2019 年度 収容定員に係る学則変更 認可申請（地域創造学部 地域創造学科、社会学部 社会学科）

本申請については、認可時及び設置計画履行状況等調査時においても、特段の指摘は受けていない。

②2021 年度 文学部人文学科、国際学部国際学科 学部設置 届出

届出受理時に、文学部人文学科において教員組織編制に係る遵守事項として「完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること」と付されている。

教員の雇用に関する問題であり、即時に解決することは困難であるが、完成年度において定年を超えて専任教員として採用されている教員の後任補充にあたっては、引き続き、年齢構成を配慮した採用を行い、中長期的な解決を目指している。

③2022 年度 法学部法律学科 学部設置 認可申請

認可申請時には教員組織編制と教育研究環境に関する2件の遵守事項が付された。

教員組織編制に係る遵守事項として「完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること」と付されている。

このため、中長期的な展望のもと、完成年度後に定年を迎えた教員の後任採用にあたっては、年齢構成を考えた採用を行い、解決を行うこととしている。

また、教育研究環境に係る遵守事項として、「二以上の校地において教育を行うことから、学生及び教員の教育研究等に支障のないよう留意すること。また、学生の課外活動等にも配慮すること」と付されている。

こちらについては、二つの校地の距離は2キロメートルほどであり、移動に関してはスクールバスを頻発運行し、移動に要する時間も片道8分程度であることから教員や学生の各活動に支障が生じることはない判断している。また、教員の研究室は茨木安威キャンパスに設ける一方で、茨木総持寺キャンパスには学生からの質問や相談等にも個別に対応できる環境（法学部教員専用共同研究室や学部教員と学生の面談スペースを兼ねた演習室等）を整備し、どちらのキャンパスにおいても授業準備や学生からの相談に十分対応できる環境を整えるなど取り組みを進めている。

今後、学部・研究科設置に係る申請や届出を行った際に指摘事項・遵守事項が付された場合には、学部設置準備委員会構成員等と共有し、改善に向けた取り組みを実施する体制としている。

設置計画履行状況等調査については、調査対象の学部・研究科などについて、AC委員会を設置し、届出時・認可時の設置計画にもとづいて設置の趣旨・目的にそった教育研究活動が着実に実施されていることを確認し、学部・研究科設置届出時・認可時において、指摘事項・遵守事項が付された場合の改善に向けた取り組み内容を含めて、履行状況を文部科学省に報告している。

設置計画履行状況等調査は総務課が担当しており、設置計画履行状況等調査において指摘事項・遵守事項が付された場合には、調査対象組織のAC委員会と学部長・研究科長とが連携し、改善に向けた取り組みを実施する体制としている。

7. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では学部等が行ったカリキュラム・アセスメント・チェックや、各事務部局が行った自己点検・評価シートによる自己点検・評価について、内部質保証推進委員会による点検・評価を経て全学自己点検・評価委員会が点検・評価を行っている。このとき、内部質保証推進委員会の立場での点検主担当としての副学長と、全学自己点検・評価委員会の立場でのダブルチェック担当としての副学長を割り当てることにより、点検・評価における客観性と妥当性を担保している。

また、自己点検・評価の客観性と妥当性をより高めるために、「追手門学院大学自己点検・

評価規程」第5条及び「追手門学院大学外部評価委員会規程」に基づき、学外の有識者（産業界、高等教育関係者）が出席する外部評価委員会を置き、本学が行った自己点検・評価結果についての客観的評価を行うこととしている。外部評価委員会は自己点検・評価報告書を点検するだけでなく、学長や副学長といった本学の教育研究活動等諸活動の責任者との質疑応答や意見交換を行うことで、大学の教育研究活動等諸活動及び内部質保証体制について、より実質的な評価を行うこととしている（資料 2-37 [2023 年 11 月 2 日開催外部評価委員会議事録]）。本外部評価委員会は 2023 年にはじめて本格的に開催されたものであるため、今後はこれを継続させることで、本学の教育活動や内部質保証システムの充実につなげていきたいと考えている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

2. 公表する情報の正確性、信頼性

本学では、学校教育法施行規則改正に伴う大学の教育関連情報の公開義務化に伴う教育研究活動等諸活動の状況の公開をはじめ、財務情報やガバナンス・コード、事業計画・報告、設置認可申請・届出等について大学ウェブサイトにて情報を集約したページを開設して公開している（資料 2-48【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開]）。

また、内部質保証体制や自己点検・評価結果、認証評価結果についても、授業アンケート結果と同様に公表するページを設けている（資料 2-49【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価]）。

さらに、各科目の担当者、授業の概要と方法、到達目標、授業スケジュール、成績評価方法等の情報を含むシラバスを全科目で作成し、大学ウェブサイトにて公開している。教育活動の透明性を保ち、各学部の 3 つのポリシーやカリキュラムマップ、卒業要件や科目一覧表を掲載した、学生便覧にあたる「STUDY GUIDE」についても大学 HP にて公表を行っている（資料 1-22【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE]）。

2014 年度に導入された大学ポートレートにおいても、導入初年度から全学的に情報を収集の上、公開している（資料 2-50【ウェブ】[大学ポートレート/追手門学院大学]）。以後、毎年 3 月～6 月に全学的に情報を見直し、7 月に更新した情報を公開するという手続きを踏み、内容の充実に努め、積極的な情報公開を行っている。

なお公表する各種情報においては複数の職員による精査・チェックのもと正確に作成し、必要に応じて機関決定の上、公開している。

3. 公表する情報の適切な更新

情報の公表にあたっては、正確性及び信頼性を確保するために、所管部署の確認を経たうえで本学ウェブサイト公表している。特に、財務情報については、学内の部局である内部監査室をはじめ、監査法人や監事の監査を受けた上で公開している。情報の更新については、当該情報の確定時期等と連動し、最新情報への更新を行っている。教育研究活動の情報は4月1日または5月1日を基準日とするものが多く、自己点検・評価の結果は「全学自己点検・評価委員会」を経て、財務状況については次年度5月末の理事会を経て、それぞれに必要な手続きをとった上で、速やかに毎年度、更新している。このように、組織的な確認を経て情報の正確性、信頼性を確保し、適切に更新している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性については、内部質保証活動の推進を担う「内部質保証推進会」が各学部等をはじめとした各部局の点検・評価を行い、内部質保証の責任主体である「全学自己点検・評価委員会」がそれを最終的に点検することによって確認している。さらに、大学全体の活動への点検・評価の一環として、外部有識者から構成される「外部評価委員会」による点検・評価を実施することによって、内部質保証システムの適切性に対する客観的な点検・評価の実施を行っている。「外部評価委員会」の具体的な活動内容としては、大学基準協会の点検・評価項目に準拠して作成している「自己点検・評価報告書」と、学長・副学長との質疑応答の内容を基に、長所や改善点等の意見・提言を受けることによって、本学の内部質保証システムに関する客観的な検証の機会を確保し改善に繋げている。なお、2023年度の「外部評価委員会」において、本学の内部質保証推進体制については、以下の助言を受けている（資料2-33〔外部評価委員会報告と改善の方向性〔2023年12月14日開催全学自己点検・評価委員会資料〕〕）。

- ・全学自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の関係ならびに役割をより明確にし、それらを整理すべきである。
- ・自己点検評価体制は整ったものの、これを継続させていくことが大事である。

上記のうち、全学自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の関係ならびに役割をより明確にし、それらを整理すべきとの助言については、直ちに対応を検討し、各会議の

構成員を変更する形で対応を行った（資料 2-51 [2023 年 12 月 14 日開催内部質保証推進委員会議事録]）（資料 2-34 [2023 年 12 月 14 日開催全学自己点検・評価委員会議事録]）。

2. 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

本学の内部質保証推進組織である「内部質保証推進委員会」や全学の自己点検・評価を統括する「全学自己点検・評価委員会」が全学レベルの点検・評価活動を行うにあたっては、各学部等や事務部局から提出される「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価シート」、「自己点検・評価シート」を基にしており、この点検・評価結果を基に、全学レベルで重点的に改善すべき課題を抽出するとともに、毎年度の自己点検・評価に関する基本方針を示すこととしている。

各学部等においては、「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価シート」を作成するにあたり、全学授業アンケート結果やその土台となる成績等各種データを用いている。また、各事務部局が「自己点検・評価シート」を作成するにあたっては、各種会議資料や、大学ホームページの情報公開ページにも掲出している学生募集・就職支援・財務状況等の数値データ、および経営戦略の進捗状況を示す「PDCA 進捗シート」を基にして作成を行っている。いずれも量的なデータが中心になっており、用いる根拠として適切といえる（資料 2-48【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開]）。

3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、各学部等や各事務部局が行った自己点検・評価について、「内部質保証推進委員会」にて点検・評価を行った後、「全学自己点検・評価委員会」においても点検・評価を行う体制を整備している。また、より客観性、妥当性を担保するために「外部評価委員会」を設け、外部評価委員による指摘や助言をふまえた改善を速やかに実行できる体制としている。

本学においては、内部質保証推進委員会と全学自己点検・評価委員会の役割の違いが明確でなかったのが課題であったところ、外部評価委員会における助言を受け、直ちに両会議構成員の変更を行った。このように、点検・評価結果を改善・向上につなげるサイクルが機能しているといえる（資料 2-33 [外部評価委員会報告と改善の方向性〔2023 年 12 月 14 日開催全学自己点検・評価委員会資料〕]）（資料 2-34 [2023 年 12 月 14 日開催全学自己点検・評価委員会議事録]）。

（2）長所・特色

特になし。

（3）問題点

<内部質保証体制の強化と継続的運用>

本学は、第Ⅱ期認証評価受審以降、第Ⅲ期中期経営戦略における大学関連項目の重点中核施策と、大学基準協会が定める大学基準に準拠した 10 の点検項目とを対応させ、中期経営戦略に紐づく重点中核施策の進捗状況や達成度をもって、教育研究活動全般の自己点検・評価を行っていることとしてきた。しかし、2022 年に大学基準協会より通知のあった『改善報告書』の検討結果について」において、「依然全般的な教育研究活動に関する内容の点検・評価を行っているものであるものとはいいがたいため、引き続き改善が望まれる。」との意見が付されたため、第Ⅲ期認証評価受審に向けて、2023 年度に内部質保証体制の強化を行った。具体的には大学基準に定める 10 の点検・評価項目に基づく様式である「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を行うこととし、また、学院の中期経営戦略と教育研究活動の自己点検・評価を切り分け、また会議体ごとの関係性や役割を整理するために規程を改正した。さらに、内部質保証の核となる学位プログラムレベルの自己点検・評価にあたっては、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」（チェックリスト）と、「チェックリストに基づく自己評価報告シート」を用いて、フィードバックも含めて継続的に質の維持・向上を図る PDCA サイクルを運用できるよう、運用フローと様式を整備した。

以上に述べた内部質保証体制は 2023 年度に整えたものであるため、今後、教職員一同が共通認識のもと、組織的かつ継続的に運営していくことが課題であると認識している。

（４）全体のまとめ

本学は前回の認証評価受審において、中期経営戦略における重点中核施策という個別の取り組みの進捗と達成度の点検・評価を行うことで、大学の諸活動に係る自己点検・評価を行ってきた。第Ⅲ期の認証評価に向けても、同様の方法で自己点検・評価を進めてきたところであるが、大学基準協会との「改善報告書」をめぐるやりとり、また学内の議論によって教育研究活動全般の自己点検・評価ができるよう内部質保証体制や運用フローを改善した。

内部質保証体制としては、内部質保証の責任主体としての全学自己点検・評価委員会と、内部質保証の推進主体としての内部質保証推進という形で関係性及び役割を分けるべく、規程改正を行った。また、両会議は構成員が似通っていたことから、役割に即した形へと構成員を変更し、また両会議に出席する副学長には、大学基準 10 項目のうち主として点検・評価活動の統括を行う基準を定め、これを責任領域とし、責任領域以外の基準を点検領域として定め、ダブルチェックを行うこととした。内部質保証の運用フローとしては、大学の諸活動全般を自己点検・評価するために、大学基準 10 項目に沿った「自己点検・評価シート」様式を用いることとした。中でも、基準 4 「教育課程・学修成果」の項目に係る、学位プログラムレベルの内部質保証活動を活性化させるため、これまでも用いてきた「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」（チェックリスト）と「チェックリストに基づく自己評価報告シート」（報告シート）の様式を改訂し、運用フローを見直した。具体的には、教育支援センターによる点検・評価やピア・レビューを運用フローに位置付け、より精緻な自己点検・評価ができるようにしつつ、「チェックリスト」と「報告シート」の様式にその自己点検・評価結果を記載できるようにすることで、PDCA サイクルのうち、

とくに A（アクション）につながることを企図した。

以上のように、前回の第Ⅱ期認証評価受審時に付された改善事項についての対応を行いつつ、内部質保証体制の強化に努めてきたところであるが、その PDCA サイクルの定期的な運用については途半ばである。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

1. 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学は、下図のとおり、茨木市西安威（以下、「茨木安威キャンパス」）、茨木市太田東芝町（以下、「茨木総持寺キャンパス」）の2つのキャンパスに9学部3研究科1機構（内、国際教養学部は国際学部設置に伴い募集停止）（追手門学院大学学則第4条、追手門学院大学大学院学則第4条）に加え、本学の強み、特徴を活かした11の研究所・センター（追手門学院大学学則第58条）を擁している（資料1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）（資料1-6【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学大学院学則]）（資料3-1【ウェブ】[追手門学院大学/研究所・センター]）。

追手門学院大学

<9学部・1機構>

文学部	国際学部	心理学部	社会学部
法学部	経済学部	経営学部	地域創造学部
国際教養学部 (募集停止)	共通教育機構		

追手門学院大学大学院

<3研究科>

経営・経済研究科	心理学研究科	現代社会文化研究科
----------	--------	-----------

追手門学院大学

<11研究所・センター>

WIL推進センター	学習支援センター	MATCH推進センター
教育支援センター	オーストラリア・アジア研究所	ベンチャービジネス研究所
上方文化美学センター	成熟社会研究所	地域支援心理研究センター
スポーツ研究センター	学院志研究室	

本学は、1966年に茨木市西安威の地に開設された。大学の教育方針については、「高い志を持って主体的に学び、新しい社会の創出・発展に協働的に関わることのできる資質・能力・人間性を有する人物」を育成することを謳っている。そこで育成されるより具体的な人物像は、「創造的に問題解決を図り、生涯にわたって学び続ける強い意志のある人物」、「他者の多様な考え方や生き方を尊重し、実践的な経験を通して豊かな人間関係を形成できる人物」、「生涯の基盤となる能力を持ち、専門的知識・技能を活用して思考・行動できる人物」であり、これらの人材養成目的に沿って、「予測困難な未来社会において、答えのない問いに積極的に立ち向かう力」、「生涯にわたって学び続けることのできる力」、「常に日々の革新を旨とし、自己についてよく知る力」、「複雑で多様な環境と人間関係の中で、他者を理解し、協力共存できる力」、「幅広い興味と教養を持ちつつ、一つの課題について深く集中することができ、時流に乗るだけでなく時代を創出することのできる力」を育成するべく、教育を展開している（資料 1-5【ウェブ】[追手門学院大学/教育理念]）。

大学開学当初、本学は経済学部、文学部の 2 学部であった。経済学部は 1 学部 1 学科（経済学科）体制であったが、経営学教育の充実を図るため、開学 5 年を経過した 1971 年に経営学科を増設した。さらに経営のグローバル化や情報社会の進展などを背景に、実践力強化などを目的として、1995 年に経営学科を独立させ経営学部経営学科とした。その後、幾度かの改組を経て現在の学部学科構成となっている。

文学部、国際学部、心理学部、社会学部の各学部は、開学当初は文学部に設置された学科としての位置付けであったが、各学問分野の専門領域拡大等を背景に、複雑化する社会の要請に応えるため、改組による変遷を経て、現在の形となった。

2015 年度に設置した地域創造学部は、新設学部であるが、幅広い教養を身につけ、日本社会全体および世界へとつながるグローバルな視野を持ち、地域社会の革新と発展に寄与する高度な知識と学士力を備えた地域イノベーション人材の養成を目指しており、PBL（Project Based Learning）型の少人数ゼミナールなど実践性を重んじた教育課程が特長である。

2023 年度に設置した法学部も新設学部であるが、幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、法に関する専門知識及び法知識の基礎となる基本事項並びに思考方法といった法的素養を有して、それらを社会の様々な場面に適用できる応用力をもって、社会の様々な分野で日常的に生じる法的な業務や諸問題を的確に処理することのできる職業人の養成を目指しており、「自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」と「企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」の二つの履修モデルを柱とした教育課程が特長である。

2013 年度に開設した基盤教育機構は、本学の基礎教養教育を担い、個性と協働力を備えた自立的・主体的な人材の育成を目指している。2022 年度からは教育環境の変化や「長期計画 2030」（資料 1-25 [学校法人追手門学院 長期計画 2030]）における教学組織の構想に基づいて、基礎教養分野のさらなる充実を図るために基盤教育機構を共通教育機構に名称を変更した。

大学院は現在 3 つの研究科を有しており、現代社会文化研究科は修士課程、経営・経済研究科および心理学研究科は、博士前期課程・博士後期課程を有している。3 つの研究科の設置から現在に至るまでの過程は以下のとおりである。

1973年に文学研究科心理学専攻を開設したのち、社会学専攻・中国文化専攻・英文学専攻の3専攻を設置した。その後、人文・社会科学領域における学際的な学びを深めるため、2018年にこれら3専攻を母体とする現代社会文化研究科へと改組し、現在に至っている。

次に、1979年に経済学研究科経済学専攻を開設、1985年に経営学専攻を増設し、2006年には経営学専攻が研究科として独立し、経営学研究科を開設した。その後、2018年4月には経済学と経営学の領域を融合し複雑な経済社会現象の本質を究明し、研究方法論を超えた新しい知見の獲得をめざすため、経営・経済研究科に改組した。なお、この時に博士後期課程についても経済学研究科と経営学研究科を統合する形で、経営領域（ビジネス、会計・経常情報、企業法務）または経済領域（経済学・地域政策）の専攻領域にかかわる主体的探究を成果として表し、プロフェッショナル・キャリアの専門的基盤を確保する自律的な研究力を有する高度専門職業人を育成するための博士後期課程として改組した。

最後に、2008年に心理学専攻を文学研究科から研究科として独立させ、心理学研究科を開設した。2017年4月にはより高度な専門性を有し先端的な心理学研究に従事することのできる人材を育成するため心理学研究科に博士後期課程を開設した。

上述のとおり各学部・研究科は、本学の理念にもとづいてそれぞれの教育目標を定めており、これらが各学部・研究科の教育・研究の指針となっている。

その他に、各学部・研究科における教育・研究活動に必要な図書・資料を収集し、利用者に提供する設備として、茨木安威キャンパス、茨木総持寺キャンパスに大学図書館を設置し、50万冊以上の蔵書を供している。

2. 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学は、本学院全体の教育理念に基づき、「独立自彊・社会有為」な人材、基礎的なスキルを身につけ、幅広い興味と好奇心に導かれた深い教養、そして一つの課題について深く集中する情熱を併せ持ち、時流に乗るだけではなく時代を創出することのできる人材の育成に資するため、11の研究所・センターを設置している（大学基礎データ表1）。

WIL推進センターは、本学の教育理念である「独立自彊・社会有為」を体現する人材の育成に資するため、追手門学院創立130周年に掲げた新教育コンセプトである「WIL(Work-Is-Learning)」の推進を図ることを目的として2022年に発足したセンターである。

当センターは、前述した教育理念を達成するため、(1) WILの方針・戦略の策定、(2) WILプログラムの認定・促進、(3) WILプログラム事業・運営費用補助といった事業を中心に役割を担っている（資料3-2 [追手門学院大学 WIL推進センター規程]）。

「WIL (Work-Is-Learning)」とは、主体的に学び、協働して問題解決にあたる本学独自の学修スタイルにより、行動(Work)を通じて学修(Learning)を行い、同時にそれを即実践に反映する経験の蓄積を図ろうとするもの、と定義している（資料3-3【ウェブ】[追手門学院大学/WIL推進センター]）（資料1-31【ウェブ】[追手門学院大学/学びの特色/追手の教育を支える教育スタイルと教育手法「行動して学び、学びながら行動する OIDA WIL」]）。グローバル化やデジタル化を背景とした予測困難な状況下では、行動を通じて課題を発見し、その解決に必要な知識や技術・能力を獲得・創造しながら、課題に立ち向かい続ける必要がある。そのような資質や能力を獲得することは、本学の教育理念である「独

立自彊・社会有為」に通ずるものであるといえる。

学習支援センターは、学修者本位の教育の実現に資するため、学生ならびに入学予定者の主体的・自律的な学習活動の支援を行うことを目的に 2022 年に設立された。この目的を達成するため (1)「学び合い」文化の醸成及び学習共同体(ラーニング・コミュニティ)の形成の促進、(2)入学から卒業までの在学期間を通じて、正課科目と関連づけた正課外における学習支援を事業の柱としている(資料 3-4 [追手門学院大学 学習支援センター規程])。

具体的には、「入学前教育」の実施、「リメディアル教育」の推進、「ライティング能力向上にかかる学習支援」の実施(ライティングヘルプデスク)、「教員採用試験合格を目指す学生の支援」の実施(教職支援室)、の 4 つの機能を担い、多角的に学生の学習を支援する役割を果たしている(資料 3-5【ウェブ】[追手門学院大学/学習支援センター])(資料 3-6【ウェブ】[追手門学院大学/入学前教育])(資料 3-7【ウェブ】[追手門学院大学/ライティングヘルプデスク])(資料 3-8【ウェブ】[追手門学院大学/教職支援室])。

MATCH 推進センターは、学修者本位の教育活動の実現のために、ICT を含めたあらゆる手法を活用することで、学修スタイルや教育手法、支援方法を高度化し、本学の教育の発展に寄与することを目的として 2022 年に設立された。MATCH とは、MAximized-TeaCHing(=最大化された教育)を略した造語であり、あらゆる方法で教育効果を最大化することを目指す追手門学院大学独自の教育手法である(資料 1-32【ウェブ】[追手門学院大学/学びの特色/追大の教育を支える教育スタイルと教育手法「最適な手法で学びを最大化する ODAI MATCH」])。当該センターは、前述した教育理念を達成するため(1)学修支援システム機能の活用促進、最適化に関すること、(2)DX の促進に関すること、(3)学修成果の可視化に関することを事業の柱としている(資料 3-9 [追手門学院大学 MATCH 推進センター規程])(資料 3-10【ウェブ】[追手門学院大学/MATCH 推進センター])。

また、学修時間や教育の成果等の情報収集・分析を行う、「大学 IR 推進オフィス」を大学政策課に設置し、MATCH 推進センターで進める事業と連携することで、そこから取得される各種データを利用した教学 IR の推進を担っている。大学 IR 推進センターで分析した内容については大学政策会議において報告、意見交換を実施し、全学的な教学 IR を推進し、教学の改善を行っている(資料 3-11 [追手門学院大学大学政策会議規程])。

教育支援センターは、本学院の教育理念である「独立自彊・社会有為」に相応しい教員を育成すべく、教員の能力開発に取り組むことを目的に、2013 年に設立された。設立以降学長のリーダーシップのもと、「教員の能力開発」に取り組み、全学の教育力向上を図るためファカルティ・ディベロップメント(FD)を推進している。本学では、ファカルティ・ディベロップメント(FD)を「教育理念に基づき、本学が教員の能力開発を目的に行う組織的な取り組みの総称」と定義している(資料 2-5 [追手門学院大学 教育支援センター規程])(資料 3-12【ウェブ】[追手門学院大学/教育支援センター])。

オーストラリア・アジア研究所は、1967 年に設立され、本邦初のオーストラリアに特化した研究機関として、国内外で高い評価を受けてきたオーストラリア研究所を 2015 年に改組・改編した研究所である。オーストラリア・アジア研究所は、オーストラリア研究所が生み出してきた成果を発展的に引き継ぐとともに、「独立自彊・社会有為」という本学院の教育理念の実現のため、グローバル化と国際社会の変動に対応した研究・教育活動を企

図して改組・改編し、オーストラリア、ASEAN 諸国、インド及びそれらの周辺地域を対象とした学術研究並びに相互理解と学術文化交流に寄与する活動を行うとともに、その成果を広く社会並びに教育に還元することを目的としている（資料 3-13 [追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所規程]）（資料 3-14【ウェブ】[追手門学院大学/オーストラリア・アジア研究所]）。

ベンチャービジネス研究所は、2006 年に設立され、学内外のベンチャーの理論的・実証的研究をはじめ、その成果の刊行や講演会、北摂エリアの優良な中小・中堅企業からの調査の受託を行っている。加えて、学部学生、院生の起業家育成、大学発ベンチャーの育成、ビジネスプラン発表による学生の起業家精神の醸成、ビジネスマッチングフェアへの参加による学生の就活支援などを行っている（資料 3-15 [追手門学院大学 ベンチャービジネス研究所規程]）（資料 3-16【ウェブ】[追手門学院大学/ベンチャービジネス研究所]）。

上方文化笑学センターは、2015 年に笑学研究所として設立され、2020 年には上方文化笑学センターへ名称を変更した。本センターは、円滑なコミュニケーションを図るための重要な要素としての「笑い」を中心とした「上方文化」に関する情報発信や、「笑い」「ユーモア」を活用した教育プログラムの開発を目指している。また、本学のある大阪という土地にこだわり「上方の笑い」を中心に、文化と笑いの関係、言葉と笑いの関係、環境と笑いの関係、生活と笑いの関係など、様々な角度から「笑い」を追究している（資料 3-17 [追手門学院大学 上方文化笑学センター規程]）（資料 3-18【ウェブ】[追手門学院大学/上方文化笑学センター]）。

成熟社会研究所は、2014 年に設立された研究所である。本学院の教育理念である「独立自強・社会有為」は、自立と社会との協働を意味することから、本研究所では、「多様な価値観を認め、自らの生き方を選び取り、誰もがかけがえのない人として成長できる社会」の実現のために自立して生きる力を備えた「志」のある個人を育てることを目的としている。また、鳥瞰的・横断的視点を持って伝統と革新の中から物事の本質をとらえ、若者の自立と社会環境に関わる調査・研究・提言を行い、学内外に向けた講演会も開催している（資料 3-19 [追手門学院大学 成熟社会研究所規程]）（資料 3-20【ウェブ】[追手門学院大学/成熟社会研究所]）。

地域支援心理研究センターは、文部科学省による 2004 年度私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）の選定を受けて設立され、人々が日々の生活の中で少しでも幸せに生きていくための援助をすることを目的に、社会への貢献をめざして活動している。また、地域社会・学校・家庭における教育機能についての研究を行うことにより、地域社会・学校・家庭でどのようにすれば、健常な児童、生徒の健全な人格形成をはかることができるかを考察し、地域社会への働きかけを行うことをめざしている。他方、すでに心理的問題を抱えている幼児・児童・生徒をはじめ、各年齢層の人たちに対しては、心理臨床的な援助を行うとともに、研究者および高度に訓練された心理臨床実践の専門家の養成をめざしており、具体的には国家資格である公認心理師資格に係る実習先となっている（資料 3-21 [追手門学院大学 地域支援心理研究センター規程]）（資料 3-22【ウェブ】[追手門学院大学/地域支援心理研究センター]）。

スポーツ研究センターは、2014 年に設立され、スポーツ教育、地域スポーツ、生涯スポ

ーツ、スポーツボランティア、スポーツマネジメントなどについての調査・研究を行うとともに、地域と連携したスポーツ活動、地域住民へのスポーツ指導、健康・体力向上支援などの活動に取り組んでいる。また、日本のスポーツ界の好循環に寄与できるよう、スポーツに関わる各種組織体との連携・協働を積極的に推進している（資料 3-23 [追手門学院大学 スポーツ研究センター規程]）（資料 3-24 【ウェブ】[追手門学院大学 スポーツ研究センター]）。

学院志研究室は、2012 年に設立され、学院の歴史及び学院関係者の事跡に関する資料の収集・保存・研究などを通じて、学院の教育・研究の一層の充実・発展に寄与することを目的としている（資料 3-25 [追手門学院大学 学院志研究室規程]）（資料 3-26 【ウェブ】[追手門学院大学 学院志研究室]）。

教育・研究を支えるこれらすべての組織の設置・改廃は、大学教育研究評議会、常任理事会および理事会において、当該組織が理念・目的に沿ったものであるか、学術研究の動向や社会の要請を踏まえたものであるかに照らし、規程にもとづいて審議している。

また、本学では、2015 年 4 月の「学校教育法改正」に先立ち、2012 年度には大学評議会を廃止し、学長の諮問機関となる大学教育研究評議会を設置、また副学長を原則 3 名体制とし、学長の補佐体制を整えるなど、大学のガバナンス改革に取り組んだ。その結果、各研究所・センター等の事業推進にあたっても学長・副学長を中心としたガバナンス体制によって迅速な意思決定が可能となっている。

3. 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学では、教育理念である「独立自彊・社会有為」を体現する教職課程・教職教育の全学的かつ適正な運営を図ることを目的とした「教職課程運営委員会」を設置している（資料 3-27 [追手門学院大学教職課程運営委員会規程]）。当委員会では、教職課程のカリキュラム運営・管理や教育実習をはじめとした実習管理など、すべての学部・研究科における教職課程の運営に資する役割を担っている。

また、教育職員免許法施行規則の改正により、2021 年度より教職課程自己点検評価の実施及び公表が義務化されたことから、教職課程自己点検評価報告書を作成し、公表している（資料 3-28 【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/教職課程に関する情報公開/令和 4 年度教職課程自己点検評価報告書]）。本報告書において、教職課程運営委員会の運営について点検・評価を行うことで、適切性を確認している。

加えて、「学習支援センター」の中に「教職支援室」を設置し、教員を志望する本学学生及び卒業生に対して、試験対策の実施や模擬授業の指導など現代社会において求められる資質・能力を持った教員として活躍できる人材を育てることに注力している（資料 3-8 【ウェブ】[追手門学院大学/教職支援室]）。

4. 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

企業、他大学・研究機関（海外の機関を含む）、行政機関との活発で多面的な連携や交流を通して人材育成とイノベーション創出への参画を図り、学生の成長と研究活動の進展、本学の発展、さらには地域の文化・経済・教育の発展に寄与することを目的とし、2019年度から産学官連携推進本部を置いている。産学官連携推進本部は企業・研究所等の外部機関との委託・共同研究の支援、産学官連携を通じた実践型人材育成プログラムの企画運営、著作権等の知的財産の発掘・管理・活用などの役割を担っている（資料 3-29 [追手門学院大学産学官連携推進本部規程]）。

また産学官連携に係る情報収集・分析及び企業等との交渉といった実務部分については産学官連携オフィスを置き、上述した産学官連携推進本部と連携して推進を加速させている。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

- 1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価**
- 2. 点検・評価結果に基づく改善・向上**

2015 年度以前においては、本学における改組・設置等にあたっては、本学院理事と学長、副学長等が定期的に話し合いを行い、その方向性を決定したうえでワーキンググループ等を設置し、検討を進めていた。2016 年度にその体制を明確化するため、学院中期経営戦略推進本部を設置し、本学院の将来構想に関わる中期経営戦略に必要な事項を検討することとした。なお、学院中期経営戦略推進本部は「長期構想 2040」（資料 1-3【ウェブ】[学校法人追手門学院/長期構想 2040]）に示したように、中期のみならず長期の戦略策定・運用も担うことから、2020 年度より名称を経営戦略推進本部へと変更した（資料 2-12 [学校法人追手門学院経営戦略推進本部規程]）。

現在は理工学部の新設準備を行っており、並行して進めている茨木総持寺キャンパスⅡ期棟建設ならびにキャンパス再編もあわせてそれらの検討内容を大学教育研究評議会、全学教授会などで報告することで、全学的な施策との整合及び情報共有を図りながら進めている（資料 3-11 [追手門学院大学大学政策会議規程]）（資料 2-16 [追手門学院大学教育研究評議会規程]）（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）。

各研究所・センター、その他組織については、高等教育機関の動向、大学を取り巻く状況や外部環境の変化、社会的要請などに応じて適宜検証している。具体的には「第Ⅳ期中期経営戦略」にて定めている具体的な施策である重点中核施策（CSF：Critical Success Factor）について、「第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA シート」を用いて進捗状況を点検・評価している。再編については、副学長、教務部長等を構成員とするワーキンググループを立ち上げ、中期戦略の方向性も視野に組織の在り方を検討している。検討内容を学内の各会

議にて共有し、全学的な施策と整合性を図りながら取り組みを進めている。

大学の学部・研究科の組織の適切性については、経営戦略推進本部が取り組む重点中核施策（CSF：Critical Success Factor）について、「第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA シート」を用いて行う進捗状況の点検・評価と、全学自己点検・評価組織が取り組む内部質保証 PDCA サイクルが両輪となり、定期的に全学的な自己点検・評価を行って検証し、改善・向上へとつなげている。

経営戦略推進本部においては、上述した重点中核施策（CSF：Critical Success Factor）について、「第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA シート」を用いて約 4 ヶ月ごとに進捗状況を点検・評価することで、組織の適切性を検証し、改善・向上へとつなげている。

また、全般的な自己点検・評価を行うにあたっては、大学基準に定める 10 の点検項目ごとに作成する「自己点検・評価シート」を用いて、「教育研究組織」の項目について全般的な点検を行っている。自己評価が低い項目については改善内容を記載することとしており、その後の改善につなげるようにしている。なお、当該「自己点検・評価シート」は 2023 年度の状況を暫定的に点検・評価するために運用を開始したものであり、今後、各点検項目の改善がより適切に行われるような様式へと改正し運用していきたいと考えている。

（２）長所・特色

<教育理念に基づいた特色ある研究所・センター>

本学は、教育理念に基づいた教育研究を実現するために、課題を改善しながら学術研究の動向や社会の要請を踏まえ、継続して教育研究組織を改編してきた。特に 2022 年の国際教養学部国際教養学科の国際学部国際学科への改組、国際日本学科の文学部人文学科への改組、2023 年の法学部開設を経て、2023 年 4 月現在で 9 学部 11 学科、3 研究科 4 専攻及び 1 機構（内、1 学部 2 学科は募集停止）からなる教育研究組織は、それぞれの理念・目的を達成するための組織編制をもって教育研究活動を行い、成果を上げている。特に共通教育機構では、学部や学年を越えての「学びあい、教えあい」を実現し、身につけた知識を自らの成長につなげるための習慣や態度を培っている。各学部が提供する専門教育と、共通教育機構が提供する教養教育が調整・統合され、学習支援センター等によるサポートも加わって、社会の要請に応え、本学が目指す「独立自強・社会有為」の人材を、総合的かつ体系的に輩出しており、大学としての教育の質保証の責任を果たしていると判断する。

「学習支援センター」の活動においては、当該センター所属教員による指導に基づいて学生の主体性・自律性を育むことに留まらず、先輩学生が後輩学生を指導するなど学生相互が助け合い、学び合うことを促進しており、これらの活動は入学前教育プログラムにも活かされている（資料 3-5【ウェブ】[追手門学院大学/学習支援センター]）。

「WIL 推進センター」においては、WIL の趣旨に合致する授業や学内外で実施される様々な活動を「WIL プログラム」として認定し、学生の主体的な学びの場を提供している。例えば、ジェンダー問題に対する啓発活動や農家の人手不足問題の解消に向けた事業モデル構築プロジェクトなどを認定プログラムとし、学生と教員が現場で多様な実践的活動が展開できるよう支援を行っている（資料 1-31【ウェブ】[追手門学院大学/学びの特色/追手の教育を支える教育スタイルと教育手法「行動して学び、学びながら行動する OIDA」]

WIL」]]。

「教職支援室」においては、教員採用試験合格者や現役の教員として働いている卒業生を招聘した交流会を実施し、教職を目指す在学生のモチベーション向上に資する取組などを展開している（資料 3-8【ウェブ】[追手門学院大学/教職支援室]）。

また、本学では 2025 年度に理工学部設置を計画し、文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」にも選定された（資料 3-30【ウェブ】[追手門学院大学/プレスリリース：「大学・高専機能強化支援事業」に選定]）（資料 3-31【ウェブ】[追手門学院大学/プレスリリース：文部科学省「理系学部拡充支援事業」選定 2025 年理工学部（仮称・設置構想中）新設概要]）。新しい時代の理系人材育成を目指しており、開学以来、文系大学として歩んできた本学の伝統を堅持しつつ、新時代に挑戦することの意義は大きく、より適正な組織のあり方を求めて改革を進める契機となっている。

（３）問題点

< 研究所・センターの認知度向上 >

いずれのセンター（活動）においても参加者・利用者が一部学生に限定されている点に課題がある。各センターの特色や具体的な活動内容等について、学内外への PR が不十分であり、認知度の高まりが見えないところが懸念点として挙げられる。

今後、大学 HP を活用した広報展開や大学案内・オープンキャンパスを活用した受験生への認知度アップなどの施策展開を検討する必要があると認識している。

（４）全体のまとめ

本学の教育研究組織は 9 学部 11 学科、3 研究科 4 専攻及び 1 機構（内、1 学部 2 学科は募集停止）をはじめ、教育理念をふまえ、本学の強みや特徴を活かした 11 の研究所・センターから構成されている。これら教育・研究を支えるすべての組織は、本学院の教育理念を実現するため、改組・設置してきたものである。

特に、行動（Work）を通じて学修（Learning）を行い、同時にそれを即実践に反映させて経験の蓄積を図る「WIL」の活動を推進する「WIL 推進センター」や、学修者本位の教育活動の実現のために、ICT を含めたあらゆる手法を活用する「MAXimized-TeaCHing（＝最大化された教育）」を推進する「MATCH 推進センター」などは、本学の掲げている教育の理念を追求し、学生のニーズや社会の要請に応えるといった目的の達成に寄与する、特徴的な組織である。教育研究組織を改廃するにあたっては、経営計画の面では経営戦略推進本部会議、教学計画の面では大学政策会議で方針を定め、そのうえで準備委員会等の検討会議で議論された検討内容を大学教育研究評議会、全学教授会などで報告することで、全学的な施策との整合及び情報共有を図りながら進めている。

今後は、「長期計画 2030」（資料 1-25 [学校法人追手門学院 長期計画 2030]）、「長期構想 2040」（資料 1-3【ウェブ】[学校法人追手門学院/長期構想 2040]）に基づき、2025 年の、理工学部の設置、キャンパス再編など、学術研究の動向や社会の要請を踏まえ、継続して更なる進化を目指す。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1. 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、教育理念である「独立自強・社会有為」のもと、「追手門学院大学・大学院における3つのポリシーを策定するための基本方針」に基づき、学部・研究科の教育課程ごとに人材養成目的および学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、課程修了にあたって必要となる知識・技能・態度等の学習成果を示している（資料2-21【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学・大学院における3つのポリシーを策定するための基本方針]）。

また、人材養成および学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は大学HPにて広く社会に公表している（資料2-20【ウェブ】[追手門学院大学/3つのポリシー・カリキュラムマップ]）。加えて、学生・教職員に対しては、当該内容等を記載した「STUDYGUIDE」と称した、いわゆる学生要覧を案内（2022年度までは冊子を刊行して配付、2023年度よりWeb化し、大学ホームページにて公開）している（資料1-22【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE]）。とりわけ新入生に対しては、学部・研究科ごとに実施するオリエンテーションにて人材養成目的や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を解説する機会を設けるなど内容の理解・浸透を促している。

以下、具体例として文学部人文学科、経営・経済研究科 経営・経済専攻 博士前期課程および心理学研究科 心理学専攻 博士後期課程の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を示す（資料4-1【ウェブ】[[追手門学院大学/STUDYGUIDE/文学部カリキュラムマップ]）（資料4-2【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/経営・経済研究科カリキュラムマップ]）（資料4-3【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/心理学研究科カリキュラムマップ]）。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【文学部人文学科】

<知識・理解>

- (1) 古典から近現代までの日本文学を深く理解し、説明することができる。
- (2) 日本語の諸現象について深く理解し、説明することができる。
- (3) 日本の歴史、文化について深く理解し、説明することができる。
- (4) 文化的建造物とその様式美について深く理解し、説明することができる。

< 思考・判断 >

(5) 日本文化(文学、日本語、歴史、美術、文化的建造物)の諸相を他の文化との関係の中で客観的に考え、位置づけることができる。

< 技能・表現 >

(6) 適切な日本語を運用し、文章および口頭にて自らの考えを円滑に表現することができる。

(7) 演習やフィールドワークを通じて、自分自身で課題を発見し、これを適切な方法で調査・分析・検討したうえで、他者に向けて効果的に発信することができる。

< 関心領域および視野の拡大 >

(8) 人間の文化的営みに関しての自己の関心領域、視野を拡大することができる。

【経営・経済研究課 経営・経済専攻 博士前期課程】

① 博士前期課程共通の方針

- 1) 経営・経済の基本概念・基本課題の全体像を理解し、学びの視野を広げることができる。
- 2) 経営・経済領域における分析力の基礎となる考え方を広く身につける。
- 3) 主体的な探求活動を通して学びを統合し、独自の分析手法を身につけ、創造的な研究成果を獲得することができる。

② 経営コース「ビジネス研究領域」の方針

経営学の専門分野の理論、制度・政策、実践事例を体系的に深く学び、ビジネス課題の発見・解決に資する定量・定性分析力と考察力を身につける。

③ 経営コース「会計・経営情報研究領域」の方針

会計・経営情報の専門分野の理論、制度・政策、実践事例を体系的に深く学び、会計・経営情報の課題の発見・解決に資する分析法・考察力を身につける。

④ 経営コース「企業法務研究領域」の方針

企業法務の専門分野の理論、制度・政策、法務実例等を体系的に深く学び、国内外の企業法務の課題を調査・分析・考察する力を身につける。

⑤ 経済コース「経済研究領域」の方針

経済研究の専門分野の理論、制度・政策、歴史を体系的に深く学び、経済政策分析に必要な数理的分析手法を身につける。

⑥ 経済コース「地域政策研究領域」の方針

地域政策の専門分野の理論、政策、応用事例を体系的に深く学びながら、地域経済・経営課題を発見・分析・考察する力を身につける。

【心理学研究科 心理学専攻 博士後期課程】

- ①心理学における高度な専門的知識を有するだけでなく、心理学の先端的な研究方法と対応スキルを持ち、実践することができる。
- ②幅広い観点から、心理学研究の発展に寄与するような教育研究に携わることができる。
- ③心理学及び関連領域において幅広く貢献する高度心理専門職業人の育成に資する人材の養成に携わることができる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

① 教育課程の体系、教育内容

② 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

1. 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

①教育課程の体系、教育内容

本学では、学部・研究科の教育課程ごとに設定されている学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、前述の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と同様に、学部・研究科の教育課程ごとに教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、どのように学修成果を評価するのかを定めている。

加えて、教育課程ごとの科目体系を可視化し、各カリキュラムにおける科目の位置づけを確認するためにカリキュラムマップを整備し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の達成に向けて、よりよい学びを進めるための資料として役立てている（資料 2-20【ウェブ】[追手門学院大学/3つのポリシー・カリキュラムマップ]）。

また、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は大学 HP にて広く社会に公表している。加えて、学生・教職員に対しては、当該内容等を記載した『STUDYGUIDE』と称した、いわゆる学生要覧を案内（2022 年度までは冊子を刊行して配付、2023 年度より Web 化し、大学ホームページにて公開）している（資料 2-20【ウェブ】[追手門学院大学/3つのポリシー・カリキュラムマップ]）。新入生に対しては、学部・研究科ごとに実施するオリエンテーションにてカリキュラムマップを活用し、各教育課程の全体像の把握を促している。

以下、具体例として文学部人文学科、経営・経済研究科 経営・経済専攻 博士前期課程および心理学研究科 心理学専攻 博士後期課程の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を示す（資料 4-1【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/文学部カリキュラムマップ]）（資料 4-2【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/経営・経済研究科カリキュラムマップ]）（資料 4-3【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/心理学研究科カリキュラムマップ]）。

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【文学部人文学科】

<専門基礎科目群>

・文学、日本語、歴史・文化、美学、建築文化といった人文学各分野の基礎を広範に、そして深く理解するために、学科共通科目及び専門基本科目を置く。ここでの学びを通じて、人文学的なものの見方、捉え方を身につける。

・人文学について総合的に学び、それをさまざまな形で発信するために、演習科目を中心とした専門演習科目及び専門研究科目を置く。ここにおいて2年次秋から始まる「専門演習」を4年次秋まで体系的に学び、その集大成として「卒業研究」を行う。

<専攻科目群>

専門基礎科目群での学びを基礎とした人文学各領域での高度な専門性を習得するために、専門基幹科目群および専門展開科目群を置く。この科目群によって、専門性に裏づけられた実践的な知識を獲得する。

<専門関連科目群>

獲得した専門的知識を生かす進路の選択肢を提供すべく、免許・資格のための科目によって構成される専門関連科目群を配置する。

【経営・経済研究科 経営・経済専攻 博士前期課程】

ア 専攻共通科目

①共通基礎科目

本研究科の専攻共通として、経営または経済分野の専門的な学修が十分でない入学者のための「経営・経済研究入門（経営）」及び「経営・経済研究入門（経済）」を置く。また、経営と経済の両分野について、概論的な専門知識と研究方法を学ぶ基礎科目「経営・経済研究基礎Ⅰ」「経営・経済研究基礎Ⅱ」を配置する。経営・経済研究基礎Ⅰは、本研究科の全ての学生に対し共通の必修科目とする。

なお、本大学院においては大学院共通科目として、学術英語文献講読の基本を学ぶ Academic English 特論を置いているが、本研究科においてはこれをリメディアル教育と位置付け、指導教員が研究能力の向上を図るために必要と認めた場合に履修させるものとして、修了単位には含めない。

②共通コア科目

経営・経済専攻の幅広い学習を確保する共通コアの観点から、経済コース各研究領域のコアとなる3科目「初級マクロ経済学研究」「初級ミクロ経済学研究」「統計学研究」、及び経営コース各研究領域のコアとなる5科目「経営学研究」「マーケティング論研究」「財務会計論研究」「企業法務研究」「産業社会心理学研究」を共通コア科目として配置し、両分野を横断する体系的な学修を促す。

③研究演習科目

研究演習は研究指導を内容としており、専攻する研究領域ごとに2年間を通して行われるが、当該専門分野の教員のみが指導するのではなく、学生の研究課題に応じて異なる専

門分野の教員が加わり、複数の教員が研究指導を行う体制を確保する。

イ 経営コース専攻科目

①ビジネス研究領域

ビジネス研究領域では体系的な専修を基軸に据えるために、当該研究領域のコア科目である「経営学研究」「マーケティング論研究」「産業社会心理学研究」に加え、専攻科目として「国際経営論研究」「経営戦略論研究」「人的資源管理論研究」「経営組織論研究」「マーケティング情報論研究」の5科目を主要科目として配置する。

②会計・経営情報研究領域

会計・経営情報研究領域では体系的専修の観点进行を考慮し、当該研究領域のコア科目である「財務会計論研究」「経営学研究」に加え、専攻科目として「管理会計論研究」「経営分析論研究」「社会情報システム研究」の3科目を主要科目として配置する。

③企業法務研究領域

企業法務研究領域では体系的専修を軸にし、当該研究領域のコア科目である「企業法務研究」「経営学研究」に加え、専攻科目として「商法研究」「内部統制論研究」「金融法務研究」の3科目を主要科目として配置する。

ウ 経済コース専攻科目

①経済研究領域

経済研究領域では体系的な専修を基軸とするために、当該研究領域のコア科目である「初級マクロ経済学研究」「初級ミクロ経済学研究」「統計学研究」に加え、専攻科目として「中級マクロ経済学研究」「中級ミクロ経済学研究」「計量経済学研究」「経済政策研究」「財政学研究」「国際金融論研究」「ファイナンス論研究」の7科目を主要科目として配置する。

②地域政策研究領域

地域政策研究領域では地域政策の体系的専修を確保するために、当該研究領域のコア科目である「初級マクロ経済学研究」「初級ミクロ経済学研究」「統計学研究」に加え、専攻科目として「地域政策研究」「都市政策研究」「地域経営研究」の3科目を主要科目として配置する。

エ コース共通選択科目

各研究領域に共通する選択科目として「中堅・中小企業経営研究」「広告心理学研究」「ネゴシエーション論研究」「ERP ビジネスプロセス研究」「債権法研究」「会社法研究」「高等教育政策と制度」「大学の財務・会計」「経済史研究」「租税論研究」「地方行政研究」「都市計画研究」等の多彩な科目を配置し、専攻する研究領域以外の領域の授業科目を含めた幅広い学修を指導する。

【心理学研究科 心理学専攻 博士後期課程】

博士後期課程では、高度な専門的知識を持ち、心理学研究の発展に寄与するような教育研究に携わる人材の育成ならびに、心理学の基礎分野の専門知識と対応スキルを持ち、公認心理師に加え、臨床心理士、臨床発達心理士をはじめとした幅広い臨床・応用領域で社

会貢献できる高度心理専門職の育成に資する人材の育成を目指している。したがって、博士後期課程においては徹底した研究指導を行いつつ、漸次領域横断的なアプローチの指導へと移行できるよう柔軟な教育体制を敷いている。

博士後期課程では、

①特別演習科目において博士論文の作成を指導する中で、高度な専門的知識を用いて現代社会における心理学的な問題を発見し、科学的な方法によって解決できる資質を身につける。

②特別研究科目において自身の専門領域とともに関連領域の理論枠組みや研究法を学ぶことを通じて、領域横断的な研究能力を身につける。

これらの方針に従って、カリキュラムを編成している。

②教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

教育課程を構成する授業科目区分については、各学部・研究科で定めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、学位レベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群を適切に設定している。

例えば、法学部法律学科では、授業科目区分を「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門研究科目」「専門展開科目」の4つに区分し、「専門基礎科目」「専門基幹科目」にて法学を学ぶうえで基礎となる専門知識の定着を図り、「専門研究科目」にてその知識を活かした課題解決・主体的研究能力の涵養を目指し、「専門展開科目」にて発展的知識に触れ、多様な見識を深めることを目的とした科目をそれぞれ配置している（資料 4-4【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/法律学科開講科目表]）。

本学における授業形態は、講義、演習、実験、実習の4区分とし、1単位あたりの学習時間と、そのうちの授業時間を学則第19条に定めている（資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

なお、これまでは面接授業（対面授業）を主軸としていたところ、コロナ禍に導入した遠隔授業（オンライン授業）を併用し、双方のメリット・デメリットを踏まえつつ、教育の質保証、授業科目の特性ならびに各学部の特色を勘案し、適切な授業形態の選択に努めている。

遠隔授業（オンライン授業）については、大学設置基準第32条等の規定により60単位を超えないものとして上限設定があることから、学長の諮問機関として大学全体にわたる教育に関する基本的な事項を協議する「教務連絡委員会」にて、遠隔授業（オンライン授業）を適用する科目の妥当性について確認をおこない、全学的な教育の質保証を資する仕組みを導入している（資料 4-5[追手門学院大学教務連絡委員会規程]）（資料 4-6[(参考)第5回オンライン科目検討ワーキンググループ会議資料]）（資料 4-7[2024年度フルオンライン授業一覧表〔教務課資料〕]）。

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために適切な教育課程を編成するための方針であることから、双方の連関性は強く求められる。

その整合性や体系性を可視化するため、本学では独自のカリキュラムマップを整備している。科目区分とディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとの対応関係が一目でわかるような様式とすることで、両ポリシーとカリキュラムの整合性を確認できるようにしている。なお、実際に整合性を確認するにあたっては、後述するカリキュラム・アセスメント・チェックリストを用いている（資料 2-20【ウェブ】[追手門学院大学/3つのポリシー・カリキュラムマップ]）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ① 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ② 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ③ 授業期間の適切な設定
- ④ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ⑤ 個々の授業科目の内容及び方法
- ⑥ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ⑦ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ⑧ 初年次教育、高大接続への配慮
- ⑨ 教養教育と専門教育の適切な配置
- ⑩ コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】・【博士】）
- ⑪ 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

本学では、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた授業科目の開設に努めている。具体的には、教育課程の整合性を可視化するため、本学独自のカリキュラムマップを活用し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目が適正に配置されていることを確認している。

また、「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」を活用し、ディプロマ・ポリシーの達成度を測ることで教育課程の点検・見直しを図ることができる体制を構築している（資料 2-29 [カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告書（様式）]）（資料 2-30 [2023 年 5 月 18 日開催内部質保証推進委

員会議題・資料]]。

②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

授業科目の順次性および体系性については、すべての授業科目に対し統一したルールに基づく「科目ナンバリング」を行っている（資料 4-8 [科目ナンバリングの導入について〔教育企画課資料〕]）。カリキュラム・マップにて各教育課程における授業科目と科目ナンバを記載し、順次性や体系性が確認しやすいよう配慮している（資料 4-1 【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/文学部カリキュラムマップ]）。

また、入学から課程修了までの学修計画の策定や卒業後のキャリアイメージを意識してもらうことを目的に「履修モデル」の明示にも取り組んでいる。例えば、心理学部心理学科は4年間の学びの指針として活用することを目的にコース別の履修モデルや履修推奨科目を示し、「STUDYGUIDE」にて公表している（資料 4-9 [心理学部の各コースのカリキュラムモデル〔追手門学院大学 STUDYGUIDE 2023 より抜粋〕]）。経営・経済研究科 経営・経済専攻 博士前期課程ではコース・研究領域ごとの履修モデルを設定するとともに、セメスターごとの研究指導（論文指導）イメージを記載し、学位授与までの各段階における学修内容の可視性を高めている。なお、その履修モデルは入学オリエンテーション時に資料として配付し、学生が自律的に学修に臨めるよう努めている（資料 4-10 [経営・経済研究科博士前期課程履修モデル]）。

③授業期間の適切な設定

本学における各授業科目の授業期間については、ゆとりある学年暦の実現と柔軟で多様な魅力ある授業を展開し教育効果を高めることを目的に、2021 年度より 1 コマ 105 分授業と半期 13 週の学年暦を導入している（資料 4-11 【ウェブ】[追手門学院大学/ニュース：2021 年度春学期授業を開始]）。

柔軟な学年暦が設定できるようになったことで、単位を実質化するために必要な授業時間の確保が容易になり、多様な授業方法を実践する時間の確保もできるようになった。その結果、事前・事後学習時間や授業の満足度、到達目標達成度が増加傾向にあり、教育の質向上を図ることができた（資料 4-12 [全学授業アンケート結果（2022 年度秋学期）について〔2023 年 6 月 8 日開催大学教育研究評議会資料〕]）。

加えて、祝日授業の解消や長期休暇期間の確保が容易になったことで海外留学やボランティア活動など多様な活動への参画を学生に促し、課外活動の活発化・充実化を企図している（資料 4-13 [2021 年度からの授業時間割の変更と統一の効果〔教務課資料〕]）。なお、授業期間については本学学則第 20 条に規定し、十分な教育効果を上げることを前提に、適切な授業期間を柔軟に設定できることを定めている（資料 1-4 【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

④単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位制度の趣旨に沿った単位の設定については、「大学設置基準等の一部を改正する省令（2022 年 10 月 1 日施行）」の内容を踏まえ、本学では学則第 19 条に規定し、それに基づいて各授業科目の単位を設定している（資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。履修上限単位数については、「追手門学院大学履修登録に関する取扱基準」により、各学期 22 単位としている。なお、前学期の GPA が 2.50 以上であったものは、次学期の履修上限単位数を 24 単位としている（資料 4-14 [追手門学院大学履修登録に関する取扱基準]）。

また、単位制度をより実質的なものにするため、授業時間外に必要な学修等については、各授業科目のシラバスに事前・事後学習の内容や必要な時間数を明記し、単位制度の趣旨に沿った学修時間を確保している（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。

⑤個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容及び方法については、シラバスに明記している。シラバス作成にあたっては、毎年発行される「シラバス作成要領」にしたがい、授業内容や方法のみならず、評価方法や事前・事後学習の内容が明記されている。作成されたシラバスは、学部長・研究科長を中心に記載内容の適切性について点検（第三者チェック）を実施する体制をとっており、適正なシラバス公開に努めている（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。

なお、各授業科目のシラバスについては、大学 HP にて公開している（資料 4-16【ウェブ】[追手門学院大学/シラバス（公開ページ）]）。

⑥授業科目の位置づけ（必修、選択等）

授業科目の位置づけについては、各教育課程における学問体系や人材養成目的及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に従い、各授業科目の重要度に応じた履修区分の設定を行っている。

また、各授業科目の位置づけ・重要度の視認性を高めるため、カリキュラムマップや科目ナンバリングを導入している（資料 2-20【ウェブ】[追手門学院大学/3つのポリシー・カリキュラムマップ]）。例えば、社会学部においては、学部やコースでコア科目を設定し、学生がよりわかりやすく履修できる工夫を行っている（資料 4-17【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/社会学科開講科目表]）。

⑦各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では、すべての授業科目が学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とどのように関連しているかをシラバスにて明記している。また、シラバスを作成するにあたって、「シラバス作成要領」において学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連性を踏まえた授業内容・評価方法を取り入れた授業計画を策定することが要請されており、学部長・研究科長を中心とした点検（第三者チェック）においてもその観点を重要視し、各学位課

程にふさわしい授業内容になっているかを確認している（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。

⑧初年次教育、高大接続への配慮

・初年次教育

本学の学士課程における教育課程は、本学学則第 10 条に基づき、共通教育科目、学科科目および資格取得に関する科目の大きく 3 つに分かれており、初年次教育については共通教育科目の一分野として全学共通で展開している（資料 1-4 【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。例えば、「日本語表現」という授業科目では、いわゆるアカデミックライティングのスキルを身につけるため、ペアワークやグループワークなど多彩な授業方法を活用しながら文章作成能力の向上を図っている（資料 4-18 【ウェブ】[追手門学院大学/シラバス「日本語表現 A <地域創造学部 1 年>」]）。

また、学部ごとに初年次配当の演習科目を開講し、文献検索の方法やレポートの作成方法、専門教育の導入などを取り扱い、高等教育への円滑な接続に寄与している。

・入学前教育

高大接続に関する取組の一つとして、本学では「入学前教育」と称し、毎年 3 月（または 2 月）に、指定校推薦入試や特別入試（前期日程）等の入学予定者を対象とした入学前教育プログラムを実施している（資料 3-6 【ウェブ】[追手門学院大学/入学前教育]）（資料 4-19 [2024 年度入学者向け入学前教育の実施について〔2023 年 7 月 13 日開催大学教育研究評議会資料〕]）。

当プログラムの実施・運営は、学修者本位の教育の実現に資するため、本学学生並びに本学入学予定者の主体的・自律的な学習活動の支援を行うことを目的とする「学習支援センター」が所管している（資料 3-4 [追手門学院大学 学習支援センター規程]）。入学前教育の主な目的としては、①本学の教育理念である「独立自彊」と「社会有為」を体現する人材となる基礎を築くこと、②自己との対話や他者とのコミュニケーションを通して、大学入学時から卒業までのイメージに対する理解を深めること、が挙げられる。

具体的には、先輩との対話・ワークショップ等を通して、入学前アクションプランを作成する「先輩プログラム」の実施や入学後に新入生の大半が履修する「追手門アイデンティティ」科目にて、学生間でアクションプランを共有し、計画案のブラッシュアップを行うなど、入学前教育と正課活動（初年次教育）の有機的な連携を意識した取り組みを行っている（資料 4-20 【ウェブ】[追手門学院大学/シラバス「追手門アイデンティティ A <文学部>」]）。

⑨教養教育と専門教育の適切な配置

本学の学士課程における教育課程は、本学学則第 10 条に基づき、共通教育科目、学科科目および資格取得に関する科目の大きく 3 つの科目区分から構成される。学位授与の方針

（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、学生が卒業時に修得すべき知識・能力・資質等を考慮し、各学部規程・研究科規程によって学位課程ごとに卒業要件を定めている（資料 4-21【ウェブ】[追手門学院大学/各学部・研究科規程]）。

各学部における卒業に必要な単位数は次のとおりである。

■各学部における卒業に必要な単位数

学部	学科	共通教育科目	学科科目	総計
文学部	人文学科	28 単位以上	68 単位以上	124 単位以上
国際学部	国際学科	28 単位以上	70 単位以上	124 単位以上
心理学部	心理学科	28 単位以上	74 単位以上	124 単位以上
社会学部	社会学科	28 単位以上	70 単位以上	124 単位以上
法学部	法律学科	28 単位以上	62 単位以上	124 単位以上
経済学部	経済学科	28 単位以上	68 単位以上	124 単位以上
経営学部	経営学科	28 単位以上	78 単位以上	124 単位以上
地域創造学部	地域創造学科	28 単位以上	66 単位以上	124 単位以上

また、いわゆる一般教養科目にあたる「共通教育科目」は、市民として生涯にわたって自己を形成し続ける活動の基盤を養成することを目的に、学生が所属する学部における専門的な学びを補完し、幅広い知識や視野、豊かな人間性などを育むため、以下の科目群を設定している（資料 4-22【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/共通教育科目カリキュラムマップ]）。

・ファウンデーション科目群（初年次科目・外国言語科目・体育科目）

市民教養及び専門基礎の学びの基本となる多様なスキルやマインドを確保し実践に生かす

・リベラルアーツ・サイエンス科目群（リベラルアーツ・サイエンス系科目・人文学系科目・社会科学系科目・自然科学系科目）

（１）人と社会と自然の複雑なかかわりを学際的視点で理解し、現代社会の価値観の多様性と広がりについて学びを深める

（２）学問の多角的なものの見方と捉え方、および学び方の多彩な方法論に出会い生活に生かす経験を積む

・主体的学び科目群（キャリア形成系科目・キャリア展開系科目）

（１）学習者自らが行動する社会的な学びの場を広げる

（２）中長期の目標にそった自主的・自律的なキャリア開発と選択のためのスキル・態度・方法論を身につける

（３）学習者自らが設定・遂行する学際的課題を体験的かつ協同的に学ぶ経験を積む

(4) 帰納・演繹の学びの本質と面白さを体得する

⑩コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（修士・博士）

博士前期課程・博士後期課程においては、コースワーク（授業）とリサーチワーク（研究・論文指導）を有機的に組み合わせ、バランスを考慮した体系的な授業科目の配置としている（資料 4-23 [各研究科カリキュラムマップ]）。

⑪教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

第 2 章にて記載のとおり、本学では学位プログラムレベルの内部質保証活動として、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」およびその自己評価報告シートを用いて学修成果を中心とした教育課程の評価・点検を行っている。各学部等で作成された「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」は、教育支援センターによる助言や支援を経て内部質保証推進委員会に報告される。その後、内部質保証推進委員会から依頼を受けた教育支援センターによる点検・評価があり、内部質保証推進委員会へと報告がなされる。内部質保証推進委員会では、学部等より提出された「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を点検・評価し、全学自己点検・評価委員会へと報告を行う。全学自己点検・評価委員会においても点検・評価を行い、必要に応じてフィードバックを行うことで、各学部等の教育課程等の編成に関する改善・向上につなげている（資料 2-40 [学部等の自己点検・評価サイクルについて〔2024 年 1 月 18 日開催内部質保証推進委員会資料〕]）。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、共通教育科目にてキャリア形成にかかる科目を開講している。1 年次向けに開講している「追手門アイデンティティ」は、本学の教育理念について理解を深め、本学での学びの意義を考えるとともに、自らのキャリア創生に対する意識を醸成していくことを目的に授業を展開しており、卒業生や先輩学生、本学職員など、追手門学院に携わる人の考え方・マインドについて対話形式で学ぶ構成となっている点に特色がある（資料 4-20【ウェブ】[追手門学院大学/シラバス「追手門アイデンティティ A<文学部>」]）。

また、様々な実践型活動を推奨・支援する WIL プログラム事業も学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として寄与している。「WIL（Work-Is-Learning）」とは、主体的に学び、協働して問題解決にあたる本学独自の学修スタイルにより、行動（Work）を通じて学修（Learning）を行い、同時にそれを即実践に反映する経験の蓄積を図ろうとするものと定義している。また、予測困難な状況下において行動を通じて課題を発見し、その解決に必要な知識や技術・能力を獲得・創造しながら、課題に立ち向かい続ける資質や能力を獲得することを目的としている（資料 3-3【ウェブ】[追手門学院大学/WIL 推進センター]）。

具体的な WIL プログラムとして、2023 年度には、企業内のプロジェクト提案競争を模擬体験するプロジェクトや、農家の人手不足問題の解消に向けた事業モデル構築プロジェクトなどが認定され、実施された。学生と教員が現場で多様な実践的活動が展開できる支援を行っている（資料 1-31【ウェブ】[追手門学院大学/学びの特色/追大の教育を支える教育スタイルと教育手法「行動して学び、学びながら行動する OIDA WIL」]）（資料 4-24【ウェブ】[追手門学院大学/学びの特色/追大の教育を支える教育スタイルと教育手法「行動して学び、学びながら行動する OIDA WIL」/WIL REPORT]）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ① 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ② シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ③ 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ④ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ⑤ 学習の進捗と学生の理解度の確認
- ⑥ 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ⑦ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ⑧ 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数【学士】
- ⑨ 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ⑩ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

本学は、単位の実質化を図るための措置として、「大学設置基準等の一部を改正する省令

（2022 年 10 月 1 日施行）」の内容を踏まえ、本学学則第 19 条にて 1 単位の授業科目に必要な学修時間を定めている（資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

単位制度をより実質的なものにするため、シラバスに「授業時間外学習（内容・時間）」欄を設け、事前・事後学習として必要な内容や時間数を明記し、単位制度の趣旨に沿った学修時間の確保に努めている（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。

加えて、2021 年度より 1 コマ 105 分授業と半期 13 週の学年暦を導入し、必要な授業時間の確保が容易になったことや多様な授業方法を実践する時間が確保できるようになったことで、事前・事後学習時間や授業の満足度、到達目標達成度が増加傾向にあり、教育の質向上を図ることができた（資料 4-13 [2021 年度からの授業時間割の変更と統一の効果（教務課資料）]）。

また、履修単位 CAP 制度の趣旨を踏まえ、半期ごとの履修登録単位数に上限を設け、過剰な履修登録による学修の形骸化を防止している。なお、一定の成績（GPA）を上回った場合、履修登録単位数の上限を緩和する特例措置も設けている（資料 4-25【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/履修]）。

②シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

本学では、シラバスの実質化・高度化を図るため、毎年授業担当者に「シラバス作成要領」を配付し、記載内容に基づいたシラバス作成とセルフチェックを依頼している。本学のシラバスは、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示に留まらず、関連科目や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連性、成績評価のフィードバック方法などの明記も求め、シラバスにて当該授業の情報を網羅的に表現している。

また、作成したシラバスは学部長・研究科長を中心に学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連性に見合った授業内容になっているかを主眼とした点検（第三者チェック）をおこなっている。記載内容の改善が必要と判断される場合は、学部長・研究科長から授業担当者に直接修正・改善を依頼している（資料 4-15[2023 年度シラバス作成要領]）。

③授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

原則として、シラバス公開後は授業内容の変更等は認めていないため、いかなる事由があったとしても、シラバスの改訂は行わない。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大など外的環境の変化により大学全体として授業運営方針の見直しを図る必要が出てきた場合においては、ポータルサイトや LMS、授業内において変更を周知することとしている。

④学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法として、本学では課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）に積極的に取り組んでいる。各学部の専門講義で知識・理論を学び、演習（ゼミナール）や正課外活動にて実際に活動し課題解決に向けた営みを重ねていく PBL は、理論と実践の往復によって自分たちに足りない知識や行動は何かに気づき、どのようにして解決していくことが必要かを自ら行動しながら学ぶものである。この取り組みは、教育理念である「独立自強・社会有為」を体現するものであり、また、本学が提唱する学修スタイルである「WIL（Work-Is-Learning）」にも合致する。

以下、具体例として、経営学部と地域創造学部で実施している取り組みについて紹介する。

【具体的事例 1：経営学部での取り組み「見山の郷商品開発プロジェクト」】

経営学部経営学科では、2013 年から本学が位置する大阪府茨木市の最北端にある山村「見山の郷」との連携事業として「見山の郷商品開発プロジェクト」を開始している。

2013 年度に実施したフィールドワークにより「見山の郷への訪問客の高齢化と固定化」に問題意識（課題）を持ち、同地区の特産品である「赤しそと米粉」を活用し、「食」を通じた課題解決に着手した。学生同士のディスカッションはもちろん、見山の郷で働く方々、や訪問客との意見交換も実施し、企画を練り上げた。

結果、2014 年には若者・家族向け商品として「おうてもん赤しそ塩あんぱん」を開発し、2023 年現在においても同地区で製造・販売を行っている。2015 年には「平成 27 年度茨木市産学連携スタートアップ事業」に採択され、「見山ジュレ（赤しそ・ゆず）」の開発・販売まで行うに至っている。

以降は「販路拡大と商品 PR」を主な課題として設定し、2016 年からは北摂地域を中心に様々な場所で試食・販売会を実施したり、学園祭やオープンキャンパスなど学内のイベントにも出展したりすることで、本学の知名度アップや売上アップに貢献している。2020（令和 2）年には「追家（おうち）から見山チャンネル」と題した Youtube チャンネルを開設し、新たなかたちでの広報活動に注力している（資料 4-26【ウェブ】[追手門学院大学/学生を交えたプロジェクト 見山の郷商品開発プロジェクト]）。

【具体的事例 2：2022 年度 地域創造実践演習（基礎）1<藤原ゼミ>】

地域創造学部の 2 年生ゼミである「地域創造実践演習（基礎）」では、学生が自らの関心のもと地域課題の解決について考察している。学生は 2 人ペアに分かれてそれぞれ商店街活性化、地域防災、フードロスといったテーマについて、課題とその原因を調べて、問題解決の方法を検討し、検討した解決策の実現性については、それぞれ自治体など現地調査を行って検証し、アイデアを改善していくという学びを行っている。例えば、「商店街のシャッター通り化問題」とその対応策としての「電子地域通貨」に取り組んだ学生は、フィールドワーク活動を行い、電子地域通貨導入を進める地域の方との意見交換とその後の政策提案を行うプレゼンテーションを通じて、「論理的思考力」や「発表する力」を養うこ

とができたと言っている（資料 4-27【ウェブ】[追手門学院大学/WIL REPORT 036「2022 年度 地域創造実践演習（基礎）1<藤原ゼミ>」]）。

⑤学習の進捗と学生の理解度の確認

本学では、柔軟な学年暦や ICT 環境の充実など様々な手法を用いて教育効果を最大化する ODAI MATCH (MAximized-TeaCHing) という教育手法を実施している。MATCH の取組の一つとして、2021 年度より 1 コマ 105 分授業と半期 13 週の学年暦を採用することとした。その際に、教学マネジメント指針（2020 年 1 月 22 日 中央教育審議会大学分科会）にて謳われた学修者本位の教育を実現する観点から、授業期間内に課題や試験等により複数回にわたり成績評価を行うことで、学修成果の把握・可視化に努めている。

1 コマあたりの授業時間が 90 分から 105 分になったことで、例えば 90 分の講義と 15 分の確認テストといった構成での授業が実施しやすくなり、単位を実質化するために必要な授業時間を容易に確保したり、多様な授業方法を組み合わせ、授業期間内に課題や試験等により複数回にわたって成績評価を行ったりすることが可能となった。このことにより、学生個々人が細やかに学修到達度を確認することができるようになり、日頃の学修の積み重ねが成績評価として反映される仕組みが確立した（資料 4-13 [2021 年度からの授業時間割の変更と統一の効果〔教務課資料〕]）。

また、別の MATCH の取り組みとして、アナログからデジタルへと教育環境の改善に着手している。具体的には 2019 年度以降、1 人 1 台のノートパソコン必携（BYOD: Bring Your Own Device）を導入し、あらゆる授業科目において ICT を活用した学習を可能にする環境を整えている（資料 4-28【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/BYOD サポートページ]）。加えて、2015 年から学習支援システム（LMS: Learning Management System）を導入している。これまでは、対面授業における講義資料の提供は紙による資料が中心であったが、2020 年度以降はコロナ禍の影響もあり、ほぼすべての授業において LMS が使用され、LMS を通じた授業資料の提供、講義動画の配信、テストの実施、レポート課題の提示・提出ならびにチャット機能等を活用した双方向のコミュニケーションを可能にしている（資料 4-29【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/WebClass の概要]）。2021 年 3 月には関西の中規模私大で唯一「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の採択を受け、その取組の一つとして、より学習成果や学習進捗の可視化を実現できる新しい LMS を導入し、さらなる「学修者本位の教育の実現」と「学びの質の向上」を図っている（資料 4-30 [追手門学院大学 デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン〔文科省補助金申請資料〕]）。

⑥授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

本学では、学生一人ひとりに学修指導や学修支援を行う担当教員（アカデミックアドバイザー）を設定し、学生個々人に対して効果的で最適な履修に関する指導やその他効果的な学習のための指導をおこなっている（資料 4-31 [設置の趣旨等を記載した書類（国際学部国際学科）]）。

学生への指導は担当教員（アカデミックアドバイザー）を中心に行うが、必要に応じて教務課（各学部担当）職員や学部長・教務担当教員をはじめとした学部教員との連携・フローも確立し、学部一体での指導体制を構築している（資料 4-32 [追手門学院大学アカデミックアドバイザーに関する規程]）。

その中でも文学部・国際学部・地域創造学部では、学部内で年次ごとに修得しておくべき単位数の基準を定め、その基準を下回る学生に対しては、よりきめ細やかな指導を展開している。具体的には、修得単位数に応じて「注意」「警告」「勧告」の3段階で区分がなされ、自身の状態を端的に理解することができる「自律型学修支援サポート」と呼ばれる仕組みを導入している。これにより、学生が自身の修得単位数を確認する際、その後の履修計画を立てやすくするだけでなく、単位修得状況の良否を自律して認識・判断することを可能にしている（資料 4-33 [文学部・国際教養学部・国際学部学生の自律型学修支援サポートについて〔教務課資料〕]）。

研究科においては STUDY GUIDE により、どの科目がリサーチワーク・コースワークに該当するかを明示している（資料 4-34【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/経営・経済研究科 開講科目一覧 後期課程]）。また、研究指導教員との面談を通じて研究計画書や年間の履修計画を策定し、研究に必要な学修や諸活動に関する指導が行われている（資料 4-35【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 心理学研究科/専攻履修及びその他についての諸注意]）。

⑦授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

本学では、各授業科目のシラバスにおいて成績評価方法及び基準、成績評価にかかる課題のフィードバック方法、ならびに授業外学習の内容・時間の明記を必須としている。そのため、学生に対してはシラバスを通じて授業外学習に資する適切なフィードバックや学習課題（予習・復習含む）を提示している（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。

また、その実質化を図るため、2021 年度より 1 コマ 105 分授業と半期 13 週の学年暦を採用している。1 コマあたりの授業時間が 90 分から 105 分になったことで、例えば 90 分の講義の後に 15 分の時間を使用して授業外学習に資するフィードバックや課題の提示を丁寧に行うことが可能になった。また、時間構成のバリエーションが増えたことで授業が実施しやすくなり、受講生との適切なコミュニケーションを図ることができるようになっている。

加えて、単位を実質化するために必要な授業時間の確保と多様な授業方法を組み合わせ、授業期間内に課題や試験等により複数回にわたり成績評価を行うことで、学生個々人が細やかに学修到達度を確認することができるようになった。加えて、授業外で実施する試験や課題を授業内でフィードバックすることも推奨しているため、授業時間外学修における質保証にも努めている（資料 4-13 [2021 年度からの授業時間割の変更と統一の効果〔教務課資料〕]）。

学修者本位の学習スキームを支えるための環境整備として、2019 年度以降、1 人 1 台のノートパソコン必携（BYOD）化や 2015 年から学習支援システム（LMS）の導入を行っている。これらを活用することで、個別最適なフィードバックを可能にし、授業外学習の管

理も容易になっている。

研究科においては、各大学院生に指導教員がおり、その指導教員が担当する授業科目や演習において、学期始め等に確定した研究計画に沿った授業外学習に関するアドバイスをを行っている（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。

⑧授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数【学士】

本学は、単位の実質化を図るための措置として、「大学設置基準等の一部を改正する省令（2022 年 10 月 1 日施行）」の内容を踏まえ、本学学則第 20 条の 2 にて一つの授業科目あたりの学生数は、授業の方法や施設等の諸条件を考慮しつつ、教育効果を十分に上げられるよう適当な人数とすることを定めている（資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

授業形態ごとの適正人数を明確に定めているものはないが、演習（ゼミナール）科目については、20 名程度の受講者になるよう配当している。また、必修科目としている英語の授業科目については習熟度を考慮したクラス編成を行っており、1 つのクラスが 35 名程度となるよう編成している。その他、実験科目については学習効果、施設・設備の観点、ならびに安全性への配慮の観点から 10～15 名程度のクラス編成を行っている。

本学では対面授業を中心に授業を開講していたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、拡大防止の観点から遠隔授業（オンライン授業）を導入し、現在においても継続して併用している。遠隔授業の併用にあたっては、知識伝達型の講義系科目を中心にオンデマンド形式での授業を実施するなど、授業形態に応じた工夫を施している。

⑨研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

本学では、大学院の新入生オリエンテーションにて研究指導の内容及び方法、年間スケジュールを例示した資料を配付し、それに基づいて指導教員と相談のうえ、年間の教育・研究活動方針を記載した「研究指導計画書」の提出を義務付けている（資料 4-36【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 経営・経済研究科/授業科目の履修、修了要件、その他案内等]）（資料 4-35【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 心理学研究科/専攻履修及びその他についての諸注意]）（資料 4-37【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 現代社会文化研究科/授業科目の履修、修了要件、その他の案内等]）。

なお、「研究指導計画書」は、学位論文の進捗状況や研究内容の変更等に柔軟に対応するため、在学生を含め、必ず毎年 4 月に作成することになっている（資料 4-38 [経営・経済研究科 博士前期課程修了までのスケジュール（イメージ）]）（資料 4-39 [2023 年度 研究指導計画書（様式）]）。

⑩各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

本学は、各学部・研究科における教育の実施内容等において、授業アンケート（各学期2回・授業単位）を学生に対して実施して状況把握を行っている。その後、集約されたアンケート結果は大学教育研究評議会にて報告される。しかし、授業アンケートの項目が教育の実施内容・状況をすべて把握できるものではなく、改善の余地があると考え。また、把握できた情報を今後は内部質保証推進委員会等で点検・評価することにより教育内容の充実が図れるため検討を進めていきたい。

また、第2章にて記載のとおり、本学では学位プログラムレベルの内部質保証活動として、「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」を用いて、学修成果を中心に教育課程の評価・点検を行っている。本「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」には、ディプロマ・ポリシーに示された到達目標と、達成度を測るためのアセスメント方法を記載することとなっている。各学部等が採用している主なアセスメント方法は、科目群や特定の科目の単位修得率や卒業時アンケートの回答結果であり、この結果をふまえて科目の内容や教育課程自体の変更が必要かどうかを「総括コメント」欄に記載している（資料2-30〔2023年5月18日開催内部質保証推進委員会議題・資料〕）。

各学部等で作成された「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」は、教育支援センターによる助言や支援を受けながら作成され、内部質保証の推進組織である内部質保証推進委員会に報告される。その後、内部質保証推進委員会から依頼を受けた教育支援センターによる点検・評価があり、内部質保証推進委員会へと報告がなされる。内部質保証推進委員会では、学部等より提出された「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」を点検・評価し、内部質保証に責任を持つ組織である全学自己点検・評価委員会へと報告を行う。全学自己点検・評価委員会においても点検・評価を行い、必要に応じてフィードバックを行う体制を構築している（資料2-40〔学部等の自己点検・評価サイクルについて〔2024年1月18日開催内部質保証推進委員会資料〕〕）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ① 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ② 既修得単位等の適切な認定
- ③ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ④ 卒業・修了要件の明示
- ⑤ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ① 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ② 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ③ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ④ 適切な学位授与
- ⑤ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

①単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位制度の趣旨に沿った単位の設定については、「大学設置基準等の一部を改正する省令（2022年10月1日施行）」の内容を踏まえ、本学では学則第19条に規定し、それに基づいて各授業科目の単位を設定している（資料1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

また、単位認定についても「大学設置基準等の一部を改正する省令（2022年10月1日施行）」の内容を踏まえ、本学では学則第22条に規定し、試験その他適切な方法により学修成果を評価して単位を与えるものと規定している（資料1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

なお、成績評価の詳細については「STUDY GUIDE」にて学生に案内をしている。成績評価方法としては、授業期間内に課題や試験等により複数回にわたって行う成績評価を導入し、それらの積み重ねによって総合的に評価することとしている。成績評価結果は、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（0～59点）、E（評価不能）の6段階に分け、S・A・B・Cを合格とし、所定の単位を与えるものとしている。成績評価においては、学生個人の成績を客観的・総合的に評価するための指標として Grade Point Average（GPA）制度を導入し、各授業科目の評価に対して所定のグレード・ポイント（GP）を付与し、1単位あたりの評価平均値を算出している（資料4-40【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/成績評価・成績]）。

研究科においても、各授業科目で授業期間内に複数の課題やレポートを課すことにより優・良・可・不可の成績評価を行っている。

また、本学のシラバスは、当該授業の到達目標として掲げた事項ごとに、成績評価方法と評価割合を定めることとしており、より精緻な成績評価および単位認定を可能としている（資料4-15[2023年度シラバス作成要領]）。

②既修得単位等の適切な認定

学士課程における既修得単位等の認定は、大学設置基準に規定された内容を踏まえ、本学では学則第 23 条および第 24 条に規定し、教育上有益と認める場合は、本学に入学する前に大学、専門職大学または短期大学等で修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている（資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

編入学や転学等によって入学した学生に対する既修得単位の認定は、提出された既修得単位のわかる証明書やシラバス等に基づき、本学における授業科目と合致するものかを判断したうえで認定している（資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

また、博士前期課程または修士課程における既修得単位等の認定は、大学院設置基準に規定された内容を踏まえ、本学大学院学則第 9 条に規定し、教育上有益と認める場合は、本学大学院に入学する前に本学大学院または他の大学院において履修した授業科目について習得した単位を、15 単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなしている（資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

なお、単位認定にあたっては、学士課程の場合は各学部会議において、博士前期課程または修士課程の場合は各研究科委員会において、各会議の議を経て学長が認定することとなっており、適切な認定を行っている。

③成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置として、本学では（１）シラバスにおける成績評価方法の明記、（２）成績問い合わせ制度の適用、によって担保している。

（１）成績評価方法の明記

本学シラバス様式において、各授業科目における到達目標に紐づいた成績評価方法、評価割合、および評価方法の詳細情報・評価基準の明記を必須項目として設定している。そのため、小テストやレポートといった成績評価方法を記載するに留まらず、その手法を用いて評価する割合はどの程度か、到達目標のうちどの項目をどの方法で評価するのか、その評価基準はどういった観点になるのか、を明示することで成績評価の客観性や厳格性等を担保している。

加えて、各授業担当者によるシラバス記載内容のセルフチェックにおいても「到達目標で設定した目標の達成度を評価（測定）するために適切な評価方法が選択されているか」「授業 1 回ごとの成績評価を意識した内容になっているか」などを確認してもらい、適正な評価方法を適用している（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。

なお、毎年学期ごとに実施している授業アンケートでは、「私は、シラバスに記載の到達

目標を把握・理解している。」「私は、その到達目標を達成することができた。」との設問に対して、開講科目全体を通して8割以上の学生が「(どちらかというと)理解している」と回答していることから、適切な成績評価が実施されていると判断できる(資料4-12[全学授業アンケート結果(2022年度秋学期)について〔2023年6月8日開催大学教育研究評議会資料〕])。

(2) 成績問い合わせ制度の適用

本学では、成績評価の信頼性ならびに成績評価に関する説明責任を果たすため、定められた期間中に所定の手続きを行うことで学生から授業担当者に対して「成績問い合わせ」を行うことができる制度を設けている。

制度概要は大学ホームページにも掲出している学生要覧「STUDYGUIDE」にて案内をしており、具体的な申請時期、申請方法および申請条件などについてはポータルサイトを通じて学生に周知している(資料4-40【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/成績評価・成績])。

④卒業・修了要件の明示

本学の学士課程における卒業要件は、各教育課程における学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえ、本学学則第11条(別表第1)に規定している(資料1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則])。また、その内訳詳細は本学ホームページにも掲出している学生要覧「STUDYGUIDE」にて明示している(資料4-41【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/文学部/卒業に必要な単位数])。加えて、学期ごとに実施しているオリエンテーションにて卒業要件の概説を行うなど適宜確認する機会を設けている。

本学の博士前期課程または修士課程、博士後期課程における修了要件は、各教育課程における学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえ、本学大学院学則第11条をはじめ、本学学位規程にて規定している(資料4-42【ウェブ】[追手門学院大学/規則集/追手門学院大学学位規程])。また、その内訳詳細は本学ホームページにも掲出している学生要覧「STUDYGUIDE」にて明示している(資料4-36【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 経営・経済研究科/授業科目の履修、修了要件、その他案内等])(資料4-35【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 心理学研究科/専攻履修及びその他についての諸注意])(資料4-37【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 現代社会文化研究科/授業科目の履修、修了要件、その他の案内等])。加えて、修了要件の一つとなっている学位論文の提出については、各教育課程において詳細の要項を作成し、学生に配付するなど適切に明示している(資料4-43[博士論文提出ガイド(経営・経済研究科2024年度3月・2025年度9月修了版)])。

⑤成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、成績評価及び単位認定において「シラバス作成要領」を全教員へ配布して、具体的な指針を全学的なルールとして設定している（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。成績評価及び単位認定の資料は各学期終了後、教務連絡委員会にてその状況を報告することとしている。

また、第 2 章にて記載のとおり、本学では学位プログラムレベルの内部質保証活動として、「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」を用いて、学修成果を中心に教育課程の評価・点検を行っている。本「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」には、ディプロマ・ポリシーに示された到達目標と、達成度を測るためのアセスメント方法を記載することとなっており、各学部等が採用している主なアセスメント方法として、科目群や特定の科目の単位修得率が挙げられる。この結果をふまえて、評価項目・手法の変更や到達目標の変更が必要かどうかを「総括コメント」欄に記載している（資料 2-30 [2023 年 5 月 18 日開催内部質保証推進委員会議題・資料]）。

各学部等で作成された「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」は、教育支援センターによる助言や支援を受けながら作成され、内部質保証の推進組織である内部質保証推進委員会に報告される。その後、内部質保証推進委員会から依頼を受けた教育支援センターによる点検・評価があり、内部質保証推進委員会へと報告がなされる。内部質保証推進委員会では、学部等より提出された「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」を点検・評価し、内部質保証に責任を持つ組織である全学自己点検・評価委員会へと報告を行う。全学自己点検・評価委員会においても点検・評価を行い、必要に応じてフィードバックを行う体制を構築している（資料 2-30 [2023 年 5 月 18 日開催内部質保証推進委員会議題・資料]）。

2. 学位授与を適切に行うための措置

①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

学士課程における卒業論文審査については、口頭試問がある旨を「STUDY GUIDE」にて明示し、本学ホームページにも掲出している（資料 4-44 【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/授業/卒業論文]）。

本学の博士前期課程または修士課程、博士後期課程については、論文審査および口頭試問が行われる旨を、学士課程と同様に学生要覧である「STUDY GUIDE」にて明示し、ホームページにも掲出している（資料 4-36 【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 経営・経済研究科/授業科目の履修、修了要件、その他案内等]）（資料 4-35 【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 心理学研究科/専攻履修及びその他についての諸注意]）（資料 4-37 【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/大学院 現代社会文化研究科/授業科目の履修、修了要件、その他の案内等]）。加えて、教育課程ごとに学位論文提出要領を作成しており、そこに審査基準等を明記し、学生に配付している（資料 4-43 [博士論文提出ガイド（経営・経済研究科 2024 年度 3 月・2025 年度 9 月修了版）]）。

②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

本学の学士課程における学位審査（卒業判定）は、追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程第9条に基づき、各学部会議の議を経て、学位授与委員会にて学位授与を認定する体制としている（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）（資料 4-45 [追手門学院大学・大学院学位授与委員会規程]）。

本学の博士前期課程・修士課程および博士後期課程における修了認定のうち、学位論文の審査については、研究科委員会にて定められた審査委員3名以上による論文審査および口頭試問を行い、その審査結果を研究科委員会にて審議している。さらに、審査結果の審議は、当該研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席と、出席者の過半数の賛成により合否の判定を行うことで客観性及び厳格性を確保している（資料 4-42【ウェブ】[追手門学院大学/規則集/追手門学院大学学位規程]）。

また、博士後期課程においては、学位論文提出前に予備審査の実施、学位論文提出後は公聴会の実施によって学位の質保証ならびに審査の透明性や客観性の確保に努めている（資料 4-43 [博士論文提出ガイド（経営・経済研究科 2024 年度 3 月・2025 年度 9 月修了版）]）。

なお、博士前期課程・修士課程および博士後期課程における学位審査（修了判定・学位授与）についても、各研究科委員会の議を経て、学位授与委員会にて学位授与を認定している。

③学位授与に係る責任体制及び手続の明示

④適切な学位授与

学士の授与にあたっては、追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程第9条に基づき、各学部会議に審議を行った後、追手門学院大学・大学院学位授与委員会規程第3条に基づき、学位授与委員会が学位の授与を行っている（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）（資料 4-45 [追手門学院大学・大学院学位授与委員会規程]）。

本学の博士前期課程・修士課程における学位授与にかかる責任体制のうち、学位論文の審査については本学学位規程第10条にて規定し、研究科委員会の定める審査委員が行うことを明記している。加えて、審査委員は当該論文に関係のある科目担当者3名以上が担当し、当該研究科委員会が必要と認めた場合は、当該課程以外の教員や他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができるとし、審査委員の客観性や厳格性の確保に資する体制を整えている（資料 4-45 [追手門学院大学・大学院学位授与委員会規程]）。

また、本学学位規程第12～14条にて、審査委員は審査結果を当該研究科長に報告し、研究科長はその報告に基づき、当該研究科委員会の議を経て、その審議結果を学長に報告するものとしている。報告を受けた学長は、本学学位授与委員会規程第3条に基づき、学位授与委員会にて学位授与の認定を行うこととなっている（資料 4-45 [追手門学院大学・大学院学位授与委員会規程]）。

本学の博士後期課程における学位授与にかかる責任体制のうち学位論文の審査については、本学学位規程第 20 条にて規定し、研究科委員会の定める審査委員が行うことを明記している。加えて、審査委員は当該論文に関係のある科目担当の教員 3 名以上が担当し、そのうち教授 1 名が主査となること、ならびに、指導教員は主査を務めることができない旨を明記している。また、当該研究科委員会が必要と認めた場合は、当該課程以外の教員や他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができるとし、審査委員の客観性や厳格性の確保に資する体制を整えている（資料 4-42【ウェブ】[追手門学院大学/規則集/追手門学院大学学位規程]）。

学位授与の手続については、本学学位規程第 22～25 条にて、審査委員は審査結果を当該研究科長に報告し、研究科長はその報告に基づき、当該研究科委員会の議を経て、その審議結果を学長に報告するものとしている。報告を受けた学長は、本学学位授与委員会規程第 3 条に基づき、学位授与委員会にて学位授与の認定を行うこととなっている（資料 4-45 [追手門学院大学・大学院学位授与委員会規程]）。

なお、学位授与に係る責任体制及び手続については、教育課程ごとに作成している学位論文提出要領に明記しており、適切な学位授与ならびに周知に供している（資料 4-43 [博士論文提出ガイド（経営・経済研究科 2024 年度 3 月・2025 年度 9 月修了版）]）。

⑤学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、学士号については各学部会議において、修士号と博士号においては各研究科委員会において授与に係る審議を行った後、学位授与委員会を開催して全学部、研究科の長が出席の上、これらの学位の授与について審議し決定している。学位授与委員会は、学長、大学院長、副学長、各研究科長、各学部長、教務部長により構成されており、学長が委員長となっている。

また、第 2 章にて記載のとおり、本学では学位プログラムレベルの内部質保証活動として、「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」を用いて、学修成果を中心に教育課程の評価・点検を行っている。本「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」には、ディプロマ・ポリシーに示された到達目標と、達成度を測るためのアセスメント方法を記載することとなっており、卒業研究や卒業論文を課す学部においては、それらの科目の単位修得率をアセスメント方法として用いている。学位の授与と密接に関わる科目の単位修得率をアセスメント方法として用いることで、学位授与の妥当性についても間接的に点検・評価を行っているといえる（資料 2-40 [学部等の自己点検・評価サイクルについて〔2024 年 1 月 18 日開催内部質保証推進委員会資料〕]）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）
2. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
3. 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、各学部・研究科における学位授与方針に明示した学習成果に対する到達度を把握するため、ディプロマ・ポリシーの項目ごとに、評価方法、対象となる学年、評価の実施時期・頻度、評価者を定めた「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を作成している。毎年、当該チェックリストの評価方法に応じて各学部にて自己評価を行い、「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」としてまとめ、内部質保証の推進組織である内部質保証推進委員会に提出したのち、教育支援センターによる点検・評価を経て、内部質保証推進委員会にて報告がなされ、さらに内部質保証に責任を持つ全学自己点検・評価委員会においても報告がなされている。

学習成果を測定するための指標として、例えば社会学部においては、「社会に生起する出来事を観察してそこから課題を見出し、社会学の知見を生かして考察して自分なりの解決策や企画を提示することができる。」というディプロマ・ポリシーの到達度を測るため、一般資格であるニュース検定の合格率をアセスメント方法として掲げており、その結果に基づいて分析を行っている（資料 2-30 [2023 年 5 月 18 日開催内部質保証推進委員会議題・資料]）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

① 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

本学では、教育課程及びその内容、方法の適切性の点検のために、アセスメントプランを策定し、公表している（資料 2-8【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評

価、認証評価/追手門学院大学のアセスメントプラン])。学位プログラムレベルのアセスメントプランに基づき「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」を、授業レベルのアセスメントプランに基づき「全学授業アンケート」を活用している。

「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」によって学習成果の到達度を把握、評価することで、その評価結果に応じて、学修成果に至るカリキュラム変更の必要性を検討する仕組みとしている。

全学授業アンケートについては、授業科目レベルでの質の保証、質の向上を目指して、直接学生の声聞き、授業に反映させることを目指している。そのため、2019年度秋学期からは、それまでの各学期1回の実施から、学期途中と学期終了後の2回実施へと変更し、学期途中の回答結果を担当教員に即座にフィードバックすることで、学期中にも授業改善を図れる仕組みを構築している。

「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」による点検・評価については、定期的な実施及びフィードバック、また大学院での実施については、2023年度時点で不十分であった(資料2-19[2023年10月12日開催内部質保証推進委員会議事録])。そのため、2024年1月18日の内部質保証推進委員会において、「カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく自己評価報告シート」の運用フローおよび様式を改めることによって、今後は定期的な実施、適切なフィードバック、大学院での運用、を行うことができる体制を整えた(資料2-41[2024年1月18日開催内部質保証推進委員会議事録])。

(2) 長所・特色

<カリキュラムマップ>

本学は、教育課程ごとの科目体系を可視化し、各科目の位置づけを確認するためにカリキュラムマップを整備している。本学のカリキュラムマップの特徴として、3つのポリシーとマップが一体となっていること、また科目区分と学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)が1対1で対応していることがある。これにより、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に紐づく科目が明確になり、学修の到達度が確認しやすくなっている。

<シラバス>

本学では単位制度の実質化や学修者本位の教育展開に資するため、シラバスの充実化・高度化を図っている点に特徴がある。

本学のシラバスでは、授業計画(各授業回の詳細内容)に紐づくかたちで1回ごとに「授業時間外学習」の内容と時間を明記している。そのため、各授業回の準備・復習内容等を細やかかつ明確に示すことができ、事前・事後学習の明確化を図ることができている。

また、シラバスを作成するにあたって、各授業担当者は担当科目と学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の関連性に留意し、教育課程全体の中で何を担う科目なのかを意識して授業内容を検討し、評価方法等を設定することとしている。そのうえ、関連性を意識した内容が網羅されているのかをセルフチェックするための仕組みや、学部長・研究科長

等によるシラバス記載内容の点検（第三者チェック）により関連性を確認する体制を構築している。

成績評価に関しても、各授業科目における到達目標に紐づいた成績評価方法、評価割合、および評価方法の詳細情報・評価基準をシラバスの必須項目として設定し、教育方法ごとの成績評価割合はどの程度か、等を明示することで成績評価の客観性や厳格性等を担保している（資料 4-15 [2023 年度シラバス作成要領]）。

以上により、シラバスを通じた教育の質保証に供する環境が整っているといえる。

（３）問題点

<内部質保証体制のさらなる強化と継続>

本学ではこれまで、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を活用し、教育課程の点検・評価を行ってきたが、コロナ禍もあり、継続的な実施が出来ていなかったこと、フィードバックを行う仕組みが確立していなかったこと、また大学院については様式やフローの整備がなされていなかったこと、が問題点としてある。2023 年度に内部質保証体制の強化、具体的には規程改正や各種様式の運用フローの改正を行ったため、今後は継続的かつ適切に教育課程の点検を行い、教育の質保証・質向上に資するよう努める所存である。

（４）全体のまとめ

本学では教育理念に基づき学則及び学部・研究科規程にその目的を定めている。またその目的を踏まえた ディプロマ・ポリシーを定め、大学 HP 等において公表している。策定したディプロマ・ポリシーに関し、学習成果にかかるデータ収集やデータの分析を行うため、教育課程レベル及び授業レベルのアセスメントプランを作成し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの点検・評価・改善活動を実施している。また、近年は授業科目の体系性を担保するため、カリキュラム・ポリシーに加え履修モデル作成や科目ナンバリングを実施し、それらの情報を学生に対し明示している。

学生の学習を活性化させるための方策としては、各学年で一年間に履修できる上限単位数を定めることで１つ１つの授業に集中して取り組めるようにしている。また、学生の主体的参加を促す取り組みとして PBL 形式による授業を進めている。併せて、成績評価を適切に行うため学則等に基準を定め、それに基づき単位認定を行っている。学位授与にあたっては学則及び大学院学則に ディプロマ・ポリシーを定め、全学的な共通理解のもとに行っている。教育課程及びその内容、方法の適切性については、カリキュラム・アセスメント・チェックリストを用いて主に学修成果の達成度を測ることで点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

今後は、学修者本位のアダプティブな教育環境を構築して本学の教育をより高度化していくために、本学独自の教育手法である「WIL(Work-Is-Learning)」と「MATCH(Maximized TeaCHing)」を展開していく。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

① 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

② 入学希望者に求める水準等の判定方法

1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学の母体である学校法人追手門学院は「独立自強・社会有為」の教育理念のもと、地域社会、国家及び国際社会において、指導的役割を果たしうる人間の育成を目的としている（資料 1-5【ウェブ】[追手門学院大学/教育理念]）。

本学院の教育理念を踏まえ、本学では学則第1条において「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門的な知識を授け、その研究と応用の能力を養うことを目的とし、高い人格教養と優れた健康を併せそなえ、国家の発展と社会福祉の増進に寄与する独創的で実践力に富む指導的人材の育成を使命とする。」と定めている（資料 1-4【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/規則集/追手門学院大学学則]）。

また本学では、「三つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）」を策定し、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を設定している。学生の受け入れ方針は、各学部・研究科にアドミッション・ポリシーとして定め、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ、受け入れる学生に求める学習成果を示し、本学 HP に公開している（資料 2-20【ウェブ】[追手門学院大学/3つのポリシー・カリキュラムマップ]）。また、入学者選抜試験の『学生募集要項』にも公表し、周知を図っている（資料 5-1【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学 2024 学生募集要項]）。

2. 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

①入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

②入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、各学部において入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像をアドミッション・ポリシーに定め、入学者選抜試験の「学生募集要項」において出願資格、入学希望者に求める水準等の判定方法とともに明示している（資料 5-1【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学 2024 学生募集要項]）。各研究科においても学部同様に、アドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜試験の「大学院学生募集要項」において出願資格、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示している（資料 5-2【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学 2024 年度 大学院学生募集要項]）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

本学では、学長を議長とする追手門学院大学入試委員会を設置し、入試制度及び学生募集に関する戦略・政策等重要事項を審議している（資料 5-3 [追手門学院大学入試委員会規程]）。

各学部において多様な個性を備えた学生の受け入れを目指し、定員枠を基礎とした適切な学生数を確保するため、本学の学生の受け入れ方針であるアドミッション・ポリシーに基づき多種多様な入学者選抜制度を設けている。2020 年度には社会学部にスポーツ文化専攻を新設し、2021 年度には心理学部心理学科人工知能・認知科学専攻や経営学部経営学科情報システム専攻、文学部人文学科美学・建築文化専攻等、学際的な学びを目指した領域の新設に伴い、数学を活用した入試を拡充した（資料 5-4 [OIDAI 入試ガイド 2022]）。2024 年度には、一般入試地歴公民重視型・国際学部独自型という得意な科目を活かせる入試制度を拡充した（資料 5-5 【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI 入試ガイド 2024]）。

また、本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、全学部全専攻を対象にアサーティブ入試を実施している（資料 5-5【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI 入試ガイド 2024]）。本入試では、今は確かな希望や理念がなくとも、知的な事柄への興味や活動を通じ、何のために学ぶのかを問い続け、努力する姿勢を求めている。出願書類として自己 PR 書や志望理由書の提出が課される。

入学者選抜試験にかかる主な学生募集方法は「入試ガイド」（資料 5-5 【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI 入試ガイド 2024]）や「学生募集要項」（資料 5-1 【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学 2024 学生募集要項]）を作成し、大学ホームページにおいて情報発信を行う（資料 5-6 【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI 入試ナビ]）ほか、高校等への渉外活動や模擬授業において直接受験生や高校関係者に本学の魅力や選抜方法等の情報を伝えることができる機会を重視している。

大学院（修士課程ならびに博士課程）については、本学の学生の受け入れ方針であるアドミッション・ポリシーに基づき、各研究科長を議長とする各研究科委員会において入学者選抜に関する事項を審議し、入学者選抜制度を設けている（資料 5-7 [追手門学院大学大学院研究科委員会規程]）。学生募集にあたっては学部と同様に「大学院ガイド」（資料 5-8 【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI GRADUATE SCHOOL GUIDE 2024]）や「大学院学

生募集要項」(資料 5-2【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学 2024 年度 大学院学生募集要項])を作成し、大学ホームページにおいても情報発信を行っている(資料 5-6【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI 入試ナビ])。募集活動を展開するにあたり、学内向けには学部生を対象とした説明会を実施し、その他学外向けにはオープンキャンパスや大学訪問等を実施している。

2. 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料その他の費用や経済的支援に関する情報は、「入試ガイド」(資料 5-5【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI 入試ガイド 2024])や「学生募集要項」(資料 5-1【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学 2024 学生募集要項])、大学ホームページ(資料 5-6【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI 入試ナビ])において発信している。また受験生および受験生の父母等、高校関係者向け説明会においては、それらの資料を用いて直接に説明を行い、広く情報を提供している。経済的支援の1つとして、本学では、対象入試を優秀な成績で合格した受験生に対して、1年間の授業料相当額を全額免除する奨学金制度を設けている。本制度の適応対象となる入試は、一般入試・共通テスト利用入試前期日程の特定の型や方式だが、2023 年度入試では、200 名を超える人数が支給基準を満たしており、幅広く開かれた奨学金制度となっている。

3. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

本学では学長を議長とする入試委員会を設置し、入学者選抜の基本要件や合否判定に関する事項を審議・決定している(資料 5-3 [追手門学院大学入試委員会規程])。各学部・研究科の入学試験は、学長を責任者とし、入試部長を副責任者とする実施体制のもとで、入試課が中心となり実施している。学部入学者の選抜については、入試委員会が作成した受験生の合否判定の原案を各学部会議で審議している(資料 4-21【ウェブ】[追手門学院大学/各学部・研究科規程])。また、入試種別ごとに判定基準を記録として残すことにより入学者選抜基準の透明性の確保を心がけている。また大学院入学者の選抜については、各研究科長が合否判定原案を作成し、各研究科委員会で審議している(資料 5-7 [追手門学院大学大学院研究科委員会規程])。

4. 公正な入学者選抜の実施

本学では、公正な入学者選抜を実施するために、各入学者選抜に入試本部を組織し、万全を期して臨んでいる。また、試験実施当日の対応は全教職員が運営にあたる体制としている。受験者数の規模に応じて試験日ごとに対応する教職員数は変動があるものの、原則として全ての教職員が、いずれかの日程で運営に携わっている。一方、試験問題の作成については、学内教員から出題委員を選出し、出題責任者会議を実施している。入学者選抜においては、公正性を担保するべく、試験実施環境の均一化に努め、試験実施要領や監督者マニュアルを整備し、入試業務にあたる教職員に対し事前説明を実施している。入学者

選抜試験の運営については、入学者選抜試験ごとに、試験室の設営から当日の運営に至る詳細を定めた「入試本部・学内誘導・連絡員 業務要領」を作成し、関係者間で共有している（資料 5-9 [2023 年度 一般入試 前期日程① 入試本部・学内誘導・連絡員 業務要領〔入試課資料〕]）。このことにより、全国各地の試験地においても本業務要領に沿って入学者選抜試験を同時に実施することで、入学者選抜の公平性を担保している。また各試験場で試験監督にあたる要員に対しては会場責任者と副責任者を定めたうえ、「試験監督の手引き」を作成して配布し説明会を行うことにより、当日の説明内容、答案配布・回収方法、注意事項などについて関係者間で共有を行い、試験監督ごとに対応が異なることのないよう注意を払っている（資料 5-10 [2023 年度 一般入試 前期日程① 試験監督の手引き〔入試課資料〕]）。また、質的な評価を伴う面接試験では、質問内容はあらかじめ統一したものを用意し、公平性の担保に努めている。さらに、受験者に対し、入学試験成績の開示制度を設けることで、選抜の透明性を高めているほか、大学公式ホームページにおいて、前年度の入試データなどを掲載し情報公開に努めている。尚、現在オンラインによる入学者選抜は行っていない。また、外国人留学生が出願可能な入試制度も設け、外国籍を有する者に対しても広く門戸を開いている。

5. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

全ての学部・研究科について、合理的な配慮を必要とする入学希望者に対し、「学生募集要項」（資料 5-1【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学 2024 学生募集要項]）で出願前に相談する体制を整えていることを周知し、受け入れを行っている。支障の有無を確認するため、入学希望者個別の状況に応じて適宜入学志望先の学部長、学生支援課職員、教務課職員、管財課職員および入試課職員が受験生本人、その保護者と面談し、受験上の特別措置や入学後の支援措置等について確認する等の相談対応を行っている。受験上の特別措置の具体例として、試験時間の延長や別室での受験の実施等がある。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ① 入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ② 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ③ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ④ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

1. 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ①入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ②編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ③収容定員に対する在籍学生数比率
- ④収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学士課程における 2023 年度入試 入学者数は 2,242 人、入学定員は 2,203 人であり、入学定員に対する入学者比率は 102%となっている。また、2023 年 5 月 1 日時点の学士課程における入学定員に対する入学者数比率は 102%であり、入学定員充足率の 5 年間の平均は 105%である。

2023 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 104%である。過年度における収容定員に対する在籍学生数比率は 2019 年度には 104%、2020 年度には 107%、2021 年度には 105%、2022 年度には 105%となっている（大学基礎データ表 2）。また 2023 年度の編入学定員に対する編入学生数比率は 43%である（大学基礎データ表 2）。

大学院（修士課程ならびに博士課程）全体の 2023 年 5 月 1 日時点の、2023 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程 85%、博士前期課程 61%、博士後期課程 56%である（大学基礎データ表 2）。

大学院（修士課程ならびに博士課程）については、在学生数比率が低いことから、2016 年度より常任理事会のもとに設置した中期経営戦略推進本部の部会である大学院検討部会において、改編を含む対応を検討してきた。その結果、2018 年には経営学研究科および経済学研究科を経営・経済研究科に改組し、近年、在学生数比率が改善傾向にある（大学基礎データ表 2）。また現代社会文化研究科についても、現代の社会と文化に焦点を当てた教育研究を目的としていることが受験生ならびに一般の方々にも理解しやすいよう 2018 年度に文学研究科から名称変更を実施し、また専攻名称についてもそれぞれ社会学専攻を現代社会学専攻に、英文学専攻を国際教養学専攻に変更する等、高度な専門性を持った社会有為な人材を輩出するために、種々の施策を実施している。その結果、在学生数比率が改善傾向にある（大学基礎データ表 2）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、入学者選抜に関する出願資格や試験科目、配点・時間、募集人員や出題・採点、入試広報に関する基本方針等を、入試委員会にて適宜審議している（資料 5-3 [追手門学院大学入試委員会規程]）（資料 5-11 [2023 年 6 月 29 日開催追手門学院大学入試委員会議事録]）。また、入学試験実施後の結果（資料 5-12 [2023 年度 追手門学院大学 一般選抜（一般入試）前期日程 結果速報〔入試課資料〕]）については、入試委員会において、入試種別ごとの志願者数や受験者数、合格者数等を確認して点検・評価し、必要に応じて次年度の入学者選抜での改善につなげている。

大学院（修士課程ならびに博士課程）に関しては、修士課程・博士前期課程・博士後期課程それぞれにつき、入学者選抜に関する出願資格や試験科目、配点・時間、募集人員や

出題・採点、入試広報に関する基本方針等を、研究科委員会にて適宜審議している（資料 5-7 [追手門学院大学大学院研究科委員会規程]）。

現在、志願者確保だけでなく、入学後の教育の質向上及び就職成果による社会的評価の向上を実現する計画を策定しており、これらの実施計画の進捗を、定期的に開催する管理職位による会議等において点検・評価することで、課題の抽出と、その課題の解決に向けた改善策の検討を進めているが、この取り組みを継続させていきたい。例えば、ここで検討された改善策の 1 つに学費・諸費等の納入の 分割手続の設定が挙げられる。学費・諸費等の納入期限を 2 月下旬以降に設定したことで、学費納入者の負担軽減を図った（資料 5-5 【ウェブ】[追手門学院大学/OIDAI 入試ガイド 2024]）。

また、学院の「中期経営戦略」（資料 1-28 【ウェブ】[学校法人追手門学院/第Ⅳ期中期経営戦略]）の大学部門の中期計画（資料 5-13 [大学部門の中期計画〔学校法人追手門学院Ⅳ期中期経営戦略の策定について より抜粋〕]）においては「能動的に学び続ける素養を持ち合わせた受験生への認知度アップと獲得」を掲げ、施策の進捗状況を「第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA シート」にて点検評価を行っている（資料 1-30 [第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA 体制〔理事長室資料〕]）。

さらに、大学基準に定める 10 の点検項目ごとに作成する「自己点検・評価シート」を用いて、「学生の受け入れ」の項目について全般的な点検を行っている（資料 2-32 [自己点検・評価シート（様式）]）。自己評価が低い項目については改善内容を記載することとしており、その後の改善につなげるようにしている。当該「自己点検・評価シート」は 2023 年度状況を暫定的に点検・評価するために運用を開始したものであり、今後、より各点検項目の改善につながるような様式へと改正し運用していきたいと考えている。なお、2 章や 4 章にて詳述した、学部等が行うアセスメント・プランに基づく「アセスメント・チェック・リスト」を用いたディプロマ・ポリシーの達成度を中心とした自己点検・評価活動により、カリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーについても点検を行うこととしており、必要に応じ改善することができる体制としている。

最後に、2021 年度入試においては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、受験生に不利益が生じることなく、アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生受け入れを行うことができるよう、入学試験の実施回数や方法、オープンキャンパスの在り方、入試説明会等について検証した。検証の結果、原則として同様の選抜方法を維持しつつ、オープンキャンパスや入試説明会等で志願者への情報提供の機会を WEB 等によって確保する方針を決定し、実際に 2022 年度・2023 年度入試にて実行した。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症になったことを受け、2024 年度では、新型コロナウイルス感染症の対策をとりつつ、来校型オープンキャンパスの回数を増やして実施している。

（２）長所・特色

点検・評価項目①について

<特色ある入学者選抜>

本学では多種多様な入学者選抜を行っている。一例として、「アサーティブ入試」は、イ

ンターネットを活用した本学独自の基礎学力確認・養成システムである「MANABOSS」を用いて、出願時点までに基礎学力を身につけさせる総合型選抜である（資料 5-14 [アサーティブ入試〔OIDAI 入試ガイド 2024 より抜粋〕]）。そのほか心理学部心理学科人工知能・認知科学専攻や経営学部経営学科情報システム専攻、さらに文学部人文学科美学・建築文化専攻等、学際的な学びを目指した領域を設けることに伴い、2022 年度からは数学を活かせる入学試験制度を拡充した。また、2024 年度入試では、得意科目を活かせる入試を拡充した。例えば地歴公民の配点が英語の配点の 2 倍である一般入試前期日程地歴公民重視型は 2024 年度より新設されており、地歴公民が得意な受験生に推奨できる入試制度である。

さらに、出願に係る改善も行っている。出願者がインターネット出願サイトにアクセスし、出願情報を登録する際に、アドミSSION・ポリシーを確認するステップを設けている。「学生募集要項」での明示を行うだけではなく、出願者が確実にアドミSSION・ポリシーを理解した上で出願できるよう、工夫を施している（資料 5-15 [出願要領〔追手門学院大学 2024 学生募集要項 より抜粋〕]）。

<入学者数の適切な管理>

入学定員に対して適切に入学者数を管理している。学生の受け入れについて、本学の最大の特長は志願者数が 11 年連続で増加していることである。

現代社会で求められる力を身につける教育スタイルと教育手法、キャンパスの新設、学生本位の改組転換と入試業務効率化、高校現場のニーズに沿った入試制度改革等の取り組みを行い、多くの受験生を集めている。18 歳人口が減少する中、入試・広報戦略の継続的な改革によって、今後も安定的な受験生確保を目指す。

（３）問題点

<大学院（修士課程ならびに博士課程）の入学者確保>

本学では、大学院（修士課程ならびに博士課程）の収容定員に対する在籍学生比率向上のため、2016 年より様々な施策を検討し、実施してきた。しかし、依然として一部研究科においては低い状況にある。この状況を打開し、研究科の入学者の安定的な確保を実現するため、各研究科にてカリキュラム改革や広報を含めた必要な施策を検討している。なお、現代社会文化研究科の国際教養学専攻については、2022 年度に母体となる学部の改組を受け、学士課程との学びの接続性を考慮した教育課程のあり方について検討を開始し、現代社会文化研究科の現代社会学専攻においては、現代社会・地域創造に加えスポーツ文化学コースを新設した。さらに、心理学研究科においても AI・認知科学に関連する専攻を立ち上げる計画を立案する等、カリキュラムの魅力を高めることでさらなる入学者確保を目指した取り組みを進めている。

（４）全体のまとめ

本学では、「独立自彊・社会有為」の教育理念をもとに、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの編成・実施方針を踏まえた各学部・研究科の学生の受け入れ方

針をアドミッション・ポリシーとして設定し、入学者選抜試験の「学生募集要項」にアドミッション・ポリシーを記載し、求める学生像を周知している。

各学部で多様な個性を備えた学生の受け入れを目指し、入試委員会で検討の上、入学者選抜制度を適切に設定し多種多様な入試制度を設け、公正な入学者選抜を実施している。

学生の受け入れについて、本学の最大の特長は志願者数が11年連続で増加していることである。ガバナンス改革の成果により、多くの受験生を集めている。具体的には、「教学」と「経営」が密に連携した迅速な意思決定により学部改組や入試制度改革、新キャンパスの開設を実現した。18歳人口が減少する中、入試・広報戦略の継続的な改革によって、継続的な受験生確保を目指す。

大学院（修士課程ならびに博士課程）についても、研究科委員会で検討の上、入学者選抜制度を適切に設定し、公正な入学者選抜を実施している。入学者の選抜に際しては入試委員会で検討の上、各学部会議及び各研究科委員会で審議し、審議資料を記録することにより、透明性を担保している。

合理的な配慮を必要とする受験生に対しては出願前の相談体制を整備し、周知し、受け入れを実施している。配慮の内容によって、試験時間の延長や別室受験等、臨機応変に対応している（資料5-16〔障がいのある人、不慮の事故による負傷者、疾病者の受験について〔追手門学院大学 2024 学生募集要項 より抜粋〕〕）。

各学部の入学定員・収容定員に対する入学者数、在籍者数は、いずれも大学基準協会の指針に照らして適正であるが、大学院（修士課程ならびに博士課程）については一部の研究科では基準を満たさない状況にある。今後も引き続き各研究科の施策の点検、評価、改善を継続することにより在籍学生比率向上を目指す。

学生受入れの適切性の点検・評価、改善について、入学者選抜の基本方針については入試委員会及び研究科委員会で審議している。入学者選抜の結果については入試課で分析の上、必要に応じて方法やスケジュールの改善につなげている。また本学院の中期経営戦略に「能動的に学び続ける素養を持ち合わせた受験生への認知度アップと獲得」を掲げ、第IV 期中期経営戦略等の具体的な計画を策定しており、大学自己点検・評価委員会及び内部質保証推進委員会にて点検・評価を実施している。

以上のことから、学生の受け入れに関して、一部研究科において定員の充足状況に改善の余地はあるが、概ね大学基準を満たし、学生受け入れの方針に沿って入学者選抜を実施し、本学の理念・目的の実現に向かっていていると評価できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

① 各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1. 大学として求める教員像の設定

①各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

本学では、全学の「求める教員像」を定めている。本学の教員には、倫理憲章を順守し、教育理念に基づく教育目標を十分に理解したうえで、教育・研究並びに大学運営に専心し、学生の成長を促す教育を行うことを求めている。全学の「求める教員像」については、大学ホームページを通して広く学内外に公表している（資料6-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学の求める教員像と教員組織の編成方針]）。また、教員採用選考時には学長より各教員に「求める教員像」と教員組織の編成方針を伝えている。

2. 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、全学の「教員組織の編成方針」として「教育理念に基づき、学生の成長を支援するために、文部科学省が定める設置基準に則った専任教員を配置するとともに、学部・学科等の組織に応じて適切な教員を配置し、教育と研究の両面で最大限の成果を求める」と定めている（資料6-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/追手門学院大学の求める教員像と教員組織の編成方針]）。全学の「教員組織の編成方針」については、大学ホームページを通して広く学内外に公表している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ① 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ② 各学位課程の目的に即した教員配置
- ③ 国際性、男女比
- ④ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ⑤ 教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ⑥ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ⑦ 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ⑧ 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性
- ⑨ 他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
- ⑩ 教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

評価の視点4：教養教育の運営体制

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

大学全体および学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数については、大学設置基準、大学院設置基準の必要教員数を満たしている（大学基礎データ表1）。

2. 適切な教員組織編制のための措置

①教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性

②各学位課程の目的に即した教員配置

③国際性、男女比

⑤教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）

本学では、「教員組織の編成方針」に沿って、各学部・学科の必修科目等教育上主要と認められる授業科目においては、専任教員が担当できるように教員組織を編成している（大学基礎データ表4）。学士課程担当教員の採用、昇任、降任については、全学教育職員人事委員会および教育職員審査委員会において、業績や科目適合の適正性等を審議している（資料6-2〔追手門学院大学全学教育職員人事委員会規程〕）（資料6-3〔追手門学院大学教育職員審査委員会規程〕）。

専任教員の男女比については、2023年5月1日現在、大学全体の教員218名中、男性

157 名（72.0%）、女性 61 名（28.0%）である。外国人教員は、全学で 14 名（6.42%）である。特に国際学部では、英語をコミュニケーションツールとして、複雑化する国際的諸問題をグローバルな視点から把握・理解し、専門的知識やスキルを活用して問題解決を図り、国際社会に貢献することができる人材の養成を目的としているため、その割合が大きく 23.1%である（教員 13 名中 3 名）。以上のとおり、外国人教員を適正に配置し、教育目標に応じた国際性を確保している。

なお、博士前期課程・修士課程は 84 名、博士後期課程は 44 名の教員を配置している。

④特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

専任教員の年齢構成比率は、学士課程では、60 代 29.0%、50 代 27.6%、40 代 26.7%、30 代 15.7%、20 代 0.9%、修士課程では、60 代 33.3%、50 代 26.7%、40 代 30.0%、30 代 10.0%、博士課程では、60 代 40.9%、50 代 22.7%、40 代 34.1%、30 代 2.3%となっている（大学基礎データ表 5）。大学全体としては、特定の範囲の年齢への偏りは多くないが、学部によっては、60 代が 40%を超えているため、バランスのとれた年齢構成に向けて積極的に若手教員の採用を進めている。

⑥研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

大学院担当教員については、大学院担当教員資格審査規程（資料 6-4 [追手門学院大学大学院担当教員資格審査規程]）に基づき資格審査委員会を設置し審査を行い、基準を満たした教員を適正に配置している。

⑦教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の担当授業時間については、教育職員の勤務に係わる常任理事会内規（資料 6-5 [追手門学院大学教育職員の勤務に係わる常任理事会内規]）において、責任コマ数は各学期 3 コマ年間計 6 コマと定めている。副学長、特任副学長及び学部長は年間 3 コマ以内、部館長は年間 2 コマ以内、大学院長、研究科長は 1 コマを減ずることができると規定されており、過度の負担がかからないよう配慮を行っている。

⑧複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性

本学では、対象となる教員なし。

⑨他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性

本学では、対象となる教員なし。

⑩教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

職員である学部長補佐を全学教授会および学部会議の構成員と定め、学部長を補佐する体制を整え、教職協働で進めている（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）。

2. 指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

本学では、対象となる者なし。

3. 教養教育の運営体制

教養科目の運営については、概ね共通教育機構が担っており、教務連絡委員会において、全学に共通する教養教育に関する方針や担当者配置等に関する事項を協議している（資料 6-6 [追手門学院大学教務連絡委員会規程]）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

1. 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

専任教員の採用、昇任等については、教育職員審査委員会規程にもとづき、審査委員会を開催している（資料 6-3 [追手門学院大学教育職員審査委員会規程]）。また教育職員審査委員会規程において、職位ごとの基準を定めている。

2. 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

全学教育職員人事委員会で、設置基準に定められた必要専任教員数、退職予定者、ST 比率などをもとに大学全体の人事計画を検討し、採用人数を決定している（資料 6-2 [追手門学院大学全学教育職員人事委員会規程]）。採用は、原則として公募で進めており、大学 HP への掲載と JREC-IN Portal を利用して広く人材を求めている。

昇任等については、教育職員審査委員会規程に基づき、学部長、副学部長等と副学長による審査委員会を開催し、最終的に学長を委員長とする全学教育職員人事委員会で審議・決定している。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、教育支援センターを設置し、全学的なファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的に実施している（資料 2-5 [追手門学院大学教育支援センター規程]）。教育支援センターが実施している FD 活動としては、希望者（専任教員と非常勤教員）を対象とする「授業に関する個別相談会」、新任教員（専任教員）を対象とする「テニユア・トラックプログラム」、すべての専任教員と希望する非常勤教員とを対象とする「夏期 FD 研修（全学 FD セミナー）」、テニユア・トラックプログラム制度適用者を対象とする「ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ」等が挙げられる（資料 2-38 [2022 年度教育支援センター活動報告書]）。

なお、ティーチング・ポートフォリオの作成はテニユア・トラックプログラムの修了要件であるため、2024 年 2 月現在で 52 名の教員が作成している（資料 6-7 [テニユア・トラック制度実施要綱（2022 年 4 月改訂版）]）（資料 6-8 [テニユア・トラックプログラム修了者一覧（2024 年度 2 月 1 日現在）[教育支援センター資料]]）。

各学部・研究科においても、FD 会議・FD 懇談会・研究会を各組織で開催し、授業の実施方法や学生指導、研究手法の共有等多岐にわたるテーマを議論することで、独自の FD 活動を実施している（資料 6-9 [各学部・研究科の FD 活動]）。教育に係るもの以外の FD 活動としては、研究倫理研修、コンプライアンス研修が挙げられる（2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）（資料 6-10 [研究倫理研修、コンプライアンス研修、啓発活動の年間計画について [2023 年度第 2 回全学教授会資料]]）。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

授業の「質の保証」と「質の向上」に向けて取り組むために、直接学生の声を聞き、授業に反映させることが必要であるとの認識に立ち、その手段として「全学授業アンケート」を実施している。全学授業アンケートは各学期の期中・期末に 2 回実施し、1 回目の授業評価を各教員にフィードバックすることで、当該授業にアンケートの結果を即座に活かすような設計をしている。結果については、教育研究評議会を通して経年比較、授業形態比較結果を報告し、個別の授業については担当教員が確認できるようになっており授業改善に活かしている（資料 4-12 [全学授業アンケート結果（2022 年度秋学期）について [2023 年 6 月 8 日開催大学教育研究評議会資料]]）。

教育職員人事評価制度を導入しており、教育活動、研究活動、社会貢献活動、その他の活動について教員が目標を設定し、学部長等はその目標に対して成果と課題を確認し評価を行っている（資料 6-11 [追手門学院大学教育職員人事評価規程]）。学部長等は期首面談において、当該目標の妥当性について当該教員とすり合わせを行い、期末面談において、目標に対しての成果と課題を確認し評価を行っている。なお、教員からの要望があれば期中に中間面談を実施することもできる。期末においては、所属の学部長等による「役割期待目標」への対応や組織コミットメントの側面からも同様な評価を行い、これらを総合的に評価したものを最終人事評価としている。教育研究業績評価については集計し、大学HPで公表している。また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の状況を「研究者総覧」として公表している（資料 6-12【ウェブ】[追手門学院大学/研究者総覧]）。

3. 指導補助者に対する研修の実施

本学では、対象となる者なし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教員組織の適切性については、全学教育職員人事委員会において、設置基準に定められた必要専任教員数を確認しているとともに、学部長等、研究科長から、当該組織において教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていることを確認している（資料 6-2 [追手門学院大学全学教育職員人事委員会規程]）。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

全学教育職員人事委員会において、都度、採用、昇任等を決定し、年度末に1年間（年度単位）の採用、昇任、異動等を振り返り点検を行い、現状の問題把握とその改善策について議論を行っている（資料 6-2 [追手門学院大学全学教育職員人事委員会規程]）。

また、大学基準に定める10の点検項目ごとに作成する「自己点検・評価シート」を用いて、「教員・教員組織」の項目について全般的な点検を行っている（資料 2-32 [自己点検・評価シート（様式）]）。自己評価が低い項目については改善内容を記載することにしており、その後の改善につなげるようにしている。なお、当該「自己点検・評価シート」は2023年度の状況を暫定的に点検・評価するために運用を開始したものであり、今後、より各点検項目の改善につながるような様式へと改正し運用していきたいと考えている。

（２）長所・特色

<FD 活動>

本学では、全学授業アンケートを各学期の期中・期末に２回実施し、１回目の授業評価を即座に各教員へフィードバックすることにより、学期内に受講生が実感できる授業改善を行うことで、教育の質の保証ならびに向上を図っている。

また、組織的な FD 活動を推進する教育支援センターでは、全学の教育力向上を図るため、専任教員だけでなく非常勤教員も参加可能な F D 研修として、「授業に関する個別相談会」、「FD 夏期プログラム」、「夏期 F D 研修（全学 F D セミナー）」を実施している。さらに、テニユア・トラックプログラム制度適用者を対象に「ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ」も実施しており、当該ティーチング・ポートフォリオの作成は、テニユア・トラックプログラムの修了要件であるため、2024 年 2 月現在で 52 名もの教員が作成を行った。

（３）問題点

<教員の年齢・男女構成>

本学の教員組織は、設置基準上の必要教員数は満たしており、適切な教員配置を進めてはいるものの、女性教員および女性研究者の採用強化、若手教員および若手研究者の採用強化等、バランスのとれた年齢性別構成を意識しながら教育課程に相応しい教員組織の整備に努める必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では、全学の「求める教員像」を定めており、教員には、倫理憲章を順守し、教育理念に基づく教育目標を十分に理解したうえで、教育・研究並びに大学運営に専心し、学生の成長を促す教育を行うことを求めている。また、求める教員像と教員組織の編成方針を教員募集時に明示し、採用面接時に学長から説明している。

本学の教員組織は、大学の設置基準等の法令に則った専任教員を配置している。教員採用、昇任等については規程で基準を定めており、それに基づき審査委員会を開催し審査を行い、全学教育職員人事委員会で審議・決定している。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、教育支援センターを設置し、FD 活動を組織的に実施している。教育支援センターでは、全教員を対象とする「全学 FD セミナー」やテニユア・トラックプログラム制度適用者を対象とする「ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ」などを実施している。

授業の「質の保証」と「質の向上」に向けて取り組むために、全学授業アンケートを各学期の期中・期末に２回実施し、１回目の授業評価を各教員にフィードバックすることで、当該授業アンケートの結果を即座に活かす設計をしている。教育活動、研究活動、社会貢献活動について、教員は目標を設定し、学部長が成果と課題を確認し評価を行っている

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、学生支援に関する基本方針を「能動的に学び続ける学生を育成し、さらに成長させるための支援体制強化」とし、その基本方針の基、修学支援、学生生活支援、キャリア（進路）支援の3つの方針を定めている（資料7-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/学生支援に関する方針]）。これらは、学院の教育理念である「独立自強・社会有為」、また大学の新たな教育方針である「高い志を持って主体的に学び、新しい社会の創出・発展に協働的に関わることのできる資質・能力・人間性を有する人物」の育成を実現するため、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることを目的として定められている。また、学生支援に関する基本方針である「能動的に学び続ける学生を育成し、さらに成長させるための支援体制強化」は、第IV期中期経営戦略において、大学の中期経営計画のひとつとしても掲げており（資料5-13[大学部門の中期計画〔学校法人追手門学院 IV期中期経営戦略の策定について より抜粋〕]）、中期経営計画を構成する各部門の具体的施策（CSF：Critical Success Factor）の進捗も基本方針に沿って実施される仕組みとなっている（資料1-29[学校法人追手門学院 第IV期中期経営戦略の策定について〔理事長室資料〕]）。

学生支援に関する基本方針は、大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会にて審議され、各学部会議等にて報告するとともに、大学のホームページに公開し大学全体に共有されている（資料2-49【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価]）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ①学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ②正課外教育
- ③自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ④オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ⑤留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ⑥障がいのある学生に対する修学支援
- ⑦成績不振の学生の状況把握と指導
- ⑧留年者及び休学者の状況把握と対応
- ⑨退学希望者の状況把握と対応
- ⑩奨学金その他の経済的支援の整備
- ⑪授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ①学生の相談に応じる体制の整備
- ②ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ④人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ①キャリア教育の実施
- ②学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ④博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備

本学では、学生支援方針の基本方針（資料7-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/学生支援に関する方針]）である「能動的に学び続ける学生を育成し、さらに成長させるための支援体制の強化」に沿い、支援体制を整備している。具体的には、大学の各部門を所管する大学事務局に、教務・学生支援部を置き、そのもとに、教学面を所管する教務課、学生生活に係る支援・指導・助言、保健室の運営、奨学金、課外活動等を所管する学生支援課、学生相談、心理的な緊急事案に対するケアを所管する学

生相談室、就職・資格取得を含むキャリア形成全般を所管する就職・キャリア支援課、留学生の支援と留学や異文化交流を所管する国際連携企画課を設けている（資料 7-2 [学校法人追手門学院事務組織規程（2023 年 4 月 1 日施行）]）。

現在の体制は、教務部、学生支援部、就職・キャリア支援部、国際交流教育部等にかつて分割されていた学生支援に関連する各部門を、ひとつの部に集約することで、縦割りの業務運営を避け、より密接に連携した支援体制を構築することを目的として組織改編したものである。また、学内の情報システムに関する支援は、学院全体のシステム全般を所管するシステム企画推進課が担っており、入学前教育、リメディアル教育、ライティング能力向上に係る学習支援ならびに教員採用試験合格を目指す学生の支援は、学習支援センター（資料 3-4 [追手門学院大学 学習支援センター規程]）が担っている。

また、各部門が所管する委員会として、教学面全般は教務連絡委員会（資料 4-5 [追手門学院大学教務連絡委員会規程]）、教学面のうち、教職課程に関することに特化した教職課程運営委員会（資料 3-27 [追手門学院大学教職課程運営委員会規程]）、学生生活全般においては学生支援委員会（資料 7-3 [追手門学院大学学生支援委員会規程]）、キャリア形成、留学支援等はそれぞれ就職・キャリア支援委員会（資料 7-4 [追手門学院大学就職・キャリア支援委員会規程]）、国際連携企画委員会（資料 7-5 [追手門学院大学国際連携企画委員会規程]）を定期的に開催し、それぞれの学生支援に対する事項について連絡・調整、並びに審議・決定している。

上記に加え、学生一人ひとりに指導や学修支援をおこなう担当教員（アカデミックアドバイザー）を配す、「アカデミックアドバイザー制度」を初年次から全学部で展開している（資料 4-32 [追手門学院大学アカデミックアドバイザーに関する規程]）。学生支援について、大学全体に関する事項は、各委員会を通じて各学部等と連携し、個々の学生に対する事項は、アカデミックアドバイザーと学生支援を担う各部門が連携する体制を整えている。このことにより、教職協働のもと、学生支援の基本方針に加え、各方針に沿った支援を実現できる体制を整備している。

2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ①学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ②正課外教育
- ③自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ④オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ⑤留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ⑥障がいのある学生に対する修学支援
- ⑦成績不振の学生の状況把握と指導
- ⑧留年者及び休学者の状況把握と対応
- ⑨退学希望者の状況把握と対応
- ⑩奨学金その他の経済的支援の整備
- ⑪授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

本学では、学生支援に関する方針（資料 7-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/学生支援に関する方針]）のうちの修学支援の方針「多様な学生が、学修に専念できるよう環境及び制度に加え、相談体制を整備し支援する」にしたがって、環境、制度、相談体制を整備するとともに、もう一つの修学支援の方針「意欲ある学生が、学びを継続できるよう多様な経済的支援制度を整備し支援する」にしたがい、独自の経済的支援を整備している。

<学習支援センターでの支援>

本学では、本学学生並びに本学入学予定者の主体的・自律的な学習活動の支援を行うことを目的とし、学習支援センターを設けている。センターの事業は、入学前教育に関する事、リメディアル教育の推進に関する事、ライティング能力向上に係る学習支援に関する事、教員採用試験合格を目指す学生の支援に関する事であり、これらの事業を学習支援センターのもと、入学前教育グループ、リメディアル教育グループ、ライティングヘルプデスク、教職支援室が担っている（資料 3-4 [追手門学院大学 学習支援センター規程]）。

入学前教育グループが担当している入学前教育は、早期に入学が決まった推薦入試や特別入試の学生を対象に実施するものである。具体的な活動として、スタートアップとして大学生に必要なスキル、キャリアについての概説、入学前から大学でのキャリア形成に役立てるためのキャリア講話、入試科目にない数的な能力の向上を目的とした SPI 問題集の講座及び個別相談、先輩学生による高校と大学の学びの違いや仲間づくりについてのヒントを提供する先輩プログラムを実施している（資料 3-6【ウェブ】[追手門学院大学/入学前教育]）。

これに加え、全入学予定者を対象として、入学前から大学生活をイメージしどのような活動を行うかを考えるアクションプランを作成させている。これは、入学後の正課授業とも連携しており、入学前から正課の授業での事前課題に慣れる修学支援としての側面と、キャリア（進路）支援の両面から実施しているものである（資料 4-19 [2024 年度入学者向け入学前教育の実施について〔2023 年 7 月 13 日開催大学教育研究評議会資料〕]）。

入学後の学生を対象とした支援としては、リメディアル教育グループが、リメディアル教育推進のため、主として正課科目の数的処理関連の授業の補完、SPI 対策を中心に学生チューターによる個別相談会を実施している。また、ライティングヘルプデスクは、大学におけるレポートや論文作成のための日本語のライティング能力向上に関する学習支援として、オンラインセミナーや対面での個別指導を実施している。

<BYOD（Bring Your Own Device）及び通信環境の支援>

本学では、2019 年度入学生より、学生が自分自身のノートパソコンを必携とする BYOD を導入している。これは、学生が授業や日々の大学生活の中で、日常的にパソコンを活用することで、ICT スキルを高めることを目的としている。併せて、学生がキャンパス内で、いつでもどこでも学修できるよう、キャンパス全体の Wi-Fi 環境を高速化し、安定した通

信環境を提供している。これに加え、コロナ禍においては、無償でモバイルルーターの貸出を行い、通学が難しい状況でも学修が継続できるよう支援を行った(資料 4-28【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/BYOD サポートページ])。

これら、BYOD や通信環境についての相談はシステム企画推進課が対応しており、窓口での相談に加え、大学 HP 上に、よくある質問事項とその対応方法の一覧の掲示を行うとともに、チャットボット、メール等での問合せ窓口を設置し、学生が円滑に学習できるよう支援体制を整えている(資料 4-28【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/BYOD サポートページ])。

<学習支援システム(LMS)の整備並びに使用等の支援>

本学では、学習支援システム(LMS)を導入し、授業に活用している。学習支援システムには授業で使用する教材の提供(配信)機能のみならず、教員と学生が双方向にコミュニケーションがとれるメール機能に加え、チャット機能も搭載されている。授業外学習での質問等については、メール機能を活用し、ライブ型のオンライン授業においてはチャット機能を活用することにより、リアルタイムでの質問や意見交換を可能としており、多様な場所で学習する学生の学習を支援する仕組みを構築している(資料 4-29【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/ WebClass の概要])。オンデマンド型の授業については、学習支援システム上に動画や資料を配信登録することで、学生が何度も視聴することを可能としている。この学習支援システムと上記 BYOD の導入により、コロナ禍においても、即座に対面授業からオンライン型の授業に切り替えられ、学生の学びを止めることなく学生の就学を支援することができた。また、現状においても、対面型の授業ならびにオンライン授業の双方において資料配布、レポート提出、小テストの実施等、円滑に行うことができている(資料 7-6【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/ KnowledgeDeliver の概要])。

<成績不振学生及び留年者の状況把握と対応>

本学では、学修状況が芳しくない学生及び留年者に対して学修指導を行い、修業年限内での卒業に導くことを目的として、その学修指導に関して必要な事項を「追手門学院大学学修指導に関する規程」に定めている。本規程には、成績不振学生の基準、指導実施時期、案内方法、学修指導内容、報告方法等が定められており、それに沿って成績不振学生及び留年生への学修指導を行っている(資料 7-7 [追手門学院大学学修指導に関する規程])。具体的なスケジュールについては、7 月開催の教務連絡委員会で内容確認のうえ、同月の学部会議にて成績不振学生に対する学修指導実施を周知する。春学期末成績発表にあわせて、教務課にて対象者リストを作成し、アカデミックアドバイザーに確認のうえ、対象学生に案内を発送する。その後、教務課よりアカデミックアドバイザーに指導対象学生リスト及び必要な資料を送付する。アカデミックアドバイザーは、10 月末までに対象学生に対し、4 年間で卒業するために必要な学修について、留年生に対しては早期の卒業のために必要な学修について、履修の仕組みも含め指導を行う。アカデミックアドバイザーは、学修指導終了後、その内容を教務システムである「CAMPUS SQUARE」に記録し、教務課と状況把握の共有を行っている(資料 7-8 [2023 年度成績不振学生に対する学修指導につい

て〔2023年7月6日開催教務連絡委員会資料〕〕（資料4-32〔追手門学院大学アカデミックアドバイザーに関する規程〕）。

<休学者及び退学希望者の状況把握と対応>

休学及び退学双方ともにアカデミックアドバイザーへの相談の有無を確認し、相談したことの確認がとれない場合、担当部局である教務課では休学願及び退学願を配付しないこととしている。休学希望又は退学希望の学生本人とアカデミックアドバイザーが面談を行った後、当該学生に対して手続きを進める上で必要となる書類を配付し、その後、休学願又は退学願が提出された場合は、アカデミックアドバイザーと共有し、アカデミックアドバイザーから当該学生の保証人に連絡し、申し出の内容に対する確認を行う。その後、学部会議にて審議・承認を行い、休学許可書又は退学許可書を保証人宛に郵送する。休学者については、休学中もアカデミックアドバイザーが配置され、相談対応を行うとともに、復学の手続きをする場合は、履修等について相談、指導を行い円滑に学生生活に復帰できるよう支援を行う（資料7-9【ウェブ】〔追手門学院大学/STUDYGUIDE/事務手続き/学籍・休学・復学・退学・除籍〕）。

退学者については、面談の際にその後の進路や状況等も確認し、相談を行ったうえで、再度大学で学修したい場合の手続きとして、再入学制度について案内を行っている（資料7-10【ウェブ】〔追手門学院大学/STUDYGUIDE/事務手続き/再入学〕）。

<外国人留学生に対する適切な支援>

本学では、学位を取得するために入学する留学生（以下 私費外国人留学生）に対し、各学部で実施される新入生オリエンテーションとは別に私費外国人留学生のみを対象とした新入生オリエンテーションを国際連携企画課が主催して実施している（資料7-11〔私費外国人留学生新入生オリエンテーション説明資料〔国際連携企画課資料〕〕）。本オリエンテーションでは、①出入国在留管理庁による在留資格「留学」の更新手続きに関するルールや当該在留資格で認められる活動等の遵守事項の説明、②授業料減免制度や学外奨学金制度等の紹介・説明、③日本人学生との国際交流イベントや国際交流施設（E-CO）利用方法の案内など、学校生活の充実に向けた支援内容の説明、④就職・キャリアに関するプロセスの説明と支援体制の紹介を実施している。さらに危機管理面におけるサポートとして、危機管理会社との提携により私費外国人留学生専用の24時間利用可能な緊急ホットライン（中国語・韓国語・英語・日本語対応）を設置しており、有事の際に私費外国人留学生が安心して利用できる学生サービスを展開している（資料7-12〔危機管理サポート案内〔国際連携企画課資料〕〕）。また修学支援においては、正課外で「N1対策講座」を無料で提供し、留学生の日本語学習意欲に応える学習支援体制を整備している（資料7-13〔N1対策講座案内〔国際連携企画課資料〕〕）。

<障がいのある学生に対する支援>

障がいのある学生に対する支援については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の2016年4月の施行に伴って、「追手門学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」及び「追手門学院大学にお

ける障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項」を制定し、組織的に「受入」、「学修支援」、「生活支援」、「就労支援」に取り組んでいる（資料 7-14 [追手門学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領]）（資料 7-15 [追手門学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項]）。また、大学ホームページで「障がいのある受験生や学生に対する取り組み」として記載することで広く周知を図っている（資料 7-16【ウェブ】[追手門学院大学/障がいのある受験生や学生に対する取り組み]）。

<経済的支援制度（奨学金、授業料減免、奨励金）及び情報提供>

本学で取り扱っている経済的支援制度（奨学金・授業料等減免）は大きく2つあり、日本学生支援機構（文部科学省）ならびに民間団体・地方自治体などの外部団体が提供する制度、そして本学独自支援制度である。これらの案内や事務手続きは、学生支援課や各所管部署で取り扱っている。また、学内で推薦等が必要な場合は、学生生活の支援策や諸問題に関する事項について審議する学生支援委員会をはじめ、各所管の委員会にて選考を行っている。

1) 日本学生支援機構（文部科学省）、民間団体・地方自治体の制度

外部団体が提供する支援制度には、日本学生支援機構（文部科学省）の高等教育の修学支援新制度（給付奨学金＋授業料等減免）や貸与奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）に加え、民間団体・地方自治体の給付型及び貸与型の奨学金がある。これに加え、コロナ禍の折、文部科学省学生支援緊急給付金等の緊急給付制度が設けられた際にも、学生支援課が窓口となり、同様に案内や事務手続きを行っている。

2) 大学独自支援制度

本学独自支援制度は、学生支援に関する方針のうちの修学支援の方針である「意欲ある学生が、学びを継続できるよう多様な経済的支援制度を整備し支援する」に沿い、①教育成果や経済的困窮者への支援、②学生の挑戦を支える多様な支援に分類し、全て給付型又は奨励金として多様な制度を整備している（資料 7-17【ウェブ】[追手門学院大学/経済的支援制度（奨学金、授業料減免）の案内]）。

① 教育成果や経済的困窮者への支援

教育成果や経済的困窮者への支援の代表的な制度として、「追手門学院大学桜みらい奨学金」を整備している（資料 7-18【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学桜みらい奨学金規程]）。本制度は、特定の入試によって入学する者のうち、成績優秀である者に対して修学を奨励すること又は在学生で他の学生の模範となるような者のうち、経済上の事由により修学が困難である者に対して支援することを目的とし整備している。この他にも、教育成果を表彰する「学院生表彰制度」（資料 7-19【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院学院生表彰規程]）、学費支弁者の死亡による家計急変時の支援制度「教育後援会修学援助給付奨学金」（資料 7-20【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学教育後援会修学援助給付奨学金規程]）等、多様な支援制度を整備している。

② 学生の挑戦を支える多様な支援

学生の挑戦を支える多様な支援として、主体的な企画・実行への支援を目的とした、

学生主体のプロジェクトに対しての資金支援を行う「追大 WIL プログラム奨励金プロジェクト」(資料 7-21【ウェブ】[追手門学院大学/追大 WIL プログラム奨励金規程])、学生の海外就業体験支援の補助を行う「海外就業体験支援」(資料 7-22 [2023 年度春学期 (8-9 月渡航) 海外プロジェクト実践 募集要項])、資格取得への支援を行う「資格奨励金制度」(資料 7-23【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学資格等取得奨励金制度規程])、「小学校教諭一種免許取得給付奨学金」(資料 7-24【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学小学校教諭一種免許取得給付奨学金規程])、「語学検定料補助制度」(資料 7-25【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学 語学検定料補助])、留学への挑戦の支援を行う「短期海外留学奨励金」(資料 7-26【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学短期海外留学奨励奨学金規程])、「派遣交換留学奨励金」(資料 7-27【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学派遣交換留学奨励金規程])、大学院への挑戦の支援を行う「大学院学修奨励給付奨学金」(資料 7-28【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学大学院学修奨励給付奨学金規程])、「大学院社会人学生に対する授業料減免」、「大学院長期履修制度」(資料 7-29【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学大学院社会人学生に対する授業料減免取扱基準]) 修制度」(資料 7-30【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学大学院長期履修制度に関する規程])等を整備している。

③ 外国人留学生への経済的支援

上記に加え、本学では私費外国人留学生に対する独自の経済支援制度として、授業料減免制度を展開し、留学生の学びをサポートしている。初年次は、全ての留学生が必ず 20%の授業料減免を受けられるようになっている。それに加え、2022 年度より導入したパートナー校選抜入試で入学した学生のうち英語外部検定のスコアが秀でている者を対象に、100%と 70%の減免制度を整備している。2 年次以降は、通算 GPA の基準クリアと JPLT の N1 又は N2 に合格していることを条件として、減免が継続される。初年次は、20%の減免対象であった学生も、2 年次以降に成績を伸ばせば、減免率を向上させることができるようになっており、本制度も修学支援の方針に沿い、意欲ある学生が学びを継続することを目的として整備されている(資料 7-31【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学私費外国人留学生オナーズ授業料減免規程])。

<学生支援に関する情報伝達方法>

入学前から大学生活について予備知識が得られるよう、新入生・編入生に対して、入学にあたり準備・確認が必要なコンテンツを掲載した特設ホームページを設置し、入学予定者に URL・QR コードを記載した案内を送付している。特設ホームページには、入学式、オリエンテーション等の行事予定やキャンパスライフに必要な情報、奨学金情報に加え、各コンテンツの問合せ先を掲載することで、入学前から学生の相談に対応できるよう体制を整備している(資料 7-32 [2023 年度新入生・編入生向けスタート案内(新入生特設サイト)])。

入学時には、学生生活の必要事項が網羅されている「OTEMON DIARY」(資料 7-33 [OTEMON DIARY 2023])を配布し、新入生・編入生がスムーズに大学生活を送ることができるよう、新入生オリエンテーションを実施している。学生生活全般に係る説明に加え、授業の履修方法の説明及び相談を実施している。実際の学生生活を送る上で必要な情

報の発信については、教務システムである「CAMPUS SQUARE」を通して、「授業・履修・成績等全般のお知らせ」、「経済的支援（奨学金など）のお知らせ」等の分類をして発信するとともに、個別の連絡等も同システムを用いて行っている（資料 7-34【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/CAMPUSSQUARE の概要]）。なお、2023 年度からは ODAI アプリを用いた情報配信も開始している。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

①学生の相談に応じる体制の整備

②ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

④人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

< 学生生活の支援体制 >

本学では、学生支援に関する方針のうち学生生活支援の方針である「多様な学生が、安心して学生生活を送れるよう環境及び制度に加え、相談体制を整備し支援する」に沿い、教務・学生支援部の学生支援課、学生相談室、保健室にて、学生生活の相談対応を担っており、必要に応じて前述したアカデミックアドバイザーや他の学生支援を担う部署と連携し対応している。学生からの学生生活に対する相談事項は、心身の健康、保健衛生等に関わることに以外にも拡大し、年々多様になっている。これに対応するために、それぞれの窓口で専門人材を配置し、相談体制を整備するとともに学生生活に関連するオリエンテーションや講習会といったイベントを実施し、学生が安心して学生生活を送ることができるよう支援を実施している。

1) 学生支援課での支援

学生支援課は、学生生活全般の相談窓口としての機能を担っている。学生からの相談事項は、年々対人関係や学外のトラブルに巻きこまれた場合の対応等、多様化している。それら多様化した相談事項に対応できるよう、警察 OB 4 名を配置し相談体制を整備している。

また、学生支援課では、年間行事として「交通安全講習会」、「薬物乱用防止講習会」や「消費者講習会」等を実施している。

2) 学生相談室での支援

学生相談室は、様々な悩みを相談できる場として茨木安威キャンパス、茨木総持寺キャンパスの両キャンパスに設置している。専任の臨床心理士・公認心理師を 1 名配するとともに、11 名の非常勤の臨床心理士・公認心理師、精神科医がシフト制で、随時相談に応じることができる体制となっており、併せてハラスメント専門の相談員を配置している。これによりメンタル面、学習や発達の不安等に対する相談に加え、学生生活を送る上での様々な問題・悩みに対応できる相談体制を整えている。

また、学生への相談対応に加え、学生相談室では、アカデミックアドバイザーをはじめとした、教職員を対象として、発達や学習に不安を感じる学生への対応方法、接し方等についても相談を行い、連携して相談対応を行っている。

3) 保健室での支援

保健室は、学内でのケガや体調不良者等への対応、ならびに健康面での不安を相談できる場として設置されている。全学生対象の定期健康診断、体育系クラブ所属学生対象の心電図検査の実施や、救命講習会等を行っている。利用については、大学ホームページでも学生に周知を行っている（資料 7-35【ウェブ】[追手門学院大学/保健室]）。

<ハラスメント>

新入生には、オリエンテーション時に「ハラスメント・いじめ防止啓発用リーフレット」、「学生相談のしおり」を配布し、防止啓発、相談体制について周知を行っている（資料 7-36 [ハラスメント・いじめ防止啓発用リーフレット、学生相談のしおり]）。また、学生相談室にハラスメント専門の相談員を配置している。

<人間関係構築（学生の交流機会の確保）>

本学では、2017 年に、全学生が会員となる「学友会追風」を設立した。当組織は「学部クラス連合」、「クラブ・サークル連合」、「合同学園祭実行委員会」と称する各学生グループおよびそれらを支援する教職員で構成され、学生の自主的な学内外での活動を支える全学的組織である。この学友会追風の運営委員会が中心となって、新入生歓迎イベントを開催し、新入生同士の交流の機会を提供している。また、同会は課外活動団体の勧誘活動についても統括しており、適切なルール設定をすることで新入生に過度な負担を与えることなく課外活動団体への加入や上級生との交流を促進している。学生支援課の職員はイベント実行に際して代表学生と打ち合わせの場を設け、運営全般のフォローなどを必要に応じて実施している。コミュニケーションに不安がある学生に対しては、学生相談室が中心となって、カウンセラーがファシリテートしながら前向きにコミュニケーションを楽しむためのワークショップを企画するなどして、円滑に交流が図れるような取組も実施している。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

①キャリア教育の実施

②学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

④博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

本学では、学生支援に関する方針（資料 7-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/学生支援に関する方針]）のキャリア（進路）支援の方針である「多様な学生が、自身のキャリア実現に向けて能動的に活動できるよう環境及び制度に加え、相談体制を整備し支援する」に沿い、キャリア教育、支援制度、相談体制を整備している。もう一つのキャリア（進路）支援の方針である「意欲ある学生が、自身のキャリアを意識し活動できるプログラムを正課及び正課外で整備し支援する」に沿い、以下のように意欲ある学生が自律的に選択できるキャリア教育のプログラムと体制を整備している。

①キャリア教育の実施

本学のキャリア教育は、全学部が共通して履修する共通教育科目の中に、キャリア形成系科目とキャリア展開系科目で構成されている主体的学びの科目群を置き実施している。キャリア形成系のカリキュラムポリシーは、「大学での学びを自分の力で価値あるものとし、卒業後の進路も含めて自分の将来の展開・設計への連結となる基本的な知識・技能・姿勢を修得するための科目」、キャリア展開系のカリキュラムポリシーは、「すでに修得した基盤となる知識・技能・姿勢を、様々な場において実践的に活用しながら、自分の将来の展望・設計に結びつけるための科目」となっており、そのポリシーに沿った科目を配置している（資料 4-22【ウェブ】[追手門学院大学/STUDYGUIDE/共通教育科目カリキュラムマップ]）。

当該科目群については、支援の方針にもあるように能動的に活動することを目的とし、基本的には選択科目であるが、キャリア教育の導入科目として、1 年次の春学期に全学部の学生を対象に、キャリア形成系科目である「追手門アイデンティティ」を開講している。この科目は、全 13 回中、5 回が自校教育、8 回がキャリア教育で構成されており、大学に入学したばかりの 1 年生が、自校について、そして自身の大学生活について意識し考えることで、自身のキャリア実現に向けて能動的に活動できるよう支援するために開講しているものである（資料 4-20【ウェブ】[追手門学院大学/シラバス「追手門アイデンティティ A<文学部>」]）。

②学生のキャリア支援を行うための体制の整備

本学では、学生支援に関する方針（資料 7-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/学生支援に関する方針]）のキャリア（進路）支援の方針である「多様な学生が、自身のキャリア実現に向けて能動的に活動できるよう環境及び制度に加え、相談体制を整備し支援する」に沿い、教務・学生支援部の就職・キャリア支援課にて、学生の就職・進路支援体制を整備している（資料 7-37 [キャリアガイドブック 2025]）。

就職を希望する学生一人ひとりの価値観に寄り添い、学生が最適な進路を選択できるよう、国家資格を持つキャリアコンサルタントを配置し、個別相談を軸とした就職活動サポートを実施できる体制となっている（資料 7-38【ウェブ】[追手門学院大学/追大式就職支援プログラム]）（資料 7-39[就職・キャリア相談[キャリアガイドブック 2025 より抜粋]]）。

また、学生が能動的に活動できる環境として、①チャットボットの活用、②就職活動に係るレクチャーをいつでも、どこでも受けることを可能にするための本学が導入している LMS である、KnowledgeDeliver を活用したオンデマンド配信、③おすすめ求人・イベント情報や本学学生限定の求人情報といった就職情報をタイムリーに確認できる就職支援システムの「追大就活」や LINE 公式アカウント、といったシステムツールを導入している（資料 7-40[就職活動に関する情報の入手方法[キャリアガイドブック 2025 より抜粋]]）。

併せて、就職活動を無事終了した 4 年生を「学生就活サポーター」として組織化し、就職活動を行う下級生に対して就職活動における成功談、失敗談といった就職活動に関する情報を伝える講演や個別相談会といった主体性を育むプログラムを実施している。これに

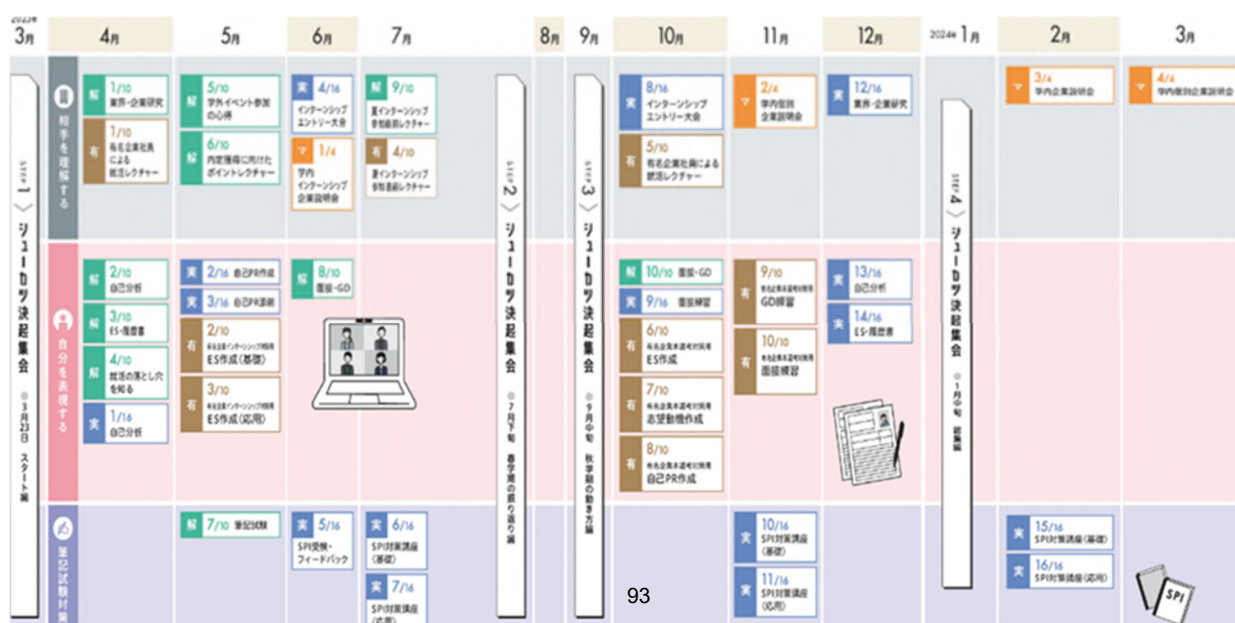
より、学生が就職活動を能動的に行う仕組みを構築するとともに、アカデミックアドバイザーと協力して、学生個々の状況把握及び個別的支援といったきめ細かな対応を行うことができる環境を整備している（資料 7-41 [学生就活サポーター研修資料〔就職・キャリア支援課資料〕]）（資料 7-42 [ゼミ別進路状況調査依頼〔就職・キャリア支援課資料〕]）。

さらに、学生支援方針のキャリア（進路）支援の方針である「意欲ある学生が、自身のキャリアを意識し活動できるプログラムを正課及び正課外で整備し支援する」に沿い、教務・学生支援部の就職・キャリア支援課にて、資格・公務員対策講座を全学部全学年対象に展開している。講座の展開にあたっては、就職・キャリア支援課内に専門の窓口である資格サポートコーナーを設置し、資格取得に向けたアドバイスや講座申込の受付、資格に関する相談などきめ細かな支援を行うことができる体制を整備している（資料 7-43【ウェブ】[追手門学院大学/資格講座]）。

併せて、前述した学習支援センターの教職支援室にて、教職を志す学生を対象とし支援を行っている。支援内容としては、スタートアップガイダンスや教員採用試験合格者の講演会といったガイダンスの開催、教員採用試験対策等の講座や勉強会の実施、個人面談や教職大学院・専攻科への進学支援、教員採用試験対策や面接対策といった個別指導を実施している（資料 3-8【ウェブ】[追手門学院大学/教職支援室]）。

③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

就職・キャリア支援課では、学生個々の状況に応じた就職支援を行う個別相談を軸として、レクチャー形式である就職ガイダンスや目的ごとにカテゴライズされた実践形式である選考対策講座を体系立てて実施している。オンラインオンデマンド配信を主とした時間を問わずに学習できる「解説講座」、学習したことを「やってみる」ことで学習成果の定着化を促進する「実践講座」、有名大企業への挑戦を後押しする「有名企業チャレンジ企画」、そして、3年生全員を対象とした「全員面談」を実施し、学生一人ひとりの就職状況に応じた支援を可能としている。このように、年間を通じた支援やガイダンスは、採用選考の対応力を求められる時期までに学生個々の状況に応じ必要なスキルや知識を身につけさせるという目的をもって体系化している（資料 7-44 [支援行事体系図〔キャリアガイドブック 2025 より抜粋〕]）。



さらに、進路選択の時期には学内に企業を招き、学内合同企業説明会や学内選考会といった企業と学生のマッチングの場を設けることで、支援やガイダンスが進路選択に繋がるよう支援体系を整備している（資料 7-45 [学内合同企業説明会、学内選考会一部抜粋資料〔就職・キャリア支援課資料〕]）。学生一人ひとりの状況に寄り添い、最適な就職活動を計画的に行えるよう、支援、ガイダンスを実施している（資料 7-46【ウェブ】[追手門学院大学/Career Support]）。

また、意欲ある学生に対する支援として整備している資格・公務員対策講座は、簿記や TOEIC など多岐にわたるが、ここでは国家公務員レベルを目指すプログラムについて詳述する。1 年次には宅地建物取引士、2 年次には行政書士といった公務員筆記試験に親和性の高い資格の取得にチャレンジし、成功体験や学習習慣を身につけたうえで、3 年次より公務員試験対策講座を受講し、4 年次に公務員試験に臨むといった、1 年次から 4 年次まで 4 年間に渡る体系立てた支援となっている。

資格・公務員対策講座の運営方法には、班別活動、チームティーチングを取り入れることで、受講生の主体性を育み、発信力や傾聴力も磨かれ、社会人基礎力の育成に繋がり、4 年間の講座受講そのものが「学生時代に力を入れたこと」としてもアピールできるものとなっている（資料 7-47【ウェブ】[追手門学院大学/めざせ難関公務員]）。2023 年度における講座受講生の合格実績としては、国家公務員総合職 5 名、国家公務員一般職 18 名、裁判所 4 名、国税専門官 22 名、東京都特別区 20 名、地方上級 13 名の計 84 名（2023 年 8 月 31 日時点の重複合格を含む延べ数）の資格・公務員対策講座や支援の効果が出ており、意欲ある学生に対する支援を実施できている（資料 7-48【ウェブ】[追手門学院大学/就職実績]）。

④博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

本学では、修了後に自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けるため、大学院博士後期課程の学生に対し「プレ FD 研修」を案内している。「プレ FD 研修」は「105 分の授業設計」「オンライン授業における著作物の利用」「授業における電子資料の活用と制作」の 3 つの動画からなり、これをオンラインで提供している（資料 7-49 [プレ FD 研修のご案内]）。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

本学では、学生生活支援の方針（資料 7-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/学生支援に関する方針]）である「意欲ある学生が、課外活動を通して社会性や協調性を身につけ能動的に活動できる環境を整備し、その活動を支援する」

に沿い、教務・学生支援部の学生支援課にて、課外活動実績が優秀な学生を支援する制度（資料 7-50 [追手門学院大学桜みらい奨学金学業・課外活動奨励型に関する内規]）や、必要な経費の一部を援助する制度を設け、課外活動を活性化させるための取り組みを行っている。2014 年にはスポーツ系クラブの強化を進める目的で、トレーニングセンターを設置し、多くの課外活動団体にフィジカル強化、コンディショニング、健康維持などの目的で利用されている（資料 7-51【ウェブ】[追手門学院大学 /トレーニングセンター（追 fit）]）。

本学では、応援団、トップアスリートグループ、アスリートグループ、文化グループなどの公認団体（資料 7-52【ウェブ】[追手門学院大学/クラブ・サークル]）のほかに、学友会追風運営委員会や、合同学園祭実行委員会といった学生組織に参加している学生も多く、その代表者などが追手門学院大学学友会追風総会の構成員として学友会の予算配分や事業計画の審議にも参加し、学生自身が能動的に課外活動などの円滑な運営と発展に貢献しており、学生支援課の職員は適宜、学生に対する助言・協力を行っている（資料 7-53【ウェブ】[追手門学院大学/学友会追風]）。

6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

DX を活用して学院の経営的な諸課題や乱立する学内各種システムの整備を行う 2025 学院 DX プロジェクトの 1 つとして、デジタルフロント（対面窓口に代わる、デジタルツールをサービス提供の入り口とする体制）を構築するため、「OIDAI アプリ」の導入を行った。当該アプリは学生が学生生活において「確認したい情報に、すぐ確実に辿り着け、欲しい便利が手に入る」こと、つまり CX（体験価値）の向上を目的としている。

現状では、時間割や休講補講情報、バス時刻表をリアルタイムに確認でき、FAQ に問い合わせを集約し自己解決をはかることが主な機能であり、通知機能によって重要な情報を見落とさないようにする機能も備えている。教職員からの視点では、アプリから得られる利用状況や学習に関する行動データを集約できる機能があり、また、教務システムや学習支援システムから得られる教学データとの連携を通じて、学生の学習行動や学修成果を可視化し、教職員が分析することで教育の質の向上を図ることも企図している。

今後も、FAQ や問い合わせ対応をアプリ内のサポートデスク機能に集約し、対応する職員の工数削減やクオリティ向上を目指し業務改善へつなげることや、「QR コードを活用したパス機能（OI-PASS）」を取り入れ、学生自身が自らの行動・経験を振り返ることができるほか、学生の学習行動・学習状況をより正確に把握すること、「卒業生モード」を実装し、卒業生および保護者、ひいては学院関係者との生涯にわたる接点を確保すること、等を目指し、機能の充実を図っていく予定である（資料 7-54 [OIDAI アプリについて（進捗報告）]〔2023 年 12 月 14 日開催大学教育研究議会資料〕）。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、大学基準に定める点検項目ごとに作成する「自己点検・評価シート」を用いて点検を行っている。自己評価が低い項目については改善内容を記載することとしており、その後の改善につなげるようにしている（資料 2-32 [自己点検・評価シート（様式）]）。なお、本「自己点検・評価シート」は 2023 年度の状況を暫定的に点検・評価するために運用を開始したものであり、今後、より各点検項目の改善につながるような様式へと改正し運用していきたいと考えている。

（2）長所・特色

点検・評価項目①について

<きめ細かな学生支援>

本学における学習支援の長所・特色は利便性の高い ICT を活用した支援と対面でのきめ細かい支援の双方の強みを活かした支援体制を構築している点と考えている。

ICT を活用した支援においては、前述したように BYOD を導入しているとともにキャンパス全体での Wi-Fi 環境を高速化し、安定した通信環境を提供しており、同じく前述した教務システムや LMS を活用し、窓口に来ずとも必要な情報を知ることができるよう整備している。一方で、対面でのきめ細かな対応が必要なものについては、各窓口に専門人材を配置するとともに、前述したアカデミックアドバイザーと教職協働し、多様な相談事項に対応できる支援体制を整備している。これは、本学の学生支援の基本方針「能動的に学び続ける学生を育成し、さらに成長させるための支援体制の強化」に沿い、手厚い支援体制のもと、学生がそれらを受動的に受けるのではなく、学生が能動的に自身の必要に応じて、ICT と対面での支援を選択できるように整備しているものである。

これらに加え、公式アプリ「OIDAI アプリ」を開発し、2023 年 9 月よりリリースした。本アプリは、ICT を活用した支援の窓口を目指すための機能として、各種手続きツールのリンク等に加え、アプリ上から学生個々人の時間割の表示や、補講・休講・教室変更情報等が確認できるようになっている。今後は学生や教職員の声も聞きながら、アプリの改修・追加機能の開発を進めていく計画となっている。

（3）問題点

<学生支援のさらなる高度化>

本学における学習支援の課題は、利便性の高い ICT を活用した支援を実施している反面、それらを統合したシステム上の窓口機能が整備されていなかった点であった。これを

解決するため、2023年9月より、上述した公式アプリである OIDAI アプリの開発とリリースを行った。これにより、ICT 上を活用した支援についても窓口が整備された。一方で、今後はアプリのダウンロード率について確認していく必要がある。特に、アプリリリース後、4年生のダウンロード率が比較的低い状況となっている。現在、卒業後も使える機能や、ステークホルダーとのタッチポイントを大切にし、必要な機能の追加等を計画しており、これらの課題についても対応してくよう進めている。

(4) 全体のまとめ

本学では、学生支援に関する基本方針である「能動的に学び続ける学生を育成し、さらに成長させるための支援体制強化」を基に、修学支援、学生生活支援、キャリア（進路）支援の3つの方針を定め、その方針の基、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、教職員一体となって学生支援体制を整備し、適切に対応を行っていると考えている。しかし、完全な学生支援体制の整備には終わりが無いと考えている。

例えば、コロナ禍のように社会情勢の変化によって、求められる学生支援体制は大きく変化する。その折々で、大学は支援体制の見直しを行い、求められる支援体制の構築に取り組んでいく必要がある。今後も、本学で定めている学生支援方針に沿い、本学の長所・特色である利便性の高い ICT を活用した支援と対面でのきめ細かい支援を両立しながら、学生支援に関する PDCA サイクルをまわしていきたい。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、「教育研究等環境の整備に関する方針」として、(1)「施設・設備の整備に関する方針」(2)「情報環境の整備に関する方針」(3)「図書館及び学術情報サービスの整備に関する方針」(4)「教員の教育・研究等環境の整備に関する方針」(5)「適切な研究活動の推進に関する方針」の5点を掲げ、大学で提供する教育・研究、並びにその環境の質向上を目指している（資料8-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/教育研究等環境の整備に関する方針]）。

また、本学は2019年度より「WIL（Work-Is-Learning：行動しながら学び、学びながら行動する）」をコンセプトとし、新たな学修スタイルを正課及び正課外において推進している。その学修スタイルのコンセプトを基に、中期計画において「能動的に学び続ける学生を育成し、さらに成長させるための支援体制の強化」を掲げ、学生の学修環境の質向上を目指している。同じく中期計画に「入学者層の変化に対応した教育の質向上」、「社会的・経済的価値を創造する研究・社会連携の推進」を掲げ、大学で提供する教育・研究、並びにその環境の質向上を目指している（資料5-13[大学部門の中期計画「学校法人追手門学院 IV期中期経営戦略の策定について より抜粋」]）。

これらに基づき、施設・設備の整備、情報環境の整備、図書館及び情報サービスの整備、教員の教育・研究等環境の整備、適切な研究活動の推進に関する方針を定め中期経営戦略に基づく事業計画を各年度に策定し、また事業報告をまとめ、紙面冊子及び学内システムやホームページ等を通し広く公開している（資料2-48【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開]）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ① ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ② 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ③ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ④ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

1. 施設、設備等の整備及び管理

① ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

本学では2019年から学生のBYOD（Bring Your Own Device）を推進し、各自のデバイスを用いて学内のどこでもWi-Fiにアクセスして学ぶことができる環境を整備した。学内のどこでも学ぶことができる環境を実現するための、無線LANへのアクセスポイントを下の通り整備している（資料8-2【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/無線LAN（学内ネットワーク）の概要]）（資料8-3【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/無線LAN対応教室・エリア]）。

【茨木安威キャンパス】

安威キャンパスでは、2014年9月より教員・学生向け無線LANサービスの提供を開始している。茨木安威キャンパス約4,000名の学生に対して、合計340個の無線アクセスポイントを設置しているほか、2020年度末に茨木安威キャンパスのネットワークのリプレイスに伴い、インターネット回線の増強と、無線アクセスポイントの性能向上を行った。

【茨木総持寺キャンパス】

茨木総持寺キャンパスでは、キャンパスの開設に合わせ2019年4月より教員・学生向け無線LANサービスの提供を開始している。茨木総持寺キャンパス約3,000名の学生に対して、合計180個の無線アクセスポイントを設置している。2024年度中に総持寺キャンパスのネットワークのリプレイスを行い、インターネット回線の増強と、無線アクセスポイントの性能向上を行う予定である。

また、学内にオンデマンドプリンタを配備し、学生は学内の一番近くにあるオンデマンドプリンタを出力先に設定し自身の印刷物を受け取ることができる（資料8-4【ウェブ】[追手門学院大学システム企画推進課/プリンタの設置場所]）。

これらネットワーク環境整備の結果、学生は教室に限定しない学びを実現することができ、コロナ禍にあっても柔軟に学修を継続することができた。

② 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学は、関西の三大都市の中心地に位置し、都市の快適さと豊かな自然がマッチングした北摂の大阪府茨木市に、茨木安威キャンパスと茨木総持寺キャンパスの2キャンパス体制として存立している。

本学は、9学部11学科、3研究科4専攻及び1機構（内、1学部2学科は募集停止）を擁し、学生数は大学院生を含めて約8,600名の規模である。この学生数に対して、大学設置基準を満たした校地面積計106,931.6㎡、校舎面積計78,553.4㎡と、全186室の講義室（演習室、実験・実習室を含む）を含む校舎、研究棟、図書館、体育館、食堂棟などを設置している（大学基礎データ表1）（資料8-5【ウェブ】[追手門学院大学/キャンパスマップ 茨木安威キャンパス]）（資料8-6【ウェブ】[追手門学院大学 キャンパスマップ/茨木総持寺キャンパス]）。体育施設として屋外に2面のグラウンド（第1グラウンド、第2グラウンド）およびテニスコート（第1グラウンド西側）、アーチェリー場（第2グラウンド南側）がある。なお、第1グラウンドは2020年2月に新設した全面人工芝のグラウンドであり、主にアメリカンフットボール、ラグビー、サッカー、ラクロス、陸上用として整備している。第2グラウンドは硬式野球用として整備している。さらに附属施設として、体育館・多目的練習場およびトレーニングセンター（追 fit）がある（資料7-51【ウェブ】[追手門学院大学/トレーニングセンター（追 fit）]）。

茨木安威キャンパスは2023年度現在19棟の校舎等を有し、校舎面積は57,705.2㎡、主な施設内容は視聴覚教室90室、情報処理学習室6室、実験室27室、その他に研究室、講師室、図書館、会議室、事務室、保健室、食堂である。

茨木総持寺キャンパスは2023年度現在2棟の校舎等を有し、校舎面積20,848.2㎡、主な設備は実験実習が可能な稼働機と椅子を整備した教室62室、語学学習室1室、その他に講師室、図書室、会議室、事務室、保健室、食堂である。

さらなる教育研究の充実のため、2024年10月に茨木総持寺キャンパスに新校舎を竣工、2025年4月に開校を予定している。

新校舎を建設する一方、各キャンパス既存校舎において安全性・機能性・衛生状況を健全な状態に保つため、適切な維持及び管理に努めている。各種定期点検・清掃（電気設備、空調設備、熱源設備、給排水設備、環境衛生、消防設備、建築設備、清掃、害虫駆除等）を実施すると共に各キャンパス管理（防災）センターで施設管理に必要な設備を総合的に監視・制御している。また、状況により、緊急性の高いものから順次、修繕・更新工事を執行している。

さらに、非常時には管財課、総務課、管理（防災）センターが連携し、通報、出火があれば初期消火活動及び避難誘導等が行えるよう防火・防災面においても体制を整えている。また、学生、教職員へ避難経路を周知するとともに、総持寺キャンパスでは年2回、安威キャンパスでは年1回の防火・防災・避難訓練を実施している（資料8-7【ウェブ】[追手門学院大学/警報発表・災害・地震時など緊急時には]）。非常時の備えにおいては、ブランケット、簡易トイレ、手袋等の防災用品、水、食料等の食料備蓄を行っている。

加えて、災害が発生した際に学生・教職員の安否確認を行うしくみとして「ANPIC」というシステムを導入しており、定期的な安否確認を行うことで災害発生に備えている。なお、2024年度からは、学生が所持するスマートフォンから速やかに学内の様々な情報を得、

またサービスを受けられる「OIDAI アプリ」を用いて安否確認を行う予定であり、より迅速かつ網羅的な安否確認の実現を企図している。

安全及び衛生の確保に関しては、「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 18 条」に基づき、本学における職員の安全、衛生を管理することにより、職員の労働災害および健康障害の防止その他快適な職場環境の形成に必要な措置を講ずることを目的とする衛生委員会を設置している（資料 8-8 [追手門学院大学衛生委員会規程]）。衛生委員会では、産業医による職場巡視等を定例で行い、適宜指導のもと、改善を行っている。

③バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応として、茨木総持寺キャンパスの開設及び増設にあたっては、本学「施設・設備の整備に関する方針」（資料 8-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/教育研究等環境の整備に関する方針]）に基づきバリアフリー化を実施している。また茨木安威キャンパス改修時には、本方針に基づいて随時バリアフリー化を実施している。

快適性に配慮したキャンパス環境整備として、茨木安威キャンパスで斜面地に建物を配置しているが、車いす等障がいのある学生が補助者なしで各教室や食堂等へ移動できるよう、段差解消機、段差解消スロープなどを設置している。また、各講義棟等にはエレベーター、多目的トイレを設置するとともに、建物内にも点字ブロックを配置するなどしている（資料 7-16【ウェブ】[追手門学院大学/障がいのある受験生や学生に対する取組み]）。

④学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、学生の自主的な学習を促進する施設として、両キャンパスの図書館をはじめとして、さまざまな自習スペースを整備している。茨木安威キャンパスでは、食堂棟 2・3 階は自習スペースとして開放しており、6 号館の教室もオンライン授業の受講用または自習スペースとして開放している。茨木総持寺キャンパスでは、アカデミックアーク 2 階・3 階・4 階の廊下にディスカバリープロムナードと称した電源付きの自習用カウンターを設置し、いつでもどこでも自主学習することを可能にしている（資料 8-6【ウェブ】[追手門学院大学 キャンパスマップ/茨木総持寺キャンパス]）。

2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

ICT 環境の利便性はセキュリティと相反することがあるが、本学では『追手門学院 情報セキュリティガイド ～ネットの常識を学ぼう～』を本学電子図書館に配架し、ログインなしでアクセスできる状態で共用し、啓発を図っている（資料 8-9【ウェブ】[追手門学院電子図書館/『情報セキュリティガイド ～ネットの常識を学ぼう～』]）。

本学では、夏期に学院全体研修として人事課主催の研修を行っており、その一部として、情報リテラシーの確立を目的とした研修を毎年実施している。また、事務職員対象ではあ

るが、標的型攻撃メール訓練を 2022 年度から 2023 年度夏期までの間、通算 3 回目実施し、標準型攻撃メールに対する URL アクセス率が 11.4%から 5.6%に低減するなど、訓練の効果が得られている（資料 8-10「第 3 回標的型攻撃メール訓練結果報告」）。一方、情報セキュリティに関する研修は職員対象と範囲が限定的であるため、学生まで順次対象拡大していくことが課題である。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ① 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ② 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ③ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ④ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書資料の整備と図書利用環境の整備

① 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館を茨木総持寺キャンパス、茨木安威キャンパスの双方に配置している。2022 年 3 月末現在、図書約 530,000 冊（うち外国書約 160,000 冊）を所蔵するとともに、学術雑誌約 3,800 種（外国書約 1,600 種）の他、電子ジャーナル約 6,500 種、電子ブック約 10,000 点、ビデオや DVD などの視聴覚資料約 12,000 点を整備している。約 640 席（内視聴覚ブース 16 席）の閲覧座席数に加え、レファレンスコーナー、開架式書庫及び可動式書庫等を整備している。また図書館情報システムを導入しており、データベース化された書誌・蔵書情報をパソコンにより検索可能である。また本学では 2019 年度より電子図書館サービス LibrariE を導入し、いつでもどこでも、学外であっても図書館で管理する情報にアクセスできる環境を整えている（資料 8-11【ウェブ】[追手門学院電子図書館]）。なおこの電子図書館機能に加え、2021 年度には学生自らが電子図書を作成できるシステム Romancer を正課授業科目に活用開始し、学生自らが学術情報資料を作成可能な環境をも整備している（資料 8-12 [Romancer 概要（電子図書館サービス LibrariE 振り返りオンライン会議資料）]）。視聴覚ブースでは、各ブースに DVD 等のビデオ資料・教材が視聴できる機器を備えている。情報探索用パソコンは学内 LAN に接続しており、インターネットの利用も可能である。他の大学図書館等とは、書籍の相互貸借や文献複写、研修会を通じて情報連携を図っている（資料 8-13【ウェブ】[追手門学院大学図書館]）。

② 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所（NII）が提供する NACSIS-CAT への参加、NACSIS-ILL を通じた他大学との相互利用により、学術資料をそれぞれの利用者に提供している。他大学の文献複写および資料貸借サービスの 2022 年度の利用件数は 他大学への依頼 346 件（前年度比 90.6%）、本学で受け付けた依頼 427 件（前年度比 97.9%）、合計 773 件（前年度比 94.5%）であった（資料 8-14 [2023 年 5 月 11 日開催図書館委員会資料]）。

図書館ホームページには多種の情報検索ツール（GeNii、Webcat Plus、NDL-Search、MAGAZINEPLUS、CiNii、JJRNavi 等）へのリンクを掲載し、利用者が他の図書館の蔵書を検索しやすい環境を整備している（資料 8-13 【ウェブ】[追手門学院大学図書館]）。

③学術情報へのアクセスに関する対応

蔵書検索サービスとして OPAC を提供しており、学生および教職員が学外からも Web で蔵書検索可能な環境を整備している。OPAC で検索される蔵書データは主として国立情報学研究所が提供する NACSIS-CAT で作成している。加えて NDL-OPAC とも連携しており、他大学、他機関の図書・資料の所蔵情報も検索可能である。また新聞、雑誌記事・論文、辞書・辞典、法令・判例、企業情報等のデータベースを 21 種提供している。加えて本学では 2019 年より電子図書館サービス LibrariE を導入、2021 年度より学術電子図書館 KinoDen を導入しており、いつでもどこでも、学外においても図書館の管理する学術情報資料にアクセスすることが可能である（資料 8-13 【ウェブ】[追手門学院大学図書館]）。

④学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

茨木安威キャンパスの図書館は地下 2 階付 4 階建て、延床面積 3331.8 m²である。蔵書数は 444,842 冊、座席数は 273 席を設置している（大学基礎データ表 1）（資料 8-15 [安威キャンパス図書館蔵書冊数]）。茨木安威キャンパス図書館の開館時間は原則、月～金 9：00～19：50 である（資料 8-16 【ウェブ】[追手門学院大学図書館/利用案内]）。

茨木総持寺キャンパスの図書館は 2 階建て、延床面積 1268.7 m²である。蔵書数は 53,755 冊、座席数は 346 席を設置している（大学基礎データ表 1）（資料 8-17 [総持寺キャンパス図書館蔵書（開架）冊数]）。茨木総持寺キャンパス図書館の開館時間は原則、月～金 9：00～20：30、土 9：00～17：00 である（資料 8-16 【ウェブ】[追手門学院大学図書館/利用案内]）。

2022 年度の茨木安威キャンパス図書館の開館日数は 221 日、入館者数 41,913 人（前年度比 147.3%）、総貸出件数 8,731 件（前年度比 112.6%）であった。茨木総持寺キャンパス図書館の開館日数は 240 日、入館者数 52,921 人（前年度比 112.0%）、総貸出件数 6,309 件（前年度比 108.7%）であった（資料 8-18 [2023 年 5 月 11 日開催図書館委員会資料]）。本学では 2019 年度から電子図書館を導入していることから、図書館の閉館日・閉館時間であっても電子図書館の蔵書であれば自由に借りて読むことができ、学生、教職員の図書館の活発な利用を促進している。

2. 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

大学図書館が提供するサービスを支える専任職員を、両キャンパスに2人（うち図書館司書資格有資格者1人）配置している。非専任職員及び業務委託のスタッフを両キャンパスで24人（うち図書館司書資格有資格者19人）配置しており、学生・教職員の知的ニーズに対応している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ① 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ② 研究費の適切な支給
- ③ 外部資金獲得のための支援
- ④ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ⑤ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ⑥ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

1. 研究活動を促進させるための条件の整備

①大学としての研究に対する基本的な考えの明示

研究活動を具体的に推進するため、「教育研究等環境の整備にかかる方針の策定について」（資料8-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/教育研究等環境の整備に関する方針]）の「教員の教育・研究等環境の整備に関する方針」において、研究室、研究費、研究専念時間を始めとする研究支援・推進のための方針を明示している。

具体的には、「第IV期中期経営戦略」（2022年～2027年）において、本学の教育理念「独立自強・社会有為」に基づき、大学及び大学院の今後のあるべき姿を「教育と研究の新たな価値を創造し、生涯にわたって能動的に学び続けるイノベーション人材を育成する大学・大学院」と規定した（資料1-28【ウェブ】[学校法人追手門学院/第IV期中期経営戦略]）。そして研究に関する戦略ドメインを「新たな知と価値を創造し持続的に研究成果を社会へ還元する仕組みづくり」と定め、この戦略ドメインのもとに競争的研究費獲得に向けた研究基盤の充実やキャリアアップに資する実用的リカレント教育の提供を行い、新価値創造につながる産学官連携の組織的推進を図るべく、2022年度より事務組織に研究企画課を新たに配し、大学の研究支援体制を整備している（資料7-2[学校法人追手門学院事務組織規程（2023年4月1日施行）]）。なおこれら中期経営戦略の目標は学内イントラネットで教職員に共有するほか、学校法人ホームページに公開することで広く学内外に明示している（資料8-19【ウェブ】[学校法人追手門学院]）。

また、茨木総持寺キャンパスに新たな建物を竣工させ、茨木安威キャンパスに理工学部（仮称）の設置を予定する 2025 年に向けて、本学の「研究」の意義の重要性について再確認をするために、研究方針を制定した。方針では「心地よい社会を創造する研究のために」を掲げ、研究活動に取り組む姿勢を明らかにするために、「1. 個性的で創造力に富む研究の推進、2. 文理融合など学際的な共創研究活動の推進、3. 研究成果の社会実装による社会貢献の推進、4. 上記を加速する研究推進環境の整備」を指針として掲げた（資料 8-20 [追手門学院大学研究方針〔2023 年 12 月 14 日開催大学教育研究評議会資料〕]）。

②研究費の適切な支給

各専任教員の研究基盤となる費用は、「追手門学院大学個人研究費規程」に基づき年額 350,000 円とし、支給している（資料 8-21 [追手門学院大学個人研究費規程]）。個人研究費は、研究用消耗図書、備品、用品、消耗品等の購入、研究出張旅費、学会経費、その他、直接個人研究活動に要するものに使用できる。支給にあたっては年度初めから研究費が執行できるよう、前年度末に成果報告書と翌年度の研究計画書を提出することを求め、研究活動に沿った運用を促している。また、専任教員の研究力向上と科学研究費の採択率向上とを目的とした制度がある（資料 8-22【ウェブ】[追手門学院大学/インセンティブ制度（科研準備金）]）。この他、若手研究者奨励費制度（資料 8-23 [追手門学院大学若手研究者奨励費制度に関する規程]）及びプロジェクト型共同研究奨励費制度（資料 8-24 [追手門学院大学プロジェクト型共同研究奨励費制度に関する規程]）を設け、本学の学術の振興を図り、社会に寄与する教育・研究活動の一層の拡充を目指している。

さらに教育・研究の活性化と充実のため、専任教員に対し、「追手門学院大学国内研修規程」（資料 8-25 [追手門学院大学国内研修規程]）、「追手門学院大学海外研修規程」（資料 8-26 [追手門学院大学海外研修規程]）を定めている。また、国内および海外の学会等において研究成果の発表（口頭発表）や、シンポジウム、パネルディスカッション等で座長を行った場合、その発表等に関する支出（開催地への旅費や資料複写代等）に対して、一定額を支援している（資料 8-27 [追手門学院大学国内学会発表支援規程]）（資料 8-28 [追手門学院大学海外学会発表支援規程]）。

本学を会場として開催される国内学会については学会開催補助（資料 8-29 [学会開催補助]）、国際学術会議については国際学術会議開催補助（資料 8-30 [国際学術会議開催補助]）により経済的な支援を行っている。

このほか、本学教員が学術研究の成果を公開するために刊行する学術書の出版に際し、必要な経費の一部を助成する研究成果刊行助成制度（資料 8-31 [追手門学院大学研究成果刊行助成に関する規程]）や、学術研究図書および自校教育に関する図書を出版することを主たる事業とし、本学の教育・研究活動の成果についての刊行を支援することを目的として大学出版会を 2013 年に設立し（資料 8-32 [追手門学院大学出版会規程]）、本学教員の研究成果を社会に向け発信している。

これらの教育研究支援制度の運用にあたっては研究推進委員会にて申請内容を審議の上、学長が決定し、研究費を支給する体制を整備している（資料 8-33 [追手門学院大学研究推進委員会規程]）。また、これら教育研究支援制度の概要の告知と申請受付は、教員

向けに大学ホームページ内「研究支援」にて窓口を一本化し、周知の徹底を図っている（資料 8-34【ウェブ】[追手門学院大学/研究支援]）。

③外部資金獲得のための支援

本学では、インセンティブ制度（科研準備金）を設け、科学研究費助成事業に申請し不採択となった申請者のうち、審査結果が判定 A であった者に対して、個人研究費として 10 万円を交付するとともに、科研費の申請にあたりロバスト・ジャパン株式会社による申請書の内容添削・レビュー等のコンサルティングを実施することで、申請件数・獲得件数の増加に努め、本学の教員の研究力向上と科研費の採択率向上を目指している。

また、学外組織の共同研究・委託研究による学外資金の獲得にあたっては、産学官連携オフィスを設立し、企業・自治体の課題と本学の研究シーズの包括的なマッチングを促進する包括連携協定、本学の研究シーズを企業・自治体等にわかりやすく紹介する研究シーズ集の作成、共同研究・委託研究の契約締結の交渉調整の支援、企業との連携に効果的な制度（職務発明取扱規程・安全保障輸出管理規程）の制定などに取組んでいる。

加えて、本学では学内の競争的研究費として「プロジェクト型共同研究奨励費制度」（資料 8-24 [追手門学院大学プロジェクト型共同研究奨励費制度に関する規程]）を設け、学内外の学際的な研究成果の創出を促すことにより、科学研究費助成事業等の学外研究助成の獲得を促進することを狙うものである。

④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

本学では大学設置基準（第 36 条第 2 項）に基づき、専任教員に対して個人研究室を割り当てている。また教員が自らの研究に専念するため、2022 年度より学内の研究資金、学外との共同研究や受託研究、産学官連携に関わる研究事業などを研究企画課で一括管理し、申請書類作成支援、経理処理支援、情報収集と分析など研究支援体制を整備している。また国内研修制度（資料 8-25 [追手門学院大学国内研修規程]）、海外研修制度（資料 8-26 [追手門学院大学海外研修規程]）を設け、本学の専任教員が一定の期間、特定の研究または調査に専念することを保証している。毎年、各制度につき 2 名計 4 名枠を選考によって決定する。選定された教員へは春学期又は秋学期もしくは 1 年間、原則として授業の担当を免除し、研修費の支給を受けて研究または調査に専念することができるよう制度を整備している。

⑤ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学では、「追手門学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、教育訓練機会の提供と経済的支援とを目的として、優秀な大学院生を他の大学院学生および学部学生に対する教育補助業務に従事させる TA 制度を整備している（資料 8-35 [追手門学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程]）。また、優秀な大学院生を

「追手門学院大学大学院リサーチ・アシスタントに関する規程」に基づき RA として研究補助業務に従事させ、研究者としての研究遂行能力育成の機会を提供するとともに、これに対する経済的支援をおこなうことにより、学生の処遇改善の一助とすることを目的とした RA 制度も整備している（資料 8-36 [追手門学院大学大学院リサーチ・アシスタントに関する規程]）。

TA については毎年 20 名程度、RA については若干名従事しており、教育活動を支援する体制として機能している（資料 8-37 [年度別 TA・RA 採用数一覧 [人事課資料]]）。

⑥オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

2020 年度より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策としてオンライン授業が展開されており、オンライン教育の授業支援は主に教育支援センターが対応し、LMS の使用や動画コンテンツ制作などの相談対応はシステム企画推進課が対応している。

その他技術的な支援体制としては、本学は電子図書館化を推進・強化し、また VPN 接続によって図書館データベースや電子ジャーナルが学外から閲覧できる等、オンライン環境下でも図書館が利用できる環境を整えている（資料 8-38【ウェブ】[追手門学院大学図書館/データベースで情報を探す]）。さらに、仮想デスクトップ環境を教員及び大学院生に提供し、必要なソフトウェア（SPSS 等）を遠隔で使用可能としている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ① 規程の整備
- ② 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ③ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

1. 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

①規程の整備

本学では研究倫理を遵守するための措置として、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして下記の諸規程を定め、本学における研究活動のあるべき姿を定義し、研究倫理の保持、不正防止を促進している。

「追手門学院大学研究倫理規程」（資料 8-39【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学研究倫理規程]）において、本学の全ての学術研究活動が科学的及び社会的規範に照らし社会からの信頼を確保することを目的とし、本学の研究に従事する全ての研究者の遵守すべき倫理規準を定めている。この規程のもとに「追手門学院大学研究倫理委員会規程」（資料 8-40 [追手門学院大学研究倫理委員会規程]）を定めている。なお、研究倫理委員会による審査については後述する。

「追手門学院大学競争的研究費等管理・監査規程」（資料 8-41【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学競争的研究費等管理・監査規程]）及び「追手門学院大学における研究

活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(資料 8-42【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程])では、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金である公的研究費等の適切な管理・運用について定めている。これらの規程に基づき「追手門学院大学 公的研究費の使用における不正防止基本方針」(資料 8-43【ウェブ】[追手門学院大学/公的研究費の使用における不正防止基本方針])および「追手門学院大学公的研究費の使用における不正防止計画」(資料 8-44【ウェブ】[追手門学院大学/公的研究費の使用における不正防止計画])を策定している。加えて、公的研究費の管理・監査に関する責任体系及び役割分担を定め、周知している(資料 8-45【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学における公的研究費の管理・監査に関する責任体系及び役割分担])。

「追手門学院大学利益相反マネジメント規程」(資料 8-46 [追手門学院大学利益相反マネジメント規程])は、社会的信用を維持し、産学官連携の健全な推進と、本学並びに本学教職員が産学官連携活動に取り組むための環境整備に資することを目的として、利益相反マネジメントを適切に管理するための規則を定めている。本規程のもとに「追手門学院大学利益相反マネジメント委員会規程」(資料 8-47 [追手門学院大学利益相反マネジメント委員会規程])を定め、委員会において利益相反に関する事項について審議、調査、検討を行っている。

「追手門学院大学安全保障輸出管理規程」(資料 8-48 [追手門学院大学安全保障輸出管理規程])では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。)に基づき、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる技術の提供及び貨物の輸出の管理のための体制を整備し、教育研究活動を安全かつ円滑に遂行できる環境をつくることを目的とし、安全保障輸出管理に関する規則を定めている。

なおこの他にも、法令遵守を図り、学院の健全な発展に資することを目的として、「学校法人追手門学院公益通報者保護規程」(資料 8-49【ウェブ】[学校法人追手門学院/学校法人追手門学院公益通報者保護規程])に基づき、不正に関する相談・通報窓口を設置している。

②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)

本学では「追手門学院大学競争的研究費等不正防止計画」(資料 8-44【ウェブ】[追手門学院大学/公的研究費の使用における不正防止計画])に基づき、学術研究に携わる教職員を対象に、定期的に研究倫理教育・コンプライアンス教育を実施している。一般社団法人公正研究推進委員会(APRIN)の作成した e-ラーニング教材を本学のすべての研究者に受講させる取り組みを行っている(資料 6-10 [研究倫理研修、コンプライアンス研修、啓発活動の年間計画について〔2023 年度第 2 回全学教授会資料〕])。本研修の受講を、外部資金及び学内の各種研究支援制度を利用した研究活動を行う際の必須条件とし、研修後には理解度確認アンケートを実施して倫理・コンプライアンスの理解促進を強化している。

③研究倫理に関する学内審査機関の整備

先述の「追手門学院大学研究倫理規程」(資料 8-39【ウェブ】[追手門学院大学/追手門学院大学研究倫理規程])をもとに、科学的及び社会的規範に照らした上で、本学の全ての学術研究活動が社会からの信頼を確保することを目的として「追手門学院大学研究倫理委員会規程」(資料 8-40 [追手門学院大学研究倫理委員会規程])を規定し、研究倫理に関する学内審査機関として、追手門学院大学研究倫理委員会を整備している。研究倫理委員会では研究計画の審査のみならず、研究倫理に反する恐れのある行為に関する調査、審議及び決議等を随時行っている。副学長を委員長に据え、教員の専門分野を鑑み各学部につき1名ずつ委員を任命し、あらゆる学術分野の研究倫理に関する審査に網羅的に対応できるよう組織している。また研究倫理教育を普及する活動として、毎年度、研究推進委員会と共同でコンプライアンス研修・研究倫理研修を企画する等、本学の研究倫理の質を担保する組織として機能している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

研究支援体制についても、研究計画及び中期経営戦略のなかでその目標を定め、運用している。2023年度現在は「第IV期中期経営戦略」において定める戦略ドメイン「新たな知と価値を創造し持続的に研究成果を社会へ還元する仕組みづくり」を実現すべく、具体的目標であるCSFの進捗状況を、「中期経営戦略PDCAシート」を用い、4ヵ月に1度、進捗状況を確認することで、経営的な面から教育研究組織の適切性を確認し、改善につなげている。

研究支援制度によって交付する研究費のうち一部、資金規模の大きい研究については、その資金の運用状況・研究計画の進捗が適切であるか検証するために、個別のレビュー委員会を実施するなど、弾力的に検証の体制を整えている。研究倫理体制については、研究倫理委員会において恒常的に倫理・コンプライアンスの普及活動を実施するとともに、研究に係る倫理審査を行い、検証活動を確実に機能させている。

また、大学基準に定める10の点検項目ごとに作成する「自己点検・評価シート」を用いて「教育研究等環境」についても点検を行っている(資料 2-32 [自己点検・評価シート(様式)])。自己評価が低い項目については改善内容を記載することとしており、その後の改善につなげるようにしている。なお、「自己点検・評価シート」は2023年度の状況を暫定的に点検・評価するために運用を開始したものであり、今後、より各点検項目の改善につながるような様式へと改正し運用していきたいと考えている。

研究支援制度によって交付する研究費のうち一部、資金規模の大きい研究については、その資金の運用状況・研究計画の進捗が適切であるか検証するために、個別のレビュー委

員会を実施するなど、弾力的に検証の体制を整えている。

また研究倫理体制については、研究倫理委員会において恒常的に倫理・コンプライアンスの普及活動を実施するとともに、研究に係る倫理審査を行い、検証活動を確実に機能させている。

（２）長所・特色

＜充実した図書館機能＞

本学では、学生が一人１台の IT デバイスを持ち学習に活用する BYOD を導入しており、BYOD を促進するコンテンツの一つとして電子図書館サービス LibrariE、学術電子図書館 KinoDen を導入している。常時アクセス可能な学内無線 LAN を敷設し、紙媒体中心の資料だけでなく、電子書籍、電子雑誌、データベース情報資源も扱う「ハイブリッド型図書館」として、さまざまな学びのスタイル、いつでもどこでも学生等の学修に対応できる電子図書館の環境を提供している。また、本学の電子図書館の特徴は、独自資料が制作できる点にある。電子図書を読むだけでなく、学生や教職員自らが電子図書を制作し、本学電子図書館にアップロードする仕組み(Romancer)を導入し、正規授業科目において実践している。これにより単に紙の本の電子化だけではなく、「情報資料を読む」から「電子情報資料を学生自身がプロデュースする」ことへの大きな転換をもたらし、知の還流構造を創出している。

＜「学びあい、教えあい」を実現するキャンパス＞

2019 年に茨木総持寺キャンパス開設時に建設したアカデミックアークには、各所に自習スペースが整備されている。１階の「WIL ホール」には、200 人以上が自習やグループ討議に利用できる椅子とテーブルを多数備えている。２～４階には、「ディスカバリープロムナード」と呼ばれる電源付きの自習用カウンターを設置し、いつでもどこでも自主学習することを可能にしている。これらは学生の「学びあい、教えあい」実践の場として機能している。授業の観点からは、実験実習が可能な稼働机と椅子を整備した教室 62 室を備えており、柔軟な授業展開が可能である。さらに、180 個の無線アクセスポイントを設置することで、オンラインを用いた授業や自学自習に十分適した環境を構築している。

また、アカデミックアークは、その独創的な建築構造と環境保全の観点から、アジア建築家評議会が主催する 2021 年度アルカシア建築賞ゴールドメダルや、日本建設業連合会が主催する 2020 年度 BCS 賞を受賞する等、国内外で多数の評価を得ている。一辺が 130 メートルの巨大な三角錐の中で、中心部に図書館を配置し、その周りに教室を配置することで、全学生、教職員、地域社会の方々が混じり、「学びあい、教えあい」を創出することを目指し、設置した建造物である。外装は本学院のシンボルである桜をモチーフにしたステンレスのキャストで環境負荷を低減するスクリーンで覆っており、学院のアイデンティティを表現するとともに、地域の行灯としての機能を果たしている。また茨木市の防災拠点としての役目も担っている。2025 年度には新校舎建設が完了することから、研究・教育拠点としての機能をさらに高めていく。（資料 8-50【ウェブ】[追手門学院大学/ニュー

ス：総持寺キャンパス アカデミックアークが受賞])(資料 8-51【ウェブ】[追手門学院大学/ニュース：茨木総持寺キャンパスのアカデミックアークが優秀な建築作品に贈られる BCS 賞を受賞])(資料 8-52【ウェブ】[追手門学院大学/新キャンパス 茨木総持寺キャンパス])。

(3) 問題点

＜校地・校舎および施設・設備の安定整備＞

校地・校舎および施設・設備の整備について、大学設置基準を満たしてはいるものの、今後の本学の教育を展開していく中で、学生数および教員数の増加に対応する十分な教室や研究室の整備ができているのかを不断に見直していく必要がある。新校舎の活用のみならず、既存校舎の仕様についても検討し、有効活用を図っていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は大学の理念・目的を踏まえ、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、学内外に向けて明示し、共有している。

研究活動を促進するための環境整備において、中期経営戦略にそのゴールを明示し、CSF に具体的目標を策定している。学内の研究資金には「追手門学院大学個人研究費規程」に基づく個人研究費や「プロジェクト型研究奨励費制度」に基づく学内競争的資金等、適切に研究費を支給している。また研究成果の発信支援として追手門学院大学出版会を創設し、社会に研究成果を還元する場を設けている。さらに外部資金獲得のステップとしての学内競争的資金の運用、また科研費申請のためのコンサルティングを実施している。

研究室については大学設置基準に基づき専任教員に対して個人研究室を割り当てている。教員が研究に専念できるよう研究企画課を設置し、学内外の研究資金に係る情報、申請支援等を研究企画課が一括管理・支援している。

研究倫理遵守の推進に関する取り組みとして、本学では「追手門学院大学研究倫理規程」他各種規程に基づき研究者の遵守すべき倫理基準を定め、毎年度、研究倫理研修、コンプライアンス研修を実施している。また研究倫理委員会を学内の研究倫理審査機関として置き、研究倫理の質を担保している。

校地・校舎等に関する環境整備においては、大学設置基準に定められた要件を満たしている。茨木総持寺キャンパス・茨木安威キャンパスの2拠点を有し、教育研究活動を支援し、安全性・機能性・衛生状況を維持するため、施設、設備等の整備及び管理を不断に行っている。また、非常時に対する防災体制を整え、防災備蓄なども行っている。

図書資料と図書館の環境整備においては、各キャンパスに図書館を置き、学外から蔵書検索可能な機能である OPAC や電子図書館を活用しながら図書館サービスを提供している。本学では 2019 年度より、学外でも、いつでもどこでも電子情報資料にアクセス可能な電子図書館サービス LibrariE を導入しているうえ、2021 年度からは学生自身が電子情報資料を作成するシステム Romancer も活用している。図書館の円滑なサービス提供のために専門的な知識を有する職員を各図書館に配置している。

以上のように、教育研究等環境の整備方針に基づき各種計画や中期経営戦略にその具体的目標を示し、毎年度進捗状況を確認することによって点検・評価を行い、改善につなげている。今後は、抽出された課題点や問題点を調査、分析して、さらなる環境整備向上に努めていく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では2019年度に策定した「学校法人追手門学院長期構想2040」(資料1-3【ウェブ】[学校法人追手門学院/長期構想2040])において、地域に貢献する教育・研究のグランドデザインを「地域中核拠点化(「知と人材の集積拠点」としての機能を有するイノベーションハブへ)」とし、それを具現化するために、第IV期中期経営戦略(資料1-28【ウェブ】[学校法人追手門学院/第IV期中期経営戦略])に「新たな知と価値を創造し持続的に社会に研究成果を社会へ還元する仕組みづくり」を行うことを目標に定めている。

社会連携・社会貢献の方針は、教育理念である「独立自強・社会有為」を踏まえ、産学官連携活動などを通じて研究成果の社会実装を進めることを目的に、社会連携・社会貢献全般に関すること、人材育成に関すること、知識・技術等の還元に関することについて定め、それらの具体的な取り組みを示し、本学HPに公開している(資料9-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/社会連携・社会貢献の基本方針])。

また、企業、他大学・研究機関、行政機関との活発で多面的な連携や交流を通して、研究人材の育成と研究成果の社会実装を図り、本学学生の成長と本学の発展、さらには地域の文化・経済・教育の発展に寄与するため、社会連携・社会貢献の一環として2019年より産学官連携推進本部(資料9-2[追手門学院大学産学官連携推進本部規程])を設置した。

社会連携・社会貢献活動を行うための環境整備として、他機関との人事的交流について「クロスアポイントメント制度に関する規程」(資料9-3[追手門学院大学クロスアポイントメント制度に関する規程])や「共同研究規程」(資料9-4[追手門学院大学共同研究規程])、「受託研究規程」(資料9-5[追手門学院大学受託研究規程])を規定している。さらに、産学官連携活動を通じて本学又は本学教職員が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学における責任ないし義務とが相反する状態を適切にマネジメントすることで、産学官連携活動を健全に維持するために「利益相反マネジメント規程」(資料8-46[追手門学院大学利益相反マネジメント規程])を規定している。

産学官連携活動の結果として生じる成果の取扱いについては「発明等取扱規程」(資料9-6[追手門学院大学発明等取扱規程])や「安全保障輸出管理規程」(資料8-48[追手門学院大学安全保障輸出管理規程])を定め、適切な管理体制を整備している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関

する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

1. 学外組織との適切な連携体制

○研究企画課による連携体制

本学では産学官連携活動を一元的に取り扱い管理する事務組織として、2022年度より研究企画課を設置し、産学官連携推進本部の運営事務局として機能させている（資料7-2[学校法人追手門学院事務組織規程（2023年4月1日施行）]）。研究企画課では、産学官連携企画を立案・推進する産学官連携推進本部を下支えし、本学が社会に開かれた地域活動拠点となるための窓口となっている。また研究企画課は、本学に附置するオーストラリア・アジア研究所、ベンチャービジネス研究所、上方文化笑学センター、成熟社会研究所、地域支援心理研究センター、スポーツ研究センターの6つの研究所を支援する役割を担っている。研究企画課は研究者と地域とを繋げるのみならず、研究者の持つノウハウや研究所の培った研究実績等の資源を自治体や民間企業等の様々な団体へ提供し支援することにより、地域社会に貢献している。

さらに研究企画課のもとに産学官連携活動を具体的に進める産学官連携オフィスを設置し、産学官連携に係る情報収集・分析及び企業等との交渉を行い、本学の研究者によるあらゆる研究活動、研究成果を社会連携・社会貢献につなげるワンストップサービスを実現している。

2. 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

教育面については、地域創造学部を中心に社会連携・社会貢献活動と教育研究活動とが密接に関係しており、相互に活動を推進している。例えば、法学部においても茨木市との連携講座を2024年1月に開始している（資料9-7【ウェブ】[追手門学院大学/ニュース：茨木市×追手門学院大学法学部連携講座について]）。正課授業科目のフィールドワークで現地に赴き、地域社会の課題解決を提案する等様々な活動を実施している。

研究面については研究企画課を起点とし、コニカミノルタやラヴァル大学など国内外の企業や大学との包括連携協定の締結や、いわきFCやチャイルド・ファンド・ジャパンなど学外の様々な機関との受託研究・共同研究を通じて産学官連携を積極的に推進し、教育研究成果の社会実装を進めている。大学の所在地である大阪府茨木市との取り組みとしては「いばらき×大学連携共同研究推進事業」に基づく大学の知見を活かした共同研究を実施、さらに門真市では職員向けに大学連携にかかるメリット等について講義を動画視聴にて実施しており、茨木市と門真市では本学の教員が学識経験者として審議会等委員も務めている。その他、岩手県普代村や長崎県西海市など様々な地方自治体とも連携し、地域貢献活動による教育研究活動を実践している。また企業との連携（北おおさか信用金庫、大

阪府卸売市場等）や大学間連携（大学コンソーシアム大阪等）も積極的に行っている（資料 9-8 [地方自治体等との連携協定一覧（2023 年 7 月 26 日現在）〔研究企画課資料〕]）。

また、大学附置の研究所の一つである地域支援心理研究センターでは、近隣の教育委員会、警察、公的機関などと連携し、地域の抱える社会問題の解決と支援を行っている。地域支援心理研究センターでは学生が教育・研究を実施することから、社会連携・社会貢献活動と教育研究活動とが密接に関係しており、相互に活動を推進している。

3. 地域交流、国際交流事業への参加

大学に附置する 6 つの研究所の主催する公開講座は、アジア・オセアニア地域に関するもの、ベンチャービジネスに関するもの、町おこしに関するもの等、多岐にわたる。いずれも広く地域社会に向けた講座であるとともに学生の積極的な参加を募集しており、学生と研究者と地域社会との交流を促している。また茨木市および茨木商工会議所の協定（資料 9-9 [茨木市地域活性化を目指した産・官・学連携基本協定書]）に基づき、行政や地域の諸団体が開催する催しや種々の企画・事業、例えば、茨木フェスティバル（資料 9-10【ウェブ】[追手門学院大学校友会/ニュース：「第 49 回茨木フェスティバル」に総勢 300 名以上の追大生 & 校友会役員が参加]）等に学生が参画する等、多彩な地域交流活動を展開している。

国際交流事業として、本学では附置研究所であるオーストラリア・アジア研究所が主催する国際 web セミナーを開催している。アジア・オセアニア地域に所在する大学に所属している教員を招き、国際的な諸問題について討論することにより、本学の研究者、学生のみならず、地域市民の国際交流の場を実現している（資料 9-11 [メルボルン大学の MBA プログラムを体験・実践するセミナー]）。

また 2021 年度より国際交流教育センター委員会（現 国際連携企画委員会）主催の海外大学との国際オンライン協働学習（COIL 型授業）プログラムを開始し、留学以外の機会においても海外の学生と本学の学生とが交流可能な場を設けている。上記の COIL 型授業とは、Collaborative Online International Learning の略称であり、オンラインを活用し、自国にしながら海外の大学と交流できる新たな双方向型の教育手法である（資料 9-12 [2021 年 7 月 29 日開催国際交流教育センター委員会議事録]）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献活動に関する取り組みは、社会連携・社会貢献の基本方針（資料

9-1【ウェブ】[追手門学院大学/内部質保証、自己点検・評価、認証評価/社会連携・社会貢献の基本方針])と学院の教育理念に基づき策定する、中期経営戦略の中でその目標を定め、運用している。「第Ⅳ期中期経営戦略」に定める戦略ドメイン「新たな知と価値を創造し持続的に研究成果を社会へ還元する仕組みづくり」のもと、重点中核施策(CSF: Critical Success Factor)として「研究推進基盤の高度化」や「新価値創造につながる産学官連携の組織的推進」といった具体的な施策を定め、この進捗確認を「第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA シート」を用いて行っている(資料 1-30 [第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA 体制〔理事長室資料〕])。

また、大学基準に定める 10 の点検項目ごとに作成する「自己点検・評価シート」を用いて、「社会連携・社会貢献」の項目について全般的な点検を行っている(資料 2-32 [自己点検・評価シート(様式)])。評価の低い項目については改善内容を記載することとしており、その後の改善につなげるようにしている。なお、当該「自己点検・評価シート」は 2023 年度の状況を暫定的に点検・評価するために運用を開始したものであり、今後、より各点検項目の改善につながるような様式へと改正し運用していきたいと考えている。

(2) 長所・特色

<積極的な地域・社会連携活動>

キャンパスがある大阪府茨木市だけでなく、大阪府外の長崎県西海市、和歌山県田辺市など自治体との協定も積極的に行っている。また、自治体だけでなく、大阪府中央卸売市場や農事組合法人見山の郷交流施設組合とも連携して若者に向けた魚・野菜の摂取促進に向けた取り組みを行っている(資料 9-13【ウェブ】[追手門学院大学/地域連携]) (資料 4-26【ウェブ】[追手門学院大学/学生を交えたプロジェクト 見山の郷商品開発プロジェクト])。2020 年度の新型コロナ蔓延の状況下においても、連携活動を継続しており、たとえば、J A ひだと連携し、遠隔会議システムを活用した「一般消費者による地方産地見学会」を企画・運営するなど、大阪から地方一次産業の後方支援を続けている(資料 9-13【ウェブ】[追手門学院大学/地域連携])。

(4) まとめ

社会連携・社会貢献の方針は、教育理念である「独立自強・社会有為」や「追手門学院大学研究方針」を踏まえ、社会連携・社会貢献全般に関すること、人材育成に関すること、知識・技術等の還元に関することについて定め、それらの具体的な取り組みを示し、本学 HP に公開している。また社会連携・社会貢献活動を推進し、上記の目標を達成するため、本学では産学官連携推進本部を組織して、諸規程を定め、環境を整備している。

学外との適切な連携体制について、研究所・研究センターを通じた産学官連携活動や、地域創造学部における授業科目にて全国の様々な地域の課題を研究・調査するフィールドワークを実践する中で、社会貢献社会連携を図っている。また全学組織として研究企画課のもとに産学官連携オフィスを設置し、大学全体の研究シーズを自治体や企業等につなげ、

社会連携・社会貢献を行っている。

地域創造学部の実施する社会貢献・社会連携活動は正課の授業科目において実践していることから、教育研究活動と強固につながり相互に活動を推進している。

また研究企画課および産学官連携推進オフィスでの種々の取り組みは、受託研究や共同研究を通じて社会へ還元している。さらに大学の附置研究所である地域支援心理研究センターでは地域の抱える社会問題の解決と支援を図る機能を持つと同時に学生の教育研究実践の場でもあることから、社会貢献・社会連携活動と教育研究活動が相互に活動を推進している。

地域交流事業としては本学の附置研究所で公開講座を実施したり、行政や各種団体が開催する催しに教員や学生が参画したりと、多面的な活動を展開している。国際交流事業としては、本学の附置研究施設であるオーストラリア・アジア研究所が国際 Web セミナーを開催している。ただし、今後の課題としては、2022 年に国際学部を設置したことから、国際交流分野においても多彩な社会連携・社会貢献活動を進めていく必要がある。

中期経営戦略で定めた、社会連携・社会貢献に関する経営目標については「第IV期中期経営戦略 PDCA シート」を用いて進捗管理を行うとともに、社会連携・社会貢献活動全般についての自己点検・評価は、「自己点検・評価シート」を用いて行い、内部質保証推進会議や自己点検評価委員会での審議のうえ、改善につなげることとしている。

第 10 章 大学運営（１）大学運営

（１）現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点２：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
2. 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

2040 年は、「2040 年問題」ともいわれるように日本社会において高齢者（65 歳以上）人口の割合が増大する一方で生産年齢人口の減少が同時進行で起こり、国内経済や社会維持が困難な状況に陥るとされる問題の年である。本学院では、2018 年に生まれた子どもたちが大学を卒業し、社会に出ていく年が 2040 年となることから、2018 年度に、「学校法人追手門学院『長期構想 2040』」を策定した（資料 1-3[学校法人追手門学院 長期構想 2040]）。

これは、2040 年という予測不可能な時代の到来に向けて、「独立自強・社会有為ー自由と調和の人間教育を目指してー」という教育理念に基づき、本学院がイノベーションの発信拠点として地域社会、国家および国際社会に貢献できる存在となるよう、学院の目指すべき方向性を明確にしたものである。これに基づき中期経営戦略（資料 1-28【ウェブ】[学校法人追手門学院/第Ⅳ期中期経営戦略]）を策定し、学院 HP に掲載して法人の教職員のみならず、社会に向け明示および周知している（資料 8-19【ウェブ】[学校法人追手門学院]）。

さらに、中期経営戦略に基づいた大学運営にかかる事業計画は、すべての教職員に明示されており、その計画達成に向けた目標が設定され、目標達成のために取り組むべき各施策を各部署・学部等の重点中核施策（CSF:Critical Success Factor）として具体的に示している。

また、日本私立大学連盟が策定した「私立大学ガバナンスコード」を大学運営における指針とすることで、ガバナンスの強化と健全性の向上を図っている（資料 10-1-1【ウェブ】[追手門学院大学/ガバナンスコード]）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ① 学長の選任方法と権限の明示
- ② 役職者の選任方法と権限の明示
- ③ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ④ 教授会の役割の明確化
- ⑤ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ⑥ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ⑦ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

1. 適切な大学運営のための組織の整備

学校法人の業務の円滑な遂行に資するため、「寄附行為」（資料 1-1【ウェブ】〔追手門学院大学/情報公開/寄附行為/学校法人追手門学院寄附行為〕）、同「施行細則」（資料 10-1-2〔学校法人追手門学院寄附行為施行細則〕）、「常任理事会規程」（資料 10-1-3〔学校法人追手門学院常任理事会規程〕）、「大学教育研究評議会規程」（資料 2-16〔追手門学院大学教育研究評議会規程〕）、「全学教授会及び学部会議等に関する規程」（資料 2-9〔追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程〕）を定め、それらに基づき理事会、常任理事会、評議員会、大学教育研究評議会、全学教授会、学部会議等の組織機能を規定し、また、理事長・学長等の職務に関する主な権限を「職務権限規程」（資料 10-1-4〔学校法人追手門学院職務権限規程〕）等に規定し、権限と責任を明確化している。また、円滑な組織運営のため、その他の規程についても広範に整備している（資料 10-1-5〔学校法人追手門学院規程集〕）。

①学長の選任方法と権限の明示

学長の選任方法は、「追手門学院大学学長選考規程」（資料 10-1-6〔追手門学院大学学長選考規程〕）において、学長候補者選考委員会の設置およびその構成、推薦方法などさまざまな項目を定めている。

学長の職務権限として「学校法人追手門学院寄附行為施行細則」第5条において「学長は、理事長を補佐し、追手門学院大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定されている（資料 10-1-2〔学校法人追手門学院寄附行為施行細則〕）。

②役職者の選任方法と権限の明示

各役職者の選任方法と職務権限はそれぞれ以下のとおり定められている。

- I. 副学長 副学長の選任方法は「追手門学院大学副学長の選任等に関する規程」(資料 10-1-7 [追手門学院大学副学長の選任等に関する規程]) 第 5 条において、「学長が副学長候補者を選考し、理事長に推薦し、その推薦にもとづき理事長が理事会の議を経て任命する」と定められ、副学長の職務権限として「学校法人追手門学院職員の職制に関する規程」(資料 10-1-8 [学校法人追手門学院職員の職制に関する規程]) 第 7 条において、「副学長は、学長を補佐し、命を受けて大学の担当業務を統括する。学長が不在のときは職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う」と定められている。
- II. 大学院長 大学院長の選任方法は、「追手門学院大学大学院長規程」(資料 10-1-9 [追手門学院大学大学院長規程]) 第 2 条において定められている。
- 大学院長の職務権限として「追手門学院大学大学院長規程」第 3 条、「学校法人追手門学院職員の職制に関する規程」(資料 10-1-8 [学校法人追手門学院職員の職制に関する規程]) 第 9 条第 2 項において「大学院長は、大学院の業務を統括する」と定められている。
- III. 研究科長 研究科長の選任方法は「追手門学院大学大学院研究科長選考規程」(資料 10-1-10 [追手門学院大学大学院研究科長選考規程]) 第 4 条において定められている。
- 研究科長の職務権限は、「学校法人追手門学院職員の職制に関する規程」(資料 10-1-8 [学校法人追手門学院職員の職制に関する規程]) 第 10 条において「研究科長は、当該研究科の業務を掌理し、当該研究科に関する業務を運営管理する」とこととされており、「追手門学院大学大学院研究科長の職務に関する規程」(資料 10-1-11 [追手門学院大学大学院研究科長の職務に関する規程]) 第 2 条において定められている。
- IV. 学部長 学部長の選任方法は「追手門学院大学学部長選考規程」(資料 10-1-12 [追手門学院大学学部長選考規程]) 第 4 条において、「学長が、学部長候補者を理事長に推薦し、理事長が学部長候補者のうちから常任理事会の議を経て任命する」とし、学部長の職務権限は「学校法人追手門学院職員の職制に関する規程」(資料 10-1-8 [学校法人追手門学院職員の職制に関する規程]) 第 11 条において、「学部長は、当該学部の所属職員を統括し、当該学部に関する業務を運営管理する」とこととされており、具体的には「追手門学院大学における学部長の職務に関する規程」(資料 10-1-13 [追手門学院大学における学部長の職務に関する規程]) 第 2 条において定められている。
- V. 副学部長 副学部長の選任方法、職務権限は、「追手門学院大学副学部長選考規程」(資料 10-1-14 [追手門学院大学副学部長選考規程]) 第 2 条、第 3 条において定められている。
- VI. 学部長補佐 学部長補佐の選任方法、職務権限は、「追手門学院大学学部長補佐に関する規程」(資料 10-1-15 [追手門学院大学学部長補佐に関する規程]) 第 2 条、第 3 条において定められている。

VII. 学科長 学科長の選任方法、職務権限は、「追手門学院大学の各学科長の職務に関する規程」（資料 10-1-16 [追手門学院大学の各学科長の職務に関する規程]）第 2 条、第 3 条において定められている。

VIII. 領域長 本学では、共通教育機構において各科目領域の統括者として「領域長」を配置している。領域長の選任方法は、「追手門学院大学共通教育機構規程」（資料 10-1-17 [追手門学院大学共通教育機構規程]）第 3 条第 3 項において、領域長は副学長が推薦し、学長が任命するとされており、職務権限は「学校法人追手門学院職員の職制に関する規程」（資料 10-1-8 [学校法人追手門学院職員の職制に関する規程]）第 14 条の 2 第 2 項において、「領域長は、共通教育機構を統括する副学長の指示の下で、共通教育機構における領域グループの業務を掌理する」と定められている。

IX. 部長及び館長 部長および館長の選任方法は、「追手門学院大学部長等選考規程」（資料 10-1-18 [追手門学院大学部長等選考規程]）第 2 条において、「部長等は、大学専任教員のうちから副学長が推薦し、常任理事会の議を経て、学長が任命する」とされており、職務権限は、「学校法人追手門学院職員の職制に関する規程」（資料 10-1-8 [学校法人追手門学院職員の職制に関する規程]）第 15 条において定められている。

X. 研究所長及びセンター長 その他研究所長およびセンター長の選任方法は各研究所等の規程において常任理事会の議を経て、学長が任命するとされており、職務権限は、「学校法人追手門学院職員の職制に関する規程」（資料 10-1-8 [学校法人追手門学院職員の職制に関する規程]）第 16 条において「当該上司の命を受けて、研究所、センター及び研究室を統括し、その運営管理にあたる」と定められている。

③学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長による意思決定や執行等の整備については、2015（平成 27）年度の学校教育法等の改正に伴い、「学校法人追手門学院職務権限規程」（資料 10-1-4 [学校法人追手門学院職務権限規程]）第 13 条において、学長は「大学の包括的な最終責任者としての意思決定の権限を有する」と学長を最終的な意思決定権者として位置づけている。

それとともに、副学長の役割は「学校法人追手門学院職員の職制に関する規程」（資料 10-1-8 [学校法人追手門学院職員の職制に関する規程]）第 7 条に「副学長は、学長を補佐し、命を受けて大学の担当業務を統括する。学長が不在のときは職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う」と定めており、学長の指揮のもとで大学業務が執行される体制についても整備を行っている。

④教授会の役割の明確化

本学では、学長が意思決定を行うにあたり意見を述べる「教授会」に相当する会議体として、全学教授会、学部会議及び研究科委員会を置いている。また、学長による意思決定

を補佐する会議体として大学教育研究評議会を置いている。全学教授会等が出された意見をふまえ、学長による意思決定やその諮問機関としての大学教育研究評議会に審議がなされている。これら会議体の役割は以下の通り定められている。

- I 大学教育研究評議会 大学教育研究評議会については「追手門学院大学教育研究評議会規程」（資料 2-16 [追手門学院大学教育研究評議会規程]）第 3 条において定められている。
- II 全学教授会 全学教授会については「追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程」（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）第 2 条において定められている。
- III 学部会議 学部会議については「追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程」（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）第 9 条において定められている。
- IV 研究科委員会 研究科委員会については「追手門学院大学大学院研究科委員会規程」（資料 10-1-19 [追手門学院大学大学院研究科委員会規程]）第 3 条において定められている。

⑤学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

大学教育研究評議会、全学教授会、学部会議及び研究科委員会は、上記、④教授会の役割の明確化において既述したように、「追手門学院大学教育研究評議会規程」（資料 2-16 [追手門学院大学教育研究評議会規程]）第 3 条、「追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程」（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）第 2 条、第 9 条、「追手門学院大学大学院研究科委員会規程」（資料 10-1-19 [追手門学院大学大学院研究科委員会規程]）第 3 条において、それぞれ「学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする」とし、学長の諮問機関であることを規定している。

⑥教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

法人組織である理事会については、「学校法人追手門学院寄附行為施行細則」（資料 10-1-2 [学校法人追手門学院寄附行為施行細則]）において定められており、2023 年 9 月 1 日現在において 9 人の理事で構成されている（資料 10-1-20【ウェブ】[学校法人追手門学院/役員一覧]）。

また、常任理事会は、「学校法人追手門学院寄附行為施行細則」第 4 条第 2 項において「常任理事会は、理事会からの諮問事項、理事会に付議する項目について審議、決定するとともに、理事会及び理事長の補佐機関として、日常業務執行上の重要又は必要事項について

審議、決定する」と規定されている。

一方、教学組織である大学教育研究評議会については、「学校法人追手門学院寄附行為施行細則」第6条第2項において、「大学教育研究評議会は大学の教育・研究に関する重要事項を審議する」と定められており、教学組織（大学）と法人組織の権限と責任が明確化されている（資料 10-1-2 [学校法人追手門学院寄附行為施行細則]）。

⑦学生、教職員からの意見への対応

クラブやサークル等の課外活動団体や学園祭実行委員会、また教職員で学友会「追風」を組織しており、本学の教育・研究活動の発展に向けた活動を行っている。会議体である学友会追風総会においては、「追風」の運営について審議し、その際に学生の意見を聞いている（資料 10-1-21 [追手門学院大学学友会追風会則]）。

また、教職員からの意見聴取は、教員については全学教授会を通じて、事務職員については自己申告書を用いて、それぞれ行っている。全学教授会は「大学全体の教育研究及び社会貢献に関する重要な事項で、全学教授会の意見を聴くことが必要なもの」をはじめとして、大学運営に関する事項について意見を述べるものが「追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程」に定められている（資料 2-9 [追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程]）。全学教授会にて聴取された意見は、大学教育研究評議会において回答がなされている（資料 10-1-22 [2023 年 3 月 16 日開催大学教育研究評議会議事録（抜粋）]）（資料 10-1-23 [2023 年 7 月 13 日開催大学教育研究評議会議事録（抜粋）]）。自己申告書については例年 11 月ごろに事務職員に回答案内がなされ、主には自身のキャリアについて問うものであるものの、大学運営に関する意見があった際には執行部へと共有することとしている（資料 10-1-24 [2023 年度自己申告書回答案内]）。

2. 適切な危機管理対策の実施

【包括的危機管理体制】

（ア）危機管理体制

直面し得る様々なリスクを未然に低減し、また、発生した場合の被害を最小限に抑えることを目的としたリスク管理・危機対応に関する学院全体の基本的な方針をまとめ「追手門学院リスク管理・危機対応方針」（資料 10-1-25 [追手門学院リスク管理・危機対応方針]）及び「リスク管理・危機対応ガイドライン」（資料 10-1-26 [追手門学院リスク管理・危機対応ガイドライン]）を定めている。

また、危機対応ガイドラインによる共通認識の下、不測の事態に備えるため、大学・各学校・園ごとに事象別危機対応マニュアルを作成し、緊急時の対応を取り決めている。

（イ）リスク管理委員会

追手門学院リスク管理・危機対応方針に基づき定める「追手門学院リスク管理・危機対応規程」（資料 10-1-27 [追手門学院リスク管理・危機対応規程]）第3条において、学院の全体のリスクを管理する組織としてリスク管理委員会を設置することを定めている。

リスク管理委員会は、学院全体のリスク管理と危機対応に関する総合的な体制を整備するためのリスク管理・危機対応ガイドラインを整備し、緊急時には必要な措置を講ずるとともに、内外への社会的責任の明示と啓発活動を行うことを目的とする組織である。本委員会は理事長を委員長として、専務理事、学長、初等中等教育長、理事長が必要と認めた者で構成し、大学・各学校・園で運営する小委員会と連携して各々のリスク管理・危機対応を実施している。

【個別事象に対する危機管理】

（ア）防火・防災管理

防火防災管理の徹底を期すため、「追手門学院大学防火・防災管理規程」（資料 10-1-28 [追手門学院大学防火・防災管理規程]）に基づき防火・防災管理委員会を置き、毎年、防火・防災・避難訓練等を実施している（資料 10-1-29 [2023 年度防火・防災・避難訓練の手引き（安威キャンパス）]）（資料 10-1-30 [2023 年度防火・防災・避難訓練の手引き（総持寺キャンパス）]）。特に、総持寺キャンパスにおいては食堂を地域住民にも開放しており、特定防火対象物に指定されているため、テナント従業員も含めて年 2 回の訓練を実施している。

また、学生、教員については「安否確認システム」（資料 10-1-31 [ANPIC_簡単操作ガイド（配布用スマホ版）]）を導入し、災害時の安否確認及び被害状況確認を行うこととして運用しており、年 2 回の安否確認システムシミュレーション訓練を実施している。なお、2024 年度からは、学生が所持するスマートフォンから速やかに学内の様々な情報を得、またサービスを受けられる「OIDAI アプリ」を用いて安否確認を行う予定であり、より迅速かつ網羅的な安否確認の実現を企図している。

（イ）情報セキュリティに対する危機管理

情報システム系の危機管理体制として、「追手門学院情報セキュリティポリシー」（資料 10-1-32 [追手門学院情報セキュリティポリシー]）、「追手門学院情報セキュリティ規程」（資料 10-1-33 [追手門学院情報セキュリティ規程]）、「追手門学院情報セキュリティガイドライン」（資料 10-1-34 [追手門学院情報セキュリティガイドライン]）、「追手門学院情報セキュリティインシデント対応体制細則」（資料 10-1-35 [追手門学院情報セキュリティインシデント対応体制細則]）を制定しており、法人における情報セキュリティを確保するために必要な組織・体制、基準、指針等を定めている。

（ウ）個人情報に対する危機管理

「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人の取り扱う個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、「学校法人追手門学院における個人情報の保護に関する規程」（資料 10-1-36 [学校法人追手門学院における個人情報の保護に関する規程]）、「個人番号及び特定個人情報取扱規則」（資料 10-1-37 [個人番号及び特定個人情報取扱規則]）を制定している。同規程に基づき、保有個人データの管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため、追手門学院個人情報保護委員会を設けており、個人情報保護に関する重要事項を審議、決定している。

(エ) 海外における事故等緊急事態に対する危機管理

2020 年から 2022 年にかけてはコロナ禍により人数が減っていたものの、継続して国際交流を推進し、学生の海外留学、海外セミナー、海外ボランティア等、学生ならびに教職員を派遣している。このため、本学のプログラムにより、海外へ学生・教職員を派遣する際、危機発生時に対応すべき内容をあらかじめ策定し、「海外における事故等緊急事態対応マニュアル」(資料 10-1-38 [追手門学院大学 海外における事故等緊急事態対応マニュアル]) を定めている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

① 内部統制等

② 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

1. 予算執行プロセスの明確性及び透明性

①内部統制等

②予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学院では、永続的な教育研究活動を行うため、将来の施設設備投資に対する財政計画を策定している。また、「長期計画 2030」(資料 1-25[学校法人追手門学院 長期計画 2030])に掲げる経営水準の安定化を目指すため、中期計画として「第Ⅳ期中期経営戦略」(資料 1-28【ウェブ】[学校法人追手門学院/第Ⅳ期中期経営戦略])を策定しており、KGI のひとつである事業活動収支差額比率 10%の達成に向けた財政計画を策定した。財政計画を含む第Ⅳ期中期経営戦略については学内説明会を実施し、電子媒体によって教職員に方針を明示している。中期経営戦略に紐づく各年度の事業計画と予算は密接に結びつくものであり、事業計画の冒頭では「第Ⅳ期中期経営戦略」の戦略概要や方針を明示し、予算編成方針においても触れている(資料 10-1-39【ウェブ】[学校法人追手門学院/学校法人追手門学院 2023 (令和 5) 年度 事業計画書])。

具体的な予算編成プロセスとして、理事会で承認された予算編成方針や申請時の注意点等を周知した上で、各予算部門から予算申請がなされる。予算申請では、まず各予算部門の所属長は、必要となる予算を積算し、各部局の局室長に予算要求書を提出する。各部局の局室長は、各予算部門から提出された予算申請内容を精査し、所属長にヒアリングを行い、財務課へ提出を行う。提出された予算は、財務課が取りまとめ、精査を行い、専務理事、法人事務局長、財務・施設部、所管の予算部門責任者で構成されたメンバーで部門査定会議を開き、予算折衝を行っている。その後、財務課にて予算原案を作成し、予算会議にて理事長・学長の承認を経て、常任理事会で審議・承認され、評議員会の意見を聴取した上で理事会にて最終承認される(資料 10-1-40 [学校法人追手門学院予算規程])。

予算申請においては、限られた財源を最大限に教育研究活動の発展に繋げるため、本学では、教育部門、事務部門の予算部門ごとに予算申請上限枠(予算 CAP)を設定しており、予算部門責任者は予め設定された予算 CAP 内で予算の申請を行う。予算 CAP は当該部門の前年度決算額や執行状況をもとに金額が設定されており、予算 CAP 内で新規の事業を

行うには既存事業の見直しが必要となる。大規模な事業が計画される場合は、予算 CAP の上限額を引き上げるなどの措置を講じることにより、予算の弾力化を図り、教育研究活動の発展を支えている。

また、「第Ⅳ期中期経営戦略」の目標を確実に達成していくために、事業計画と予算を連動させている。予算の中でも中期計画に基づく事業計画の予算は優先的に配分することになるが、そのためには計画に対する予算の適切性をより一層吟味する必要がある。これについては、予算申請時に、各部門の事業計画に対して予算事業コードを付与し事業ごとの区別を行ったうえ、予算を申請させている。予算事業のコード化により、個々の事業計画の予算内容を可視化することが可能なため、予算を査定する部門査定会議では、事業計画ごとにフォーカスして集中的に議論を行うことができる。

また、承認された予算は、会計システム上で個別に予算執行状況の確認が可能であることから、予算における PDCA のチェック機能を果たし、透明性を高めている。予算執行管理として、予算規程及び予算執行事務要領に則り、予算執行時にはまず予算の有無と金額を確認した上で、所属長の決裁を経て執行を行う（資料 10-1-41 [予算執行事務要領 2023 年度版]）。予算執行においては、執行する金額により手続きが異なり、予算執行額が 300 万円以上になる場合は、別途、事前に執行稟議の手続きが必要となる。予算遵守の観点から、予算流用及び予算外執行は原則禁止している。しかし、各予算部門に割り当てられた予算について、止むを得ない事情により、当初見込んでいなかった執行となる事案が発生する場合は、金額にかかわらず、予算外執行稟議の手続きを経ることで対応している。その際、まずは各予算部門に割り当てられている予算の範囲内で、他の勘定科目からの流用で対応が可能かどうか（予算流用）を検討し、予算の流用で対応が出来ない際には、予算外執行の内容や金額に応じて、予算外検討委員会を開催し、予算外執行を行う所属長は予算外検討委員会での承認を得る必要がある（資料 10-1-42 [学校法人追手門学院予算外検討委員会規程]）。

予算執行状況は、会計システムの予算差引簿を参照することで、各部署においても把握、管理が可能となっている。予算部門責任者による随時の予算執行管理に加え、財務課では各部署の予算執行状況の月次モニタリングを行い、執行状況に応じてヒアリングを実施している。

執行評価では、決算時に予算差異が発生した各予算部門に対して、自己評価として予算差異の理由書の提出を求め、ヒアリングを行っている。提出された各予算部門の自己評価と予算差異が発生した金額をもとに財務課で分析、評価を行い、その結果を翌年度の予算 CAP に反映している。予算差異理由については、予算申請時に提出する予算要求書にも前年度の予算差異の理由を記載させており、次年度において真に必要な予算かどうかを検討させている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ① 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ② 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ③ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ④ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

1. 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

①職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

本学院では、職員の採用・昇格等について、「事務職員人事規則」（資料 10-1-43 [事務職員人事規則]）、「事務職員人事委員会規程」（資料 10-1-44 [事務職員人事委員会規程]）、「事務職員人事評価規程」（資料 10-1-45 [事務職員人事評価規程]）、「事務職員役割・能力等級規程」（資料 10-1-46 [事務職員役割・能力等級規程]）、「事務職員役職位任免規程」（資料 10-1-47 [事務職員役職位任免規程]）を定め運用している。

「事務職員人事規則」においては、職務、役割、等級、役職位のそれぞれについて定義している。役割（職員がとるべき行動）と等級は処遇と連動しており、等級ごとに定める求められる役割については、「事務職員役割・能力等級規程」に規定している。事務職員を職務遂行能力に相応する等級に格付けすることは、公正な処遇、人事評価、異動及び役職位任免等人事管理の適正な運用を図ることを目的としている。

事務職員の採用や昇格の決定については、事務職員人事委員会にて行っている。事務職員人事委員会は専務理事をトップとし、事務職員の人事方針・人事計画の他、採用、異動、配置、昇格及び降格、人事評価や役職位任免に関することを取り扱っている。

昇格については昇格審査を実施し、これに合格することが条件となる。昇格審査は小論文審査（知識・技能、課題・解決の能力審査）と、面接評価（昇格する等級に求められる能力が備わっているかどうかの確認）を行っている。

②業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化、専門家に対応するため、本学では内部監査室に3名の職員を配置し、ガバナンス体制の強化に努めるほか、財務部門に公認会計士資格をもった職員を配置することで、適切な業務処理につなげている。

また、改革を継続させ、経営戦略目標を達成し学院の発展を支えるために、必要に応じ

てプロジェクトを組成している。例えば、「OIDAI ファッション・グッズ広報展開」は、第Ⅳ期中期経営戦略で設定した「おしゃれ」「上品」「明るい」の大学イメージの向上に資するために始めたプロジェクトであり、学生対応部門を中心とした若手職員と、さらには学生が参画している。学生と職員が対面とオンラインで頻繁に打ち合わせを行い、「おしゃれ」「上品」「明るい」イメージを訴求するグッズをプロデュースし、現在販売を行っている（資料 10-1-48 [OIDAI ファッション・グッズ広報展開〔2022 年 10 月 13 日開催大学教育研究評議会資料〕]）（資料 10-1-49【ウェブ】 [OIDAI MARKET オンラインストア]）。

③教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

事務職員の組織について、2019 年度までは 1 つの事務局の下に部が配置されており、部については大学部門（教務、入試、学生支援、就職・キャリア支援、研究・社会連携、国際教育、図書館・情報メディア）と法人部門（総務）及び初等中等部門（各学校園事務室、初等中等部）がそれぞれ並列になっていた（資料 10-1-50 [学校法人追手門学院事務組織規程（2019 年 4 月 1 日施行）]）。2020 年度以降は複数の事務局にて構成するよう改め、2023 年度現在は事務組織を大学事務局、法人事務局、初等中等事務局、CX デザイン局の 4 事務局体制に改め、それぞれ事務局長を配置し所管する部のマネジメント体制の整備・強化を行った（資料 7-2 [学校法人追手門学院事務組織規程（2023 年 4 月 1 日施行）]）。大学事務局長は学長、副学長や各学部長との連携、及び事務職員である大学政策部長、入試部長、教務・学生支援部長との連携において中心的役割を担い、教職協働による課題解決に寄与している。

人事方針・人事計画、採用、異動、配置、昇格及び降格、人事評価や役職位任免に関する人事のうち大学に係るものについては、「事務職員人事委員会規程」（資料 10-1-44 [事務職員人事委員会規程]）の定めにより必要に応じて予め学長の意見収集をするものとなっており、学長の教職員の統督による円滑な大学運営や教職協働体制整備を担保している。

また、学部会議の構成員であり学部長を支える学部長補佐について、職員から起用し、教務事務と大学教育との連携強化を行っている（資料 10-1-15 [追手門学院大学学部長補佐に関する規程]）。

④人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務職員の評価は「事務職員人事評価規程」に基づき行っている。事務職員の評価には「目標管理」を導入しており、主に中期経営戦略実行を支える重点課題遂行の目標達成度と、保有する経験や知識・能力に基づき格付けされた等級に定める役割・能力基準の充足度によって判断を行う。さらに、その中期経営戦略への貢献度合や役割・能力の発揮度による評価結果に応じて昇給幅が変動し、処遇と連動させている（資料 10-1-45 [事務職員人事評価規程]）（資料 10-1-51 [追手門学院事務職員給与規程に関する運用内規]）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

1. 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

職員の研修については、就業規則に「職員は、人格を陶冶し、知識を高め、技能の練磨に努めなければならない」と定め、学院の責務として「目的を達するために、業務の運営上支障のない限り、職員に対して研修の機会を与えなければならない」としている（資料 10-1-52 [追手門学院大学就業規則]）。この定めに基づき本学では「追手門学院スタッフ・ディベロップメント規程」が定められている（資料 10-1-53 [追手門学院スタッフ・ディベロップメント規程]）。この規程において SD の対象となる職員は、事務職員及び大学の教育職員となっており、夏期全体研修に参加することによって、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図っている。また、事務職員の研修については「追手門学院事務職員研修実施規程」（資料 10-1-54 [追手門学院事務職員研修実施規程]）を定め階層別研修（職能研修、役職研修）、目的別研修（全体研修、業務別研修、派遣研修、自己啓発型研修）及び職場研修（オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT））を実施している（資料 10-1-55 [2023 年度全体研修案内]）。

評価の視点⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

学校法人全体として、「寄附行為」（資料 1-1【ウェブ】[追手門学院大学/情報公開/寄附行為/学校法人追手門学院寄附行為]）に沿った大学運営の適切性に関する点検・評価及びそれらに基づく改善・向上に関して、中期経営戦略（資料 1-28【ウェブ】[学校法人追手門学院/第IV期中期経営戦略]）を策定し、内外に向け方針を明示するとともに目標達成のために取り組むべき各施策を各部署・学部等の重点中核施策（CSF：Critical Success Factor）として具体的に記している。

2022 年度から開始した「第IV期中期経営戦略」の推進にあたっては、理事長室が中心となって、年に3度の進捗報告が各部署および学部等に対して課されており、事業計画の管理を適切に行う体制が整備されている。

これらの過程において、目標に対して実施している施策の進捗状況等を部局内で密に共有しており、課題が生じた際には経営戦略推進本部会議での協議も経た上で、方針転換や計画変更が適切に行えるよう設計されている。また、その結果・経過については毎年発行される事業報告書を学院 HP に掲載することで学内外に公開している（資料 10-1-56【ウェブ】[学校法人追手門学院/学校法人追手門学院 2022（令和4）年度 事業報告書]）。

さらに、中期経営戦略に基づいた大学運営にかかる事業計画は、すべての教職員および学外に明示されており、その計画達成に向けた目標が設定され、目標達成のために取り組むべき各施策を各部署・学部等の CSF として具体的に示している。設定された施策は教員評価や職員の目標管理制度において重点目標に含まれており、個人の評価項目としてその進捗や内容を評価している。

2. 監査プロセスの適切性

本学の監査部門では、監事、内部監査室、監査法人の三者がそれぞれの特徴を出した監査、いわゆる三様監査体制を具現化し（資料 10-1-57【ウェブ】[学校法人追手門学院/監査部門]）（資料 10-1-58【ウェブ】[学校法人追手門学院/2022 年度 監事監査報告書]）、それぞれが策定した監査計画に基づき監査を実施し、その結果について監査協議会で実質的に協議し課題解決に向けた取組みを展開している。

また、その中で監事は、私立学校法第 37 条第 3 項を法的根拠とし、本学院における「学校法人追手門学院監事監査規程」（資料 10-1-59【ウェブ】[学校法人追手門学院/学校法人追手門学院監事監査規程]）に基づき、不測の事態が発生する可能性が高い次の諸点に対するリスク発生防止を監査方針の主軸とし、ガバナンス体制の確立を目指し監事監査を実施している。

①「長期計画 2030」実現に向けた諸施策の推進

②現在進行中の教学改革の展開

③リスク管理上看過できない事象が発生した際の学院の対応

更に監事の具体的な業務概要であるが、

①理事会、評議員会、監査協議会等に参加し、審議・報告内容に対して意見を述べると共に、理事の業務執行状況を確認する。

②常任理事会の議事録を閲覧し、審議・報告内容のモニタリングを実施する。

③監事会を実施し内部監査室からの業務及び会計の報告等を受けて監事同士の意見交換や情報共有を積極的に推進する。

④三様監査意見交換会を実施し、監事・監査法人・内部監査室の連携強化を図る。

⑤教学監査として、理事や副学長、学部長などに対しヒアリングを実施する。

⑥主要な会議への陪席

などの実施取組みを挙げることができる（資料 10-1-60【ウェブ】[学校法人追手門学院/2022 年度監査部門監査報告書]）。

前述の監事の監査に加え、本学では内部監査室を設置しており、「学校法人追手門学院内部監査規程」（資料 10-1-61【ウェブ】[学校法人追手門学院/学校法人追手門学院内部監査規程]）及び「教学監査基準」（資料 10-1-62【ウェブ】[学校法人追手門学院/教学監査基準]）に基づき、学院内の内部統制の有効性を確認しつつ部門是（方針）である「学院の価値創生のための継続的な改革・改善を支援し組織の発展に寄与する」ことを踏まえ監査を実施している。

また、内部監査室の職員は、理事会、評議員会など主要な会議に陪席し、学院の方向性を常に把握しながら、監事や監査法人とも連携しつつ「プロアクティブ監査」「チーム監査」

を念頭に置き監査業務を展開しており適切に業務を遂行している（資料 10-1-58【ウェブ】[学校法人追手門学院/2022 年度 監事監査報告書]）。

他方、監事による会計監査や、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査についても適切に実施している（資料 10-1-63[監事による監査報告書(2022～2018 年度)]）（資料 10-1-64 [独立監査人による監査報告書（2018～2022）]）。これについては「監査計画概要書」（資料 10-1-65 [学校法人追手門学院 監査計画概要書 令和 4 年度]）に基づき、監査を実施し、加えて理事長・常務理事とのディスカッションも実施されている（資料 10-1-66 [理事者とのディスカッションのご依頼]）。

3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

「第Ⅳ期中期経営戦略」に基づく事業内容について、「第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA シート」を用いて、年に 3 回（4 か月毎・全 3 ターム）の進捗確認と年度末に 1 回の総括評価を各部署にて行っており、次年度の事業計画の確認を行う第 2 ターム（2 回目）の進捗確認時と年度末の総括評価の際に施策の実施状況や結果を基として、事業計画の改善や向上を見込んだ計画変更の申請をすることが認められている。総括評価時は、自己点検・評価だけではなく法人事務局長、大学事務局長、初等中等事務局長、CX デザイン局事務局長ならびに理事長室長による全学的評価も実施され、全学的視点からも取組の改善・向上の助言・勧告を受けることを可能としている（資料 1-30 [第Ⅳ期中期経営戦略 PDCA 体制〔理事長室資料〕]）。

また、大学基準に定める 10 の点検項目ごとに作成する「自己点検・評価シート」を用いて、「大学運営（1）大学運営」の項目について全般的な点検を行っている（資料 2-32 [自己点検・評価シート（様式）]）。自己評価が低い項目については改善内容を記載することとしており、その後の改善につなげるようにしている。なお、当該「自己点検・評価シート」は 2023 年度の状況を暫定的に点検・評価するために運用を開始したものであり、今後、より各点検項目の改善につながるような様式へと改正し運用していきたいと考えている。

（2）長所・特色

<教職員に対する戦略理解の促進>

学院として策定している「学校法人追手門学院『長期構想 2040』」や「第Ⅳ期中期経営戦略」に関して、法人 HP や冊子を通して、ステークホルダーをはじめとした外部に公表している。一方で学内向けには、「学校法人追手門学院『長期構想 2040』」や「第Ⅳ期中期経営戦略」の概要や戦略方針をより詳細に示した資料を、学内のグループウェア上でいつでも閲覧できるように公開しており、構成員にももれなく周知することで行動意識を醸成する仕組みを講じている。

また、教員評価制度や職員の目標管理制度に中期経営戦略の実行に繋がる目標を定め、人事考課にも活用することで、教職員のモチベーション向上に向けた工夫を行っている。

<教職協働の推進>

入試部長、教務・学生支援部長など、全ての事務組織の部長は事務職員を配置し、副学長や教務部長、図書館長と大学運営について密に連携を取りながら進めている。また、教務課職員が各学部長補佐となり、全学教授会や学部会議等教学関係会議の構成員となるなど、教学組織の運営に関与するとともに会議にも同席することで、職員が事務的な役割だけでなく、それぞれの立場から意見を交わし、教職協働を推進している。

<予算執行の厳正化>

予算執行の適正化を図るために執行状況の可視化が必要であり、本学では会計システムを用いて、部署では、常時、執行状況の確認を可能としている。期中の予算外執行は原則として認めていないが、やむを得ない予算外執行である場合には、内容に応じて、学内の予算外検討委員会を開催し、財政状況を踏まえた上で、予算外執行額と事業内容の妥当性の審議を経てから、予算外執行の事務手続きを行う仕組みを構築している（資料 10-1-42 [学校法人追手門学院予算外検討委員会規程]）。なお、予算外検討委員会の議事録は、予算外執行の事務手続きである稟議書に必ず添付している。また、予算外検討委員会の結果は、常任理事会で報告している。このプロセスを経ることで、予算外執行の乱発を避け、予算執行の厳正化に努めている。

適切な執行管理、執行評価の結果、2023 年度の各部門における予算申請上限枠（予算 CAP）は対前年度比▲2.1%となり、査定後の予算額においては、予算申請上限枠内で収まらない事業投資計画があったものの、対前年度比で▲1.3%とコスト削減を達成した。この結果から、財務バリューチェーンと呼んでいる、徹底した予算編成、執行管理、執行評価といった一連の流れが機能しているといえる。今後は、予算執行を取組ごとに管理し、取組レベルでの財務バリューチェーンを実践する。

<監査体制の充実>

本学の内部監査の経緯としては、2001 年に当時の学長より業務監査の実施を希望したことから業務監査プロジェクトが発足し、2002 年に業務監査室が設置されたことから始まっている。他方、2014 年の学校教育法改正の 1 年前に本学では、教授会の学長諮問機関化を実現しガバナンス改革（教学と経営の一体化）が行われており内部監査における教学監査の必要性が高まった。その後 2018 年より大学を中心に本格的な教学監査を実施することとなった（資料 10-1-67【ウェブ】[学校法人追手門学院/2019 年度監査部門監査報告書]）（資料 10-1-68【ウェブ】[学校法人追手門学院/2020 年度監査部門監査報告書]）（資料 10-1-69【ウェブ】[学校法人追手門学院/2021 年度監査部門監査報告書]）（資料 10-1-60【ウェブ】[学校法人追手門学院/2022 年度監査部門監査報告書]）。

その人員構成は、2020 年度より専任 1 名・嘱託 2 名・業務委任 1 名の体制から、専任 2 名・嘱託 1 名・業務委任 1 名という職員体制の強化を図った。他方、2020 年度は常勤監事も就任し、従来の終わった内容を監査する方法から実施途中の内容を監査し改革・改善に向けた支援を行うプロアクティブ監査の実施が提案され、内部監査室も同様の実施を行っている。これにより、大学に対する監事監査や内部監査は各段に質の向上が図られたと考えている。

内部監査における大学関係の部分としては、必須である公的研究費監査や各学部を対象

とした教学監査があるが、2022 年度より、安全保障輸出管理監査を加えることとなった。

なお、教学監査については、2018 年から対象として各学部、基盤教育、研究所、教務部といった関係の監査を実施している。その監査における考え方であるが、学校の業務は大きく分けて、主たる業務である教育・研究（教学業務）とこれらをサポートする業務（事務業務）から構成される。学校法人の設置者は、これらの業務が適切に実施されているかを確認し、状況に応じた対応をする必要がある。これを担うのが「監査」と言える。

学校法人における監査は、監査主体や目的・対象によって分類されるが、従来の一般的な内部監査は、学校の事務部門が実施する業務の合規性に重点を置いて実施されている。

具体的には、法人の決裁規程に準拠して支出が行われているか、資産は適切に保全されているか、書類の整備状況は良好か等を定期的に確認し問題があれば是正措置を行う、というものである。一方で、教学部門の監査については長らくその必要性・重要性が認識されながらも、内部監査において教学監査を定期的に実施している学校法人は非常に少ないのが現状だと思われる。

なお、学校法人の主たる業務は教育・研究（教学業務）である。主たる業務・業務部門に対して監査を実施しないということは、例えば企業において営業部門に対して監査を実施しないということであり、通常ではありえないことである。教学部門において業務組織が法人の戦略である中長期計画及び事業計画の効果的・効率的な達成を果たせるように適切に整備され、それぞれの役割機能を果たすべく運用されているか否かについて確認をすること。つまり、監査を通じて「教育の質保証」を行うことが重要であり、これが教学監査の目的であると考えている。

そこで、本学では、教学業務の監査を内部監査室が実施する業務監査のひとつとして位置づけ、定期的な監査を実施する体制を構築している。

教学監査では、内部質保証システム（自己点検・評価マネジメントシステムを含む）の観点から、教学業務がマネジメントシステムとして構築され、正確性、合規性、効率性、経済性、有効性等システムの的に担保する内部統制機能がそのシステムに組み込まれているかを検証するとともに、その適正な運用によって、教学諸活動の質が保証されているかを検証している。これにより、教育研究が円滑に行われ、学生の成長と社会貢献に寄与し、教育理念に整合する使命の達成を通じた学院の価値向上と継続的発展の実現を支援することを目的としている（資料 10-1-62【ウェブ】[学校法人追手門学院/教学監査基準]）。

教学部門・教学業務を対象として監査するのが教学監査ではあるが、実際に監査を始めるにあたり監査対象範囲については十分に整理をした上で監査を導入する必要がある。

先述したとおり、教学監査の目的は「教学の質保証」である。それは、教学部門において業務組織が中長期計画及び事業計画の達成を果たせるように適切に整備され、運用されているか否かについて確認をすること、すなわち「教学業務に関する内部統制の有効性」を監査することによって達成されるものと認識している。

大学における教学業務には、①入学者の選抜、②履修（授業・試験・成績）、③卒業（就職）に関する一連の業務が含まれる。このうち、教員個人の教育・研究に対して教学監査の対象とすべきか否かについては議論があるものの、本学では、教員個人の教育・研究は教学監査の対象としていない。学校法人において教育研究の自由は最大限に保障されなければならない、教育研究それ自体を内部統制の対象として縛るのは望ましくないからである。

一方で、学校法人、特に大学では目的達成のためにディプロマ・ポリシーに示された学修成果とこれを学生に修得させるためのカリキュラムやシラバスが適切であるかについては確認する必要がある、こちらは内部統制が設定され教学監査の対象となっている。

このため、教員個人の教育・研究に対しては直接監査対象とはならないが、教育・研究活動の学校法人及び大学全体の方針との整合性については教学監査における重要な監査要点と捉えている。現在は、内部監査規程上で業務監査と教学監査を別個のものとせず、業務監査のひとつとして教学業務の監査（教学監査）を実施するものと定義づけている（資料 10-1-59【ウェブ】[学校法人追手門学院/学校法人追手門学院内部監査規程]）。その上で、「教学業務については、内部質保証の観点から監査する」とし、監査対象の違いによる監査の視点の違いを規定上で明文化した。さらに内部監査規程とは別個に「教学監査基準」を制定し、教学監査の視点について次のように記載している。

(1)教学に関するマネジメントシステムの枠組みと機能の正確性、合規性、効率性、経済性及び有効性評価

(2)教学に関するマネジメントシステムの運用の正確性、合規性、効率性、経済性及び有効性評価

マネジメントシステム（＝内部統制）の評価は、その整備状況と運用状況の２段階に分けて評価を実施する。

- ・内部統制の枠組みが整備され適切な統制が用意されているか否か（整備状況）を確認する。
- ・その枠組みに従って継続的に統制活動が実施されているか否か（運用状況）を確認する。

なお、教学監査基準の制定にあたっては、一般社団法人大学監査協会が公表している「教学監査基準（2019年（令和元年）7月11日制定 2020年（令和2年）11月19日改定）」を参考にしつつ、本学の実態に合わせて独自の基準を作成した。

教学監査のプロセスについては、年度監査計画で大まかな監査の概要（監査対象と実施時期）を決定し、個別監査計画で具体的な内容・詳細を定めていくように展開している。

なお、主要な流れは業務監査と同じであるが、監査対象と実施時期について以下のとおり説明する。

①監査対象

主に教学を担当する部署を対象とする。大学であれば各学部、内容によっては教学をサポートする事務組織（教務、就職・キャリア）等が対象となる。しかし、本学では監査対象の選定において「監査対象部署」の検討から開始するのではなく、まず「監査対象とする案件」を検討し、その案件を担当している部署を対象とするアプローチをとっている。

複数の部署が関係している場合には、目的に応じて監査対象部署を拡大する。これは、教学監査において最も重視している監査要点が「業務の目的適合性」であることにも関連している。法人・大学等の目標達成のために必要な事業が計画され、具体的な指標が設定され、これが着実に執行され、指標に従った適切な評価が行われているかである。

これを全体的な視点から確認するためには、部署の視点で監査を実施するのではなく、もう一段目線を上げて法人全体の視点で監査をする必要があるからである。

教学監査では、次に掲げる２つの事項について組織別、あるいは目的別に機能している

かを確認している。ひとつはマネジメントシステム（＝内部統制）が目的達成のために組織全体として適切に整備・運用されている点。もうひとつは個々の組織が有機的に連携し、それぞれの役割機能を果たしている点である。

教学業務実施においては、ひとつの部署（学部）で完結することは少なく、業務をサポートする事務組織を含め、複数の部署の分業により成立している。

しかし実際には、縦割型の組織設計により部署間のコミュニケーションが十分に取れておらず、部分最適化を求めてしまうケースも多々発生する。このため個々の部署業務としては内部統制が有効に整備・運用されていたとしても、それらが有機的に連携されていなければ、結果として全体目標を阻害することについて留意が必要であると捉え、これらの点を考慮し、「監査対象とする案件」から担当部署を特定するアプローチを採用している。

②実施時期

事業年度のうちの時期に監査を実施するかについては、適時性を重視する事案でなければ、できる限り監査対象の業務の閑散期に実施することを意識し、監査への協力を得やすいようにしている。このため教務関連の年間スケジュールを把握し、事前に監査に適した時期を押さえておく必要がある。

また、他大学の内部監査との比較を行っても本学は本質的な課題解決のための教学監査を実施しており、ほぼ先進的な対応と認識している。これは、本学の大学運営が適切に実施されている根拠ではないかと思料する。

（３）問題点

<適切な危機管理対策の実施>

防火・防災・避難訓練については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年度～2022年度において学生・教員が参加した訓練が行えず、職員のみの小規模な訓練となってしまうている。この点、2023年度からは段階的に規模を拡大し、20232024年度は教員を含めた訓練を行い、2025年度から学生・教員・職員全体での訓練を実施する予定である。

安否確認システムによるシミュレーション訓練については、回答率が学生40%弱、教員70%弱と伸び悩んでいる。回答率を上げるための施策が必要となっている。なお、2024年度からは、学生が所持するスマートフォンから速やかに学内の様々な情報を得、またサービスを受けられる「OIDAIアプリ」を用いて安否確認を行う予定であり、より迅速かつ網羅的な安否確認を実現するとともに、回答率の上昇も企図している。

<適切な予算管理>

本学では、2019年度に新たに開設した総持寺キャンパスの設備投資やランニングコスト増によって、適正水準を上回るほどの資金余剰があると言い難い状況にあるが、予算執行状況の可視化を図りながら、徹底した予算編成、執行管理、執行評価といった財務バリューチェーンを再構築することで、教職員全体のコスト意識の醸成を図っている。今後、将来の教育研究活動に繋げるために、スクラップ＆ビルドの観点をより重視し、更なるコストの最適化を行い、内部留保の一層の充実を目指して健全な財政基盤を構築していくこ

とが求められる。

予算執行管理については、部門ごとの予算執行管理から、部門ごと・取組ごとの予算執行管理体制へ移行中である。執行評価となる効果検証も道半ばであることから、予算執行管理から見えてくる計画に対する予算額や計画そのものの妥当性の検証、ならびにそれらの予算や計画の費用対効果についての検証を推し進めていく必要がある。

<監査体制の更なる充実>

ここで課題・問題点を次のとおり列挙する。

- ①教学監査を含め、監査実施数を増加したいがマンパワーがなく、監査の質については適宜適切にスキルアップを試みているものの、やはりマンパワーの強化は課題と捉えている。
- ②安全保障輸出管理監査は 2022 年度より実施したが、今後は本格的な監査を展開する必要があることが課題として捉えている。
- ③研究インテグリティを含む、公的研究費監査については、内部統制を含み丁寧な監査を実施しているが、大学を取り巻く環境から鑑み、近年研究不正が増加傾向にある点から本学としても課題として捉えている。

以上に対し、改善の状況は次のとおりである。

- ①現在は、質的な向上によりマンパワー不足を補っているが、大学の規模拡大などの要因により状況に応じて可及的速やかに対応することを検討している。よって、現在人材育成についても日本内部監査協会や大学監査協会などを活用し育成を試みている。
- ②担当である研究企画課と安全保障輸出管理に関係する各部局に対し、適切に監査を実施するために効果的な監査プロセスを研究し、改善を検討している。
- ③研究不正が発生しないよう、内部統制を含む年 2 回（7 月：期末監査、2 月：期首監査）監査を実施することにより、適正性及び有効性の観点から質の高い監査を実施するように心がけている。

（４）全体のまとめ

本学は、本学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を明確にしており、学長及び役職者の選任方法と権限を学内諸規程で明確に定めることにより、教育研究評議会、全学教授会等、学長を中心とする大学の運営にかかわる意思決定体制を整備しており、副学長をはじめとする学長の執務執行を支える体制を構築することで関連規則に基づき適切に大学運営を実施している。

また、事務組織については、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、その事務組織は必要に応じて適切に改編を行い、機能的な事務組織の編成を行っている。

また、本学を内部監査の点から見た際の長所、特色、問題点について次のとおり説明する。

本学が行う内部監査の長所は、内部監査（教学監査）を適切に受けることにより、単に P（計画）D（実行）のみならず C（確認）、A（改善）という PDCA サイクルを実施する文化・風土が形成されている点にある。特に、指摘事項はフォローアップ監査にて改善す

るまで対応しており、他の大学よりも先進的であると考えている。

本学の内部監査の特色は、学部設置やキャンパス造成等、大学改革のスピードが速いことから、それに対応すべく先進的な内部監査を実施している点にある。そのため、年度における監査結果のホームページへの公表についても適時適切な対応に努めている。また、本学では監事、監査法人、内部監査が連携して監査体制を構築している、いわゆる三様監査体制が整備されており、経営に資する適切な監査の実施が可能となっている。

一方、本学の内部監査の問題点として、教学監査の理系学部への対応がある。2023年度現在は、文系学部学科のみの構成であるが、将来的に理系学部学科の設置も検討されているため更なる効果的な監査の体制が課題となっている。加えて、内部監査室における監査手法やスキルアップについても課題となっており、これらの点は速やかな課題・問題解決を行う必要があると認識している。

第 10 章 大学運営（２）財務

（１）現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点１：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点２：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

1. 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
2. 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学院では、経営水準の安定化、事業活動収入の増加、基本金組入前当年度収支差額の増加といった経営目標数値を定めた「長期計画 2030」（資料 1-25 [学校法人追手門学院 長期計画 2030]）を掲げ、さらにそれを具体化するものとして 2022 年度から 2027 年度までの 6 年間における「第Ⅳ期中期経営戦略」を策定している（資料 1-28 【ウェブ】 [学校法人追手門学院/第Ⅳ期中期経営戦略]）。策定時には 2027 年度までの財政計画を織り込んだ KGI も掲げた。財政計画では質の高い教育研究活動の推進及び財政基盤の強化の両立を図ることを目標に、収入面においては収容定員増を含む改組計画を、支出面では施設設備への投資計画やキャンパス全体にかかるコストを織り込んでいる。この中期経営戦略に基づいた単年度ごとの予算編成方針では、財務関係比率として事業活動収支差額比率 10%（特有事項を除く）を目指し、人件費比率 50%、教育研究経費比率 30%、管理経費比率 10%とする数値管理の徹底を図っている（資料 10-2-1 [2023 年度予算編成方針（大学・法人用）]）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点２：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点３：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1. 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
2. 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
3. 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学財政は堅調に推移している。大学における 2022 年度決算では、事業活動収支差額比率（特有事項を除く）9.6%と目標達成まであと一步のところであり、人件費比率 40.9%、教育研究経費比率 40.1%、管理経費比率 9.9%については、日本私立学校振興・共済事業団

「今日の私学財政」の全国平均と大きな乖離はない（資料 10-1-56【ウェブ】[学校法人追手門学院/学校法人追手門学院 2022（令和 4）年度 事業報告書]）（資料 10-2-2 [財務計算書類（2018～2022）]）（資料 10-2-3 [財産目録（2018～2022）]）（資料 10-1-63 [監事による監査報告書（2022～2018）]）（資料 10-1-64 [独立監査人による監査報告書（2018～2022）]）（資料 10-2-4 [5 カ年連続財務計算書類（様式 7-1）]）。引き続き、教育研究活動を安定して遂行するために、支出面では、予算要求、予算執行管理、執行評価を一連のものとして認識した財務バリューチェーンの確立や取組ごとの予算の見直しなど支出の適正化を図っている。収入面では、予算編成方針に補助金（外部資金）の計画的・積極的な獲得を打ち出しており、特に大規模な施設設備を計画する場合は、補助金の獲得を推進している。実績として、2021 年度には文部科学省の「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」に採択され（資料 10-2-5【ウェブ】[「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」実施機関の決定について〔令和 3 年 3 月 11 日文部科学省報道発表〕]）、93,863 千円の補助金を獲得した。また、外部資金獲得支援の窓口を充実させ、研究環境の整備を進めてきた結果、共同研究費や受託研究費は、2020 年度に 5 件 4,400 千円、2021 年度に 16 件 23,000 千円、2022 年度に 9 件 9,740 千円と推移しており、件数も受入金額も 2020 年度の水準を上回っている。科研費については、配分額は 2020 年度に 81,770 千円、2021 年度に 70,720 千円、2022 年度に 66,170 千円と漸減傾向にあるものの、新規採択率は 2019 年度に数パーセントであったものが、2020 年度に 16.1%、2021 年度に 21.4%、2022 年度に 18.8%と増加傾向にある（資料 10-2-6【ウェブ】[日本学術振興会/科研費データⅢ.科研費の配分状況（4）研究機関別配分状況]）。寄付金は、2019 年度から 2021 年度にかけて本学の卒業生による株式現物寄付の受入れがあり、その間の寄付金比率は 6.8%から 9.3%で推移し、受入れが終了した 2022 年度は 2.0%と減少したが、全国平均 1.8%をやや上回っている状況である（資料 10-1-56【ウェブ】[学校法人追手門学院/学校法人追手門学院 2022（令和 4）年度 事業報告書]）。今後は、寄付金の増収を図るため、新たな施策として、手軽に寄付ができる取組の推進や大口の寄付を受け入れる計画を進める。資産運用については、資産運用規程及び資産運用細則に則り、中・長期的な視点で安全かつ効率的な資産運用を図ることを目的とし、期首に当年度の資産運用方針を理事会に諮るとともに、運用状況を毎月の常任理事会にて報告するという形でリスク管理を行っている。実際の運用に際しては、常任理事会の諮問機関として資産運用委員会を組成し、当委員会内での決定を経て個々の取引が実行される。さらに、セカンドオピニオンとしてコンサルティング会社に協力を依頼し、ポートフォリオの構築、運用商品のモニタリングや適性、今後の見通しなどといった専門的知見による助言を随時受けている。

（2）長所・特色

<長期的な財政計画の明示>

本学院の 2019 年度から 10 年間の経営計画の方針を示した「長期計画 2030」で長期的な財政計画が示されており、本学ではそれに基づき、財政目標と現在とのギャップを適切に改善するため、中期計画においても財政計画を策定している。また、中期計画では、各部署の事業計画と予算を連動させており、予算の中でも優先度が高い中期経営戦略に係る

事業の予算に、予算事業コードを付与し、他の予算と区別することで透明性を確保している。また、中・長期の財政計画については、人事課や管財課、システム企画推進課等の関連部署と連携し、直近の人件費計画や施設設備投資計画、システム投資計画等を基に財政シミュレーションを随時実施している。

<事業計画に基づく予算管理>

第Ⅳ期中期経営戦略に掲げる目標を達成するために、事業計画と予算を連動させている。具体的には、第Ⅳ期中期経営戦略で掲げている事業計画で予算が必要となる取組については、当該年度の予算申請において予算事業コードを付与し、会計システムを通じて個別に管理が可能な体制を整えている。予算の中でも優先度が高い中期経営戦略に係る事業の予算に、予算事業コードを付与することで、他の予算と区別し透明性を確保している。

<メリハリある予算管理>

先に述べた財務関係比率を達成するために、各予算部門に予算申請上限枠（予算 CAP）を設定し、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。具体的には、予め財政確保として、財務課にてあらかじめ収支差額のシミュレーションを行い、一定の財源を確保した上で、各予算部門へヒアリングを実施し、予算執行実績等を考慮して算出した予算申請上限枠を各予算部門に割り当てている。原則として予算申請上限枠内での予算要求を求める一方で、それを超える規模の資金を要する事業計画がある場合には、内容に応じて予算申請上限枠を引き上げる等の選択と集中を意識した弾力的な運用を行っている。また、予算要求においては、取組別の予算申請を制度化している。予算は取組の積み上げで構成されているという考えのもと、予算管理を取組単位で行うことで、取組に対する支出の見直しや取組そのものの可否を判断し、支出の適正化を図り、限りある財源を効果的に教育・研究に投資している。

（３）問題点

<財政シミュレーションの精緻化>

中・長期の財政計画について、支出面についてはより精緻なシミュレーションに基づいた計画立案を目指している。これまでは、財政シミュレーションの科目が大科目（教育研究経費、管理経費等）ごとの試算となっており、経常的に発生しているものか一時的に発生しているものかの判断が正確にできていない状態で、過去の実態を把握し、それを基に将来予測を行い、財政計画の基礎としていた。その結果、支出を過大に見込んでしまう等したため、科目を大科目ではなく、小科目ごとに細分化し、より実情に合わせた精緻な財政シミュレーションの実施とそれを基にした精緻な財政計画の立案へ向けて検討を進めている。

<大規模投資と安定した財政の両立>

本学院では、2019年度に茨木総持寺キャンパスを新設するなど、大規模な設備投資を行ってきた。以降、茨木総持寺キャンパス棟の減価償却費やランニングコストが増加し、2019

年度の決算における特有事項を除く事業活動収支差額比率（特有事項を除く）は 6.7%と、目標値である 10%を下回っており、先行投資の影響が財政に及んでいる。しかしながら、予算申請にあたっての厳格な審査に始まり、予算執行、予算執行管理、予算執行評価といった財務バリューチェーンの再構築を図り、大学の収容定員増も相まって、2020 年度には事業活動収支差額比率は 7.0%、2021 年度の事業活動収支差額比率は 8.4%、2022 年度 9.6%と推移し、2022 年度は 2019 年度と比較して 2.9 ポイント好転している。また、同様の要因により、教育研究経費比率は 2022 年度 40.1%と目標値である 30%を大きく上回っている。これらは安定かつ質の高い教育研究活動を遂行していくための環境整備として、先行投資を行ったことに起因するが、収入面では、収容定員増、学部の新設、既存学部の改組等の増収施策を遂行し、支出では、中長期におけるキャンパス全体のコスト管理も含め、今後のキャンパスの展開について検討している。

（４）全体のまとめ

本学は長期計画に基づき策定された中期計画「第Ⅳ期中期経営戦略」において、質の高い教育研究活動を維持・発展させていく投資計画及び強固な財政基盤の確立を目指した財政計画を織り込み、単年度の予算編成方針にて事業活動収支差額比率（特有事項を除く）10%を目指すこととしている。近年の大規模施設設備への投資により、2019 年度には事業活動収支差額比率（特有事項を除く）6.7%と落ち込んでいたが、厳格な予算申請、予算執行、予算評価といった財務バリューチェーンの確立により、2020 年度決算では 7.0%、2021 年度決算では 8.4%、2022 年度決算では 9.6%と改善傾向にある。

終章

現在、高等教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、その環境下において、社会で活躍できる人材を輩出する高等教育機関の役割は極めて重大である。本学院が掲げる教育理念「独立自強・社会有為」のもと、本学を取り巻くステークホルダーに対して社会的使命を果たす必要があると考える。その使命を果たすため、大学基準協会の示す「内部質保証」、つまりPDCAサイクルを適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスの強化が求められる。

本学は、2017年の第Ⅱ期認証評価受審以降、その内部質保証の強化を行うため、学院の中期経営戦略の進捗および達成度の評価を中心に、全学自己点検・評価委員会および内部質保証推進委員会にてPDCAサイクルを機能させ自己点検・評価を行ってきた。しかし、本報告書に記載のとおり、全学自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の役割が曖昧であり、また、中期経営戦略に基づく点検・評価では全般的な教育研究活動を網羅した点検・評価となっていなかったため、2023年度に「内部質保証体制の強化」および「関係規程の整備」を行った。

具体的には、全学自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会との役割の違いを明示し、前者を自己点検・評価を総括し、内部質保証に責任を持つ委員会として、後者を主として各学部等の教育課程の点検・改善を行い、内部質保証活動を推進する委員会として位置付け、関係規程の整備も行った。また、両会議は構成員が似通っていたことから、役割に即した形へと構成員を変更し、また両会議に出席する副学長には、大学基準10項目のうち主として点検・評価活動の統括を行う基準を定め、これを責任領域とし、責任領域以外の基準を点検領域として定め、ダブルチェックを行うこととした。併せて、内部質保証の核となる学位プログラムレベルの自己点検・評価にあたっては、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」と、「チェックリストに基づく自己評価報告シート」を用いて、フィードバックも含めて継続的に質の維持・向上を図るPDCAサイクルを運用できるよう、運用フローと様式を整備した。

また、より客観性、妥当性を担保するために学外有識者を外部評価委員として複数招聘し、「外部評価委員会」を開催することで、様々な指摘や助言をふまえた改善を速やかに実行できる体制としている。

なお、学院の中期経営戦略の進捗確認に用いているシートや根拠資料は自己点検・評価において連動する形で引き続き活用し、学院の中期経営戦略の進捗および達成度の評価と、大学の全般的な自己点検・評価とを連携できる体制をとっている。

本学は、この度の第Ⅲ期認証評価受審に向けて継続的に点検・評価活動を行い、様々な改善を行ってきた。しかし、内部質保証体制の強化においては、2023年度に整備したものが多いため、今後、教職員一同が組織的かつ継続的にこの内部質保証体制を運用させることが極めて重要であると認識している。そして、本学は社会有為の人材を輩出していくため、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していくことにより、高等教育機関の社会的使命を果たしていく所存である。

2024年3月
追手門学院大学 学長
真銅 正宏